



# So-net 法人向けサービス 規約集

法人用

各サービスのお申し込みのための共通のご案内・  
注意事項・So-netサービス会員規約・サービス毎の  
ご利用規約や同意事項を必ずお読みの上、申込書に  
ご記入ください。

## 記載内容

So-net サービス全般	So-net サービス会員規約	P.1
So-net 光 with フレッツ Sコース	「So-net 光 with フレッツ S」コースご利用規約	P.3
So-net ADSL (eA) コース	「So-net ADSL (eA)」コースご利用規約	P.4
アクセスコミュファコース	ホーム ライトコースに関する注意事項	P.10
So-net モバイル WiMAX	So-net モバイル WiMAXサービスご利用規約	P.10
So-net モバイル 3G	So-net モバイル 3Gサービスご利用規約	P.11
So-net フォンサービス	「So-net フォンサービス」ご利用規約	P.12
bitWarp (EM)	bitWarp (EM) サービスご利用規約	P.13
ドメイン取得代行サービス	「ドメイン取得代行サービス」ご利用規約	P.16
So-net自動口座振替サービス	So-net自動口座振替サービスご利用規約	P.23
So-net 銀行振込サービス	So-net銀行振込サービスご利用規約	P.24

【お問い合わせ先】

### So-netビジネスインフォメーションデスク

9:00～18:00（土・日・祝日及び弊社指定のメンテナンス日を除く）

■ フリーダイヤル※携帯電話、PHSからもご利用いただけます。

**0120-80-7765**

■ So-net フォン及びその他IPフォンから（通話料金有料）

**03-6700-6232（東京）**

■ メール・FAX・その他お問い合わせ先

**<http://www.so-net.ne.jp/support/navi5/>**

※お問い合わせの際は、番号をよくお確かめください。

※お客さまのご要望に正確かつ迅速に対応するため、通話内容を録音させていただいております。  
対応終了後、消去いたします。

# So-netサービス会員規約

ソネットエンタテインメント株式会社（以下「弊社」といいます。、So-netサービス会員規約を、以下の通り定めます。

## 【So-netサービス会員規約本則】

### 第1条（定義）

So-netサービス会員規約本則（以下「本則」といいます）における用語を以下の通り定義します。

- (1)「So-netサービス」とは、弊社が提供する各種インターネットサービスをいいます。
- (2)「会員」とは、弊社が定める手続に従いSo-netサービスの全部または一部を利用する資格を持つ個人または法人をいいます。
- (3)「利用者」とは、会員の持つSo-netサービス利用資格に基づいて、So-netサービスの全部または一部を利用することができる個人をいいます。
- (4)「個別規定」とは、各So-netサービスの利用に関して、弊社が別途定める規定をいいます。なお、個別規定には、弊社が随時通知又はホームページ上に掲示する条件を含むものとします。
- (5)「本規約」とは、本則および個別規定を総称していいます。
- (6)「ID等」とは、弊社が会員に貸与するユーザーID、自己の設定するパスワード、その他So-netサービスを利用するために弊社が会員に対して付与する記号または番号をいいます。
- (7)「会員情報」とは、So-netサービスに関して会員または利用者が弊社に対して提供する、氏名、住所、生年月日、カード番号等の、会員または利用者を認識もしくは特定できる情報をいいます。
- (8)「履歴情報」とは、弊社に記録される会員および利用者によるSo-netサービスの利用履歴をいいます。

## 第2条（本規約の適用および変更）

1. 本則は、全てのSo-netサービスの利用に適用されるものとします。また、個別規定は、該当するSo-netサービスの利用に適用されるものとします。
2. So-netサービスに関し、本則に定める内容と個別規定に定める内容が異なる場合には、別途弊社が明示的に定める場合を除き、個別規定に定める内容が優先して適用されるものとします。
3. 弊社は、弊社が適当と判断する方法で会員に通知することにより、本規約を変更できるものとします。ただし、本規約の変更内容の詳細については、弊社のホームページ上に掲示することにより、会員への通知に代えることができるものとします。その場合、本規約の変更に関する通知の日から起算して8日以内に、会員が第4条に従って該当するSo-netサービスの利用を終了しない場合、会員によってかかる変更は承認されたものとみなします。

## 第3条（入会）

1. So-netサービスの利用希望者は、本則および該当する個別規定を承認した上で、各So-netサービス毎に弊社が別途指定する手続に従ってSo-netサービスの利用を申込みるとし、弊社がこれを承諾し、当該手続が完了した時点で該当するSo-netサービスの利用契約が成立して利用資格を得、会員となるものとします。
2. 既に会員である方が、利用資格を得ていないSo-netサービスの利用を新たに希望される場合には、新たに入会手続を経ることなく、弊社が別途定めるSo-netサービスの利用申込手続を経ることにより、かかるSo-netサービスの利用が可能となるものとします。
3. 未成年のSo-netサービス利用希望者は、自らの法定代理人から事前に同意を得た上で、前2項に述べる手続に従って、So-netサービスの利用を申込みものとします。
4. 本条第1項および第2項に定める申込について、利用希望者が以下のいずれかに該当することを弊社が確認した場合、弊社はその申込を承諾しない場合があり、利用申込者は予めこれを了承するものとします。
  - (1) 利用申込に当たり、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあった場合
  - (2) 利用申込に当たり、指定カード会社より無効扱いの通知を受けた場合
  - (3) 過去に、So-netサービスの利用資格の停止又は失効を受けた場合
  - (4) 過去に、So-netサービスの利用に際し、料金の未納、滞納をした場合
  - (5) 利用申込者が未成年で、法定代理人の同意を得ていない場合
  - (6) その他、業務の遂行上または技術上、支障を来たとし、弊社が判断した場合

## 第4条（退会）

1. 会員は、弊社が別途定める手続に従い、各So-netサービスの利用を終了することができるものとします。
2. 本則または各個別規定の定めに従って会員がSo-netサービスの利用資格を全て失った場合、当該会員は退会したものとみなします。

## 第5条（So-netサービス利用資格の停止および失効）

1. 以下の各号の一に該当する場合、弊社は、事前に通知することなく、直ちに該当する会員のSo-netサービス利用資格の全部もしくは一部を停止するまたは失効させることができるものとします。
  - (1) 会員または利用者が第10条各号に定める禁止行為を行った場合。
  - (2) 会員により、So-netサービスに関する料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。
  - (3) その他、会員もしくは利用者が本則または該当する個別規定に違反した場合。
  - (4) 会員が死亡または清算された場合、その他会員が権利能力を失った場合。
  - (5) その他、会員として不適切またはSo-netサービスの提供に支障があると弊社が判断した場合。
2. 前項の規定に従い何れかのSo-netサービスの利用資格が停止または失効した場合、該当する会員は、期限の利益を失い、かかる利用資格の停止または失効の日までに発生したSo-netサービスに関連する弊社に対する債務の全額を、弊社の指示する方法で一括して支払うものとします。
3. 弊社は、会員のSo-netサービス利用資格が停止、失効または終了した場合であっても、会員によって既に支払われたSo-netサービスに関する入金金や料金等を、一切戻す義務を負わないものとします。

## 第6条（設備等の準備）

1. 会員は、通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器の準備、設置、接続および設定、回線利用契約の締結ならびにアクセスポイントへの接続、インターネット接続サービスへの加入、その他自己の利用するSo-netサービスを利用するために必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。
2. 弊社は、会員または利用者がSo-netサービスを利用するに当たり使用する通信機器、ソフトウェアおよびこれらに付随して必要となる全ての機器との互換性を確保するために、弊社の管理する設備、システムもしくはソフトウェアを改造、変更または追加したり、So-netサービスの提供方法を変更する義務を負わないものとします。

## 第7条（So-netサービスの利用）

1. So-netサービスは、その利用資格を有する会員および利用者のみが利用できるものとします。会員は、So-netサービスの利用資格を得た後、So-netサービスの利用条件を変更する場合、弊社が別途指定する手続に従うものとします。
2. 会員は、本規約に従ってSo-netサービスを利用するものとします。
3. 会員は、So-netサービスと同時にまたはこれに関連してSo-netサービス以外の各種インターネットサービスを利用する場合であっても、かかるインターネットサービスに関する規約、契約、利用条件等にも拘らず、So-netサービスの利用に関しては、本規約の内容に従うものとします。
4. 会員は、自己の有する資格に基づいてSo-netサービスを利用する利用者に対し、本規約において自己に課せられている義務と同様の義務を課し、これを遵守させるものとし、かつ、弊社に対して、利用者による当該義務の違反に関し、当該利用者と共に責任を負うものとします。万一、利用者が当該義務に違反した場合、会員は、自己の費用と責任において、弊社の指示に従い、当該利用者によるSo-netサービスの利用を中止させ、かつ、再発防止に必要な措置を取るものとします。
5. 会員は、本規約において明示的に定める場合を除き、自らまたは利用者がSo-netサービスを通じて発信する情報、および自己または利用者によるSo-netサービスの利用につき一切の責任を負うものとし、他の会員、第三者および弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。
6. So-netサービスの利用に関連して、会員もしくは利用者や他の会員、第三者または弊社に対して損害を与えた場合、あるいは会員もしくは利用者や他の会員または第三者との間で紛争が生じた場合、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。

## 第8条（料金および支払い）

1. 会員は、So-netサービスの利用にあたって、別途弊社が定める使用料等の料金を、別途弊社が定める方法により支払うものとします。
2. 弊社は、弊社が適当と判断する方法で会員に事前に通知することにより、前項に定める料金およびその支払い方法を変更することができるものとします。ただし、料金およびその支払方法の変更の詳細については、弊社のホームページ上に掲示することにより、会員への通知に代えることができるものとします。その場合、料金およびその支払方法の変更に関する通知の日から起算して7日以内に、会員が本則第4条に従って該当するSo-netサービス利用の終了を申し入れない場合、会員によってかかる変更は承認されたものとみなします。

## 第9条（著作権）

1. 会員は、So-netサービスを通じて弊社が会員に提供する情報（映像、音声、文章等を含む。以下同じ）に関する

- 著作権が、弊社または弊社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認します。
2. 会員は、So-netサービスを通じて弊社から提供される情報を自己の私的使用の目的にのみ使用するものとし、商業目的に利用したり、他者への転送や一般公衆が閲覧できるホームページ等への掲載などを行ってはならないものとします。

## 第10条（禁止事項）

- 会員は、So-netサービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
- (1) 他の会員、第三者または弊社の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。
  - (2) 他の会員、第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為。
  - (3) 他の会員、第三者を差別もしくは誹謗中傷し、または名誉・信用を毀損する行為。
  - (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
  - (5) 猥褻、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信・掲載する行為。
  - (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
  - (7) 事実と反する情報を送信・掲載する行為、または情報を改ざん・消去する行為。
  - (8) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類似する行為。
  - (9) 弊社から事前に承認を得ていない、So-netサービスを通じてまたはSo-netサービスに関連する営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為。
  - (10) So-netサービス、または第三者が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為。
  - (11) 無断で他の会員、第三者へ広告宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、大量のメールを送信する等により他の会員もしくは第三者のメールの送受信を妨害する行為、または受信者が迷惑感を抱く、もしくはその虞のあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為。
  - (12) コンピューターウイルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、またはそれらを支援、宣伝もしくは推奨する行為。
  - (13) 他の会員になりすましてSo-netサービスを利用する行為。
  - (14) 法令もしくは公序良俗（売春、暴力、残虐）に違反し、または他の会員もしくは第三者に不利益を与える行為。
  - (15) 前各号に定める行為を助長する行為。
  - (16) 前各号に該当する虞があると弊社が判断する行為。
  - (17) その他、弊社が不適切と判断する行為。

## 第11条（ID等の管理）

1. 会員は、ID等の管理責任を負うものとします。
2. 会員は、ID等を利用者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。
3. 会員は、自己の設定するパスワードを定期的に変更するものとします。
4. 会員によるID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は会員が負担するものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。また、第三者によるID等の使用により発生したSo-netサービスの料金等については、かかる第三者によるID等の使用が弊社の責に帰すべき事由により行われた場合を除き、全て当該ID等の管理責任を負う会員の負担とし、
5. 会員は、ID等の失効があった場合、またはID等が第三者（利用者を除く）に使用されていることが判明した場合、直ちに弊社にその旨連絡するとともに、弊社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

## 第12条（So-netサービスの提供）

1. So-netサービスは、本規約に従って提供されるものとします。
2. 弊社は、理由の如何を問わず、会員に事前の通知することなく、So-netサービスの全部または一部の変更、追加および廃止ができるものとします。但し、個別規定で定める個々のSo-netサービスの全部を廃止する場合、および本規約の変更を伴うSo-netサービスの内容の変更、追加および削除を行う場合には、弊社は自らが適当と判断する方法で、事前に当該So-netサービスの利用資格を有する会員にその旨を通知または弊社のホームページ上に掲示するものとします。

## 第13条（弊社が管理する設備の修理または復旧）

1. So-netサービスの利用中に会員が弊社の管理する設備、システムもしくはSo-netサービスに異常、故障または障害を発見した場合、会員は、会員自身の設備、ソフトウェア等に異常、故障または障害がないことを確認した上、弊社の管理する設備もしくはシステムの修理またはSo-netサービスの復旧を弊社に請求できるものとします。
2. 弊社の管理する設備、システムもしくはSo-netサービスに異常、故障または障害が生じあるいは弊社の管理する設備もしくはシステムが滅失または毀損し、So-netサービスを提供できないことを弊社が知った場合、弊社は速やかにその設備もしくはシステムを修理し、So-netサービスを復旧するよう努めるものとします。

## 第14条（So-netサービスの提供の制限）

1. 天災、地変、その他の非常事態が発生し、または発生する虞がある場合、弊社の管理する設備もしくはシステムの保守を定期的または緊急に行う場合、あるいは弊社の管理する設備またはシステムの障害その他やむを得ない事由が生じた場合、弊社は、自らの判断により会員および利用者に対するSo-netサービス上の提供の全部または一部を制限することができるものとします。なお、弊社は、本項の規定によりSo-netサービスの提供を制限する場合、弊社が適当と判断する方法で事前に会員にその旨を通知または弊社のホームページ上に掲示するものとします。但し、かかるSo-netサービスの提供の制限が緊急に必要な場合、またはやむを得ない事情により通知できない場合には、この限りではないものとします。
2. 弊社は、以下のいずれかに該当する場合、事前に会員に通知することなく、自らの判断により会員および利用者に対するSo-netサービスの提供の全部または一部を制限することができるものとします。
  - (1) 電気通信事業法第8条に従い災害の予防または救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保等に関する通信を優先的に取扱う必要がある場合
  - (2) 法令または管轄官公庁の求めるところに従う場合
  - (3) その他弊社の責みに帰すべからざる事由による場合
3. 弊社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が作成した児童ポルノを掲載しているWebサイトのアドレスリストに基づき、当該Webサイトに掲載されている一部の映像または画像への会員および利用者からの閲覧要求を検知し、当該Webサイト全体の閲覧または当該Webサイトに掲載されている一部の映像または画像の全部もしくは一部の閲覧を制限することができるものとします。
4. 弊社は、会員および利用者により帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われる弊社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することができるものとします。
5. 弊社は、前各項のSo-netサービスの提供の制限によって生じた会員および利用者の損害につき一切責任を負わないものとします。

## 第15条（会員の発信・提供する情報）

1. 会員がまたは当該会員が地位に基づいて利用者が、So-netサービスを通じてインターネット上で発信または提供した情報（映像、音声、文章等を含む。以下同じ）に関連して、他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、または他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、当該会員は、自己の費用と責任において、かかる紛争を解決または損害を賠償するものとし、弊社に何ら迷惑をかけたり、損害を与えないものとします。
2. 弊社は、会員がまたは当該会員の地位に基づいて利用者がSo-netサービスを通じてインターネット上で発信または提供した情報が、以下のいずれかの事項に該当すると判断した場合、当該会員に通知の上、当該情報を削除するまたは弊社の指定する第三者に削除させることができるものとします。
  - (1) 会員または利用者が第10条各号に定める禁止行為を行った場合。
  - (2) So-netサービスまたは弊社の管理する設備もしくはシステムの保守管理上必要であると弊社が判断した場合。
  - (3) 会員もしくは利用者により登録または提供された情報量、当該会員または利用者により割り当てられた弊社の管理する設備およびシステムの所定の記録容量を超過した場合。
3. 前項の規定にも拘らず、弊社は、会員または利用者によりSo-netサービスを通じて登録またはインターネット上で提供された情報が前項の各号の一に該当する場合であっても、その削除義務を負わないものとします。
4. 弊社は、会員もしくは利用者によりSo-netサービスを通じて登録またはインターネット上で提供された情報を本条の規定に従って削除したこともしくは削除させたこと、または当該情報を削除しなかったこともしくは削除させなかったことにより当該会員もしくは当該利用者により発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

## 第16条（会員情報の取扱い）

1. So-netサービスの利用希望者は、第3条（入会）の諸手続において、弊社からの会員情報の提供の要請に応じて、正確な会員情報を弊社に提供するものとします。なお、弊社は、当該利用希望者個人を識別できる情報を、当該利用希望者の同意を得ることなく取得することはありません。
2. 会員が既に弊社に届出ている会員情報に変更が生じた場合、会員は、弊社が別途指示する方法により、速やかに弊社に対してかかる変更を届出るものとします。
3. 弊社は、会員情報および履歴情報を、個人情報保護管理者であるセキュリティ委員長の責任のもとで善良なる管理者としての注意を払って管理いたします。
4. 会員は、弊社が会員情報および履歴情報を、So-netサービスを提供する目的のために、弊社の委託先に提

供することがあることに同意するものとします。

5. 会員は、弊社が会員情報及び履歴情報を、So-netサービスを提供する目的他に、以下の各号に定める目的のために利用または第三者に提供することがあることに同意するものとします。
  - (1) 弊社が会員または利用者に対し、So-netサービスの追加または変更のご案内、または緊急連絡の目的で、電子メールや郵便等で通知する場合、または電話等により連絡する場合。
  - (2) 弊社または弊社の提携先等第三者の提供するサービスや商品に関する広告宣伝またはその他の案内を、電子メールもしくは郵便等で通知する場合、または電話等により連絡する場合、もしくは会員がアクセスした弊社のホームページ上その他会員の情報端末機器の画面上に表示する場合。
  - (3) 弊社が、So-netサービスに関する利用動向を把握する目的で、会員情報の統計分析を行い、個人を識別できない形式に加工して、利用または提供する場合。
  - (4) 法的な義務を伴う開示要求へ対応する場合。
  - (5) 第8条に定める料金に関する決済を行うため金融機関等に提供する場合。なお、この場合、弊社は、当該会員情報に、暗号化等、金融機関等を除く第三者が閲覧できない状態にしたうえで当該決済に必要な会員情報のみを金融機関等に提供します。
  - (6) 会員または利用者から事前に同意を得た場合。
6. 前項(1)号の規定にもかかわらず、会員は、会員情報および履歴情報を利用しての弊社からの情報の提供や問い合わせの受領を希望しない場合には、弊社に対してその旨請求できるものとします。弊社がかかる会員の請求に応えるように努めるものとします。ただし、かかる弊社からの情報の提供や問い合わせが、会員に対するSo-netサービスの提供に関連して必要な場合には、この限りではないものとします。
7. 会員は、利用者に関する情報を弊社に登録または提供する場合、事前に弊社による当該情報の利用、開示もしくは提供につき該当する利用者から同意を得るものとします。当該情報の利用、開示、提供に関連して、かかる同意を得ていない場合、あるいは利用者に損害が発生した場合または利用者との間で紛争が生じた場合、該当する会員は、自己の費用と責任において、かかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、弊社に何等の迷惑をかけない、または損害を与えないものとします。
8. 会員は、会員情報を照会または変更することを希望する場合には、別途弊社が定める手続きに従ってかかる照会または変更を請求できるものとします。なお、婚姻その他法令により氏名の変更が認められている場合を除き、会員が、弊社に登録した自らの氏名を変更することはできないものとします。
9. 弊社は、会員からの会員情報または履歴情報に関しての問い合わせについては、So-netサービス会員規約の最後尾に定めるサポートデスクにて受け付けるものとします。

#### 第17条 (免責)

1. 弊社は、So-netサービスの内容、ならびに会員および利用者がSo-netサービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
2. So-netサービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、So-netサービスを通じて登録、提供もしくは収集された会員および利用者の情報の消失、その他So-netサービスに関連して発生した会員の損害について、弊社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負わないものとします。
3. 会員または弊社以外の第三者の責に帰すべき事由によって、会員がSo-netサービスの全部または一部を利用できないことにつき、弊社は一切の責任を負いません。

#### 第18条 (譲渡禁止)

本規約は、会員たる地位ならびに本規約上会員が有する権利および義務を弊社の事前の同意を得ることなく第三者に譲渡してはならないものとします。

#### 第19条 (準拠法)

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

#### 第20条 (協議解決の原則および管轄裁判所)

1. So-netサービスに関連して会員と弊社との間で問題が生じた場合には、会員と弊社の間で誠意をもって協議するものとします。
2. 協議しても解決しない場合、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

付則

この規約は1996年1月15日から実施します。

1997年2月14日一部改訂  
1997年4月21日一部改訂  
1998年8月1日一部改訂  
1998年10月1日一部改訂  
2000年11月21日一部改訂  
2003年5月1日一部改訂  
2005年11月1日一部改訂  
2011年4月21日一部改訂  
2012年4月10日一部改訂

#### 【個別規定：接続サービス】

##### 第1条 (定義)

1. So-netサービス会員規約本則において定義される用語は、本個別規定において別途定めがある場合を除き、本個別規定においてもSo-netサービス会員規約本則と同義に用いるものとします。
2. 本個別規定における用語を以下の通り定義します。
  - (1) 「接続サービス」とは、弊社が提供する各種インターネット接続サービスをいいます。
  - (2) 「接続サービス会員」とは、接続サービスの利用資格を有する会員をいいます。
  - (3) 「ファミリー会員サービス」とは、個人向け接続サービスにおけるオプションサービスの一つで、会員の地位に基づき、その同居している家族にも接続サービスをご利用頂けるものをいいます。

##### 第2条 (接続サービスの利用)

1. 接続サービスの利用者は、以下に定める方のみとします。
  - (1) 接続サービス会員が個人である場合においては、当該会員ご本人のみとします。ただし、ファミリー会員サービスをご利用頂いている場合には、当該会員ご本人以外に、当該ファミリー会員サービスの申込時にご登録頂いた、当該会員と同居されているご家族も利用者としてさせていただきます。
  - (2) 接続サービス会員が法人である場合においては、ご契約の内容ごとに弊社が定める個人を利用者としてさせていただきます。
2. 接続サービス会員は、接続サービスの利用にあたり、以下の作業を行うものとします。
  - (1) 自己の利用する接続アカウントおよびメールアドレスの管理
  - (2) 自己の利用するメールボックスの登録および削除
3. ファミリー会員サービスをご利用頂いている接続サービス会員は、前項に定める作業に加えて、以下の作業を行うものとします。
  - (1) 自己の接続サービス会員たる地位に基づく利用者が利用する接続アカウントおよびメールアドレスの管理
  - (2) 自己の接続サービス会員たる地位に基づく利用者が利用するメールボックスの追加登録および削除
  - (3) 接続サービスに関する利用者と弊社との連絡窓口として、接続サービスに関する弊社からの問い合わせへの対応、利用者の異動や変更の届出および自己の接続サービス会員たる地位に基づく利用者に対する弊社からの各種通知の告知ならびに遵守の徹底。
4. 法人である接続サービス会員は、接続サービスの利用にあたり、自らの費用と責任において、自らの役員または従業員の中から事前に接続サービスの利用に関する管理責任者を選任した上、弊社が別途定める手続きに従い弊社に届出するものとし、かつ、当該管理責任者に前条各号に定める作業を行わせるものとします。

##### 第3条 (利用目的に関する特別)

1. So-netサービス会員規約本則第10条(禁止事項)の規定にもかかわらず、法人である接続サービス会員およびサーバホスティングサービス会員は、営利を目的とした行為またはその準備を目的とした行為のために接続サービスを利用することができます。
2. 前項の規定は、営利を目的とした行為またはその準備を目的とした行為のための接続サービス利用について、So-netサービス会員規約本則および本個別規定に基づく接続サービス会員の義務を一切軽減するものではなく、かつ弊社の責任範囲を一切拡張するものではないものとします。

##### 第4条 (接続サービス利用契約の解約)

1. 接続サービス会員が、弊社所定の手続きに従って、各暦月の20日までに接続サービス利用の終了を申し入れた場合、当暦月の末日をもって、当該接続サービス会員と弊社との間の接続サービス利用契約は解約され、弊社による接続サービスの提供は終了するものとします。
2. 前項に従い接続サービス利用契約が終了した場合、接続サービス会員は、弊社による接続サービスの提供が終了する日までに発生する弊社に対する債務の全額を、弊社の指示に従い支払うものとします。なお

弊社は、接続サービス利用契約が終了した場合であっても、既に支払われた料金等を、当該会員に対して払戻す義務を負わないものとします。

#### 第5条 (損害賠償に関する特別)

1. 弊社の責に帰すべき理由により接続サービス会員が接続サービスを全く利用できないために当該接続サービス会員に損害が発生した場合、当該接続サービス会員が接続サービスを全く利用できない状態となったことを弊社が知った時刻から起算して24時間以上かかる状態が継続したときに限り、弊社は、当該接続サービス会員の接続サービス利用不能時間を24で除した商(小数点以下の端数は切り捨て)に当該接続サービス会員の接続サービスの月額の使用料金(基本料金または固定料金)の30分の1を乗じて算出した額を賠償額の限度として、当該接続サービス会員に現実に発生した通常かつ直接の損害の金銭賠償請求に応じるものとします。弊社は、弊社の責に帰すべき事由から接続サービス会員に生じた損害、弊社の予見の有無に拘らず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、および第三者からの損害賠償請求に基づく接続サービス会員の損害その他の損害については一切責任を負わないものとします。
2. 前項に定める接続サービスの利用不能が、弊社がその業務の全部または一部を委託している第一種電気通信事業者または他の電気通信事業者の責に帰すべき事由により発生した場合、弊社が接続サービス会員に対して応じなければならない損害賠償の額の総額は、かかる事由に関して当該第一種電気通信事業者または他の電気通信事業者から弊社が受領した損害賠償額を上限とします。ただし、個々の接続サービス会員に対して支払われるべき賠償額については、前項に定める規定の適用を妨げるものではないものとします。
3. 前項において、賠償の対象となる接続サービス会員が複数ある場合で、賠償金額の合計が弊社が第一種電気通信事業者または他の電気通信事業者から受領した損害賠償額を超える場合、賠償の対象となる各接続サービス会員への賠償金額は、弊社が受領する賠償金額を第1項により算出された各接続サービス会員に対して返還すべき額で比例配分した金額とします。

#### 第6条 (技術的事項)

接続サービスにおける物理的条件、相互接続回線、電気的特性の条件および通信手順の種類等の基本的な技術的事項は、本個別規定に添付する別表に定めるものとします。

付則

この規定は1996年9月20日から実施します。

1997年2月14日一部改訂

1997年4月21日一部改訂

1998年10月1日一部改訂

2000年11月21日一部改訂

別表：接続サービスの基本的な技術的事項

物理的条件、相互接続回線、電気的特性の条件および通信手順の種類

サービスの種類	ダイヤルアップIP接続サービス	
交換回線	ISDN回線	アナログ回線
速度品目	64kbps	56kbps
物理的条件	8ピンコネクタISO標準	25ピンコネクタISO標準
	IS 8877準拠,IS 10173準拠	IS 2110準拠
電気的特性	ITU勧告V.1430/V.1431準拠	ITU勧告V.34準拠
通信手段の手順	TCP/IP, PPP	TCP/IP, PPP
サービスの種類	専用線IP接続サービス	
速度品目	64kbpsまたは128kbps	
LAN側物理的条件	AU1	
LAN側電気的特性	EthernetV2IEEE802.3	
回線側物理的条件	15ピンコネクタIS4903準拠	
回線側電気的特性	ITU勧告V.21またはV.35準拠	

#### 【個別規定：情報サービス】

##### 第1条 (定義)

1. So-netサービス会員規約本則において定義される用語は、本個別規定において別途定めがある場合を除き、本個別規定においてもSo-netサービス会員規約本則と同義に用いるものとします。
2. 本個別規定において用いる用語を以下の通り定義します。
  - (1) 「情報サービス」とは、弊社が提供しているホームページの閲覧を可能にすることにより、または電子メールの配信により、有料で特定の情報を提供するサービスをいいます。
  - (2) 「情報サービス会員」とは、情報サービスの利用資格を有する会員をいいます。
  - (3) 「登録情報利用者」とは、情報サービスの利用者として、弊社の別途定める手続きに従い情報サービスの利用登録がされた個人をいいます。ただし、情報サービス会員が法人である場合には、同法人に属する役員または従業員のみがかかる登録情報利用者として登録できるものとします。

##### 第2条 (情報サービスの利用)

1. 情報サービスは、登録情報利用者のみが利用できるものとします。
2. 登録情報利用者は、情報サービスを通じて提供された情報を自己の私的使用の目的にのみ利用するものとし、商業目的に利用したり、他者への転送や一般公衆が閲覧できるホームページ等への掲載などを行ってはならないものとします。
3. 情報サービス会員は、情報サービスの利用にあたって自らの費用と責任において、以下の作業を行うものとします。
  - (1) 登録情報利用者ごとの情報サービスの利用登録またはその解除。
4. 情報サービスに関する登録情報利用者と弊社との間の連絡窓口として、情報サービスに関する弊社からの問い合わせへの対応ならびに登録情報利用者に対する弊社からの各種通知の告知および遵守の徹底。
4. 情報サービス会員が法人である場合には、情報サービスの利用にあたり、自らの費用と責任において、自らに所属している個人の中から、事前に情報サービスの利用に関する管理責任者を選任した上、弊社が別途定める手続きに従い弊社に届出するものとし、かつ、当該管理責任者に前項各号に定める作業を行わせるものとします。

##### 第3条 (情報サービス利用契約の解約)

情報サービス会員が、弊社所定の手続きに従って、全ての情報サービスの終了を申し入れた場合、当暦月の末日をもって、当該情報サービス会員と弊社との間の情報サービス利用契約は解約され、弊社による情報サービスの提供は終了するものとします。

付則

この規定は1996年9月20日から実施します。

1996年12月24日一部改訂

1997年2月14日一部改訂

1997年4月21日一部改訂

1997年11月16日一部改訂

2000年11月21日一部改訂

#### 【個別規定：ソネットポイント】

##### 第1条 (定義)

「ソネットポイント」とは、ソネットエンタテインメント株式会社(以下「弊社」といいます)が提供するSo-netサービス及び別途弊社が指定する第三者(以下「提携会社」といいます)が提供するサービスの利用に伴い、弊社がSo-net会員に対して付与するポイント、又は付与主体である提携会社からの指示により弊社がSo-net会員に対して発行するポイントに関するポイントプログラムをいいます。

##### 第2条 (目的)

1. ソネットポイントご利用規約(以下「本規約」といいます)は、ソネットポイントにおけるポイントの付与及び利用等に関する諸条件を定めるものとします。
2. ソネットポイントの付与レート等、詳細については、別途弊社が定めるソネットポイントに関する

諸規定により、So-net会員に提示されるものとします。

3. So-net会員は本規約を含むSo-netサービス会員規約及び別途提示されるソネットポイントに関する諸規定に従いソネットポイントを利用するものとします。

#### 第3条（付与対象者）

So-net会員は、ソネットポイントに関する特段の申込みを要せず、ポイント付与の対象者になるものとします。

#### 第4条（付与対象サービス）

ポイント付与の対象となるサービスは、弊社が定めるサービスに限るものとします。

#### 第5条（ポイントの管理方法）

弊社は、別途弊社が定める方法により、So-net会員が有するポイント数、利用したポイント数、その他ポイントの残高等を、当該So-net会員に対し告知するものとします。

#### 第6条（ポイントの利用）

- So-net会員は、自らが正当に有するソネットポイントのポイントを、弊社が指定する物品やサービスへの交換等の方法で利用できるものとします。なお、ポイントの利用方法の詳細については、別途弊社が定めるものとします。
- ポイントの利用に際し、So-net会員は以下の各号の定めに従うものとします。
  - 別途弊社が定める場合を除き、ポイントの移動、譲渡、買入れ等はできない
  - ポイントは第三者と共有することはできない
  - ポイントを換金することはできない
  - 第三者によるポイントの代理行使はできない
  - 弊社が定める方法以外の方法により、ポイントを利用することはできない

#### 第7条（ポイントの消滅）

- ポイントの有効期限については、別途弊社が定めるものとします。
- ポイントの有効期限前に、退会等によりSo-net会員が会員資格を失った場合、資格喪失時点において未利用のポイントは全て消滅するものとし、資格喪失後のポイントの利用は、一切できないものとします。
- 弊社によるポイント付与後、付与の原因となった取引がキャンセル等の理由により消滅した場合、弊社はSo-net会員に事前に通知することなく、So-net会員による当該ポイントの全部又は一部の利用を停止し、又は当該ポイントを失効させることができるとします。
  - 本規約を含むSo-netサービス会員規約及び別途提示されるソネットポイントに関する諸規定に違反した場合
  - So-net会員が法令又は公序良俗に反する方法により、ポイントを取得した場合
  - 前各号に定める場合のほか、その他弊社が不正又は不適当と判断する方法により、ポイントを取得した場合
- 以下の各号の一に該当する場合、弊社はSo-net会員に事前に通知することなく、当該So-net会員に対するポイントの付与を停止し、当該So-net会員によるソネットポイントの全部又は一部の利用を停止し、又は付与済みのポイントを失効させることができるとします。
  - 本規約を含むSo-netサービス会員規約及び別途提示されるソネットポイントに関する諸規定に違反した場合
  - So-net会員が法令又は公序良俗に反する方法により、ポイントを取得した場合
  - 前各号に定める場合のほか、その他弊社が不正又は不適当と判断する方法により、ポイントを取得した場合
- 不正に取得したポイントの利用等、So-net会員の責に帰すべき事由に基づき、So-net会員によるポイントの利用に関して弊社に損害が生じた場合、So-net会員は速やかに当該損害を賠償する義務を負うものとします。

#### 第8条（税金・付帯費用）

ポイントの取得、利用、交換等に関して、税金、その他の付帯費用が発生する場合、So-net会員が自らこれらを負担するものとします。

#### 付則

この規約は2004年12月24日から実施します。

2006年3月1日一部改訂

2008年4月1日一部改訂

#### 【お問い合わせ窓口】

ソネットエンタテインメント株式会社

So-net サポートデスク

電話番号:0120-80-7761

【受付時間】9:00～21:00(年中無休/1月1日及び弊社メンテナンス日を除く)

#### 【個別規定：サーバホスティングサービス】

##### 第1条（定義）

- So-netサービス会員規約本則において定義される用語は、本個別規定において別途定めがある場合を除き、本個別規定においてもSo-netサービス会員規約本則と同義に用いるものとします。
- 本個別規定における用語を以下の通り定義します。
  - 「サーバホスティングサービス」とは、弊社が管理するサーバ内に、会員が登録したドメイン名で、電子メール送受信のためのメールボックスや、World Wide Web (WWW) 上のホームページ等を開設し、かかるサーバを弊社が運営するサービスをいいます。
  - 「サーバホスティングサービス会員」とは、サーバホスティングサービスの利用資格を有する会員をいいます。
  - 「サーバホスティングサービス利用者」とは、ID等を用いることにより、サーバホスティングサービスの対象となるサーバへの情報の入力、更新、保存および削除ならびに同サーバからの情報の送受信を行うことができ、同会員の地位に基づく利用者をいいます。

#### 第2条（サーバホスティングサービスの利用）

- サーバホスティングサービスは、サーバホスティングサービス利用者のみが利用できるものとします。
- サーバホスティングサービス会員は、サーバホスティングサービスの利用にあたり、自己の責任において以下の作業を行うものとします。
  - 弊社がサーバホスティングサービス会員に対し割り当てるユーザーIDおよび同会員が設定するユーザーパスワードの管理
  - ユーザーアカウントの追加および削除。
  - 弊社が管理するサーバへの情報の入力、更新および保存
- サーバホスティングサービス会員が法人である場合には、サーバホスティングサービスの利用にあたり、自らの費用と責任において、自らに所属している個人の中から、事前にサーバホスティングサービスの利用に関する管理責任者を選任した上、弊社が別途定める手続に従い弊社に届出するものとし、かつ、当該管理責任者に前項各号に定める作業を行わせるものとともに、サーバホスティングサービスに関するサーバホスティングサービス利用者として、サーバとの連絡窓口として、サーバホスティングサービスに関する弊社からの問い合わせへの対応ならびに登録利用者に対する弊社からの各種通知の告知および遵守の徹底を行うものとします。

#### 第3条（最低利用期間）

- サーバホスティングサービス会員と弊社との間でサーバホスティングサービス利用契約が成立した後、弊社が必要な作業を完了した日をサーバホスティングサービス利用開始日とし、サーバホスティングサービス利用開始日から起算して3ヶ月後の月の末日までを最低利用期間とします。例)2011年12月1日がサーバホスティングサービス利用開始日である場合、2012年3月1日が3ヶ月後になるため、同年3月末日までが最低利用期間となります。
- サーバホスティングサービス会員は、最低利用期間中にサーバホスティングサービス利用契約の解約または利用休止をする場合、別途弊社がご案内する料金表に従い、最低利用期間分のサーバホスティングサービス利用料金を別途弊社が定める方法により一括して支払うのものとします。

#### 第4条（利用目的に関する特則）

- So-netサービス会員規約本則第10条（禁止事項）の規定にもかかわらず、サーバホスティングサービス会員は営利を目的とした行為またはその準備を目的とした行為のためにサーバホスティングサービスを利用することができます。
- 前項の規定は、営利を目的とした行為またはその準備を目的とした行為のためのサーバホスティングサービス利用について、So-netサービス会員規約本則および本個別規定に基づくサーバホスティングサービス会員の義務を一切軽減するものではなく、かつ弊社の責任範囲を一切拡張するものではないものとします。

#### 第5条（免責事項）

弊社は、サーバホスティングサービスに関し、(イ)弊社が管理するサーバにサーバホスティングサービス会員ならびにサーバホスティングサービス利用者が入力または保存した情報の消失または毀損および(ロ)サーバホ

スティングサービスを通じてサーバホスティングサービス会員ならびにサーバホスティングサービス利用者が送信または受信した情報の消失または毀損について、一切責任を負わないものとします。また、弊社は、サーバホスティングサービスに関し、(1)弊社の責に帰すべからざる事由から生じた損害、(2)弊社の予見の有無に関わらず特別の事由から生じた損害および(3)第三者からの損害賠償請求に基づくサーバホスティングサービス会員ならびにサーバホスティングサービス利用者の損害については、本個別規定に明示的に定める場合を除き、一切責任を負わないものとします。

#### 第6条（サーバホスティングサービス利用契約の解約）

サーバホスティングサービス会員は、各月の20日までにサーバホスティングサービスの利用の終了を書面で弊社に通知することにより、当月の末日をもって、サーバホスティングサービス利用契約は終了させることができるものとします。ただし、最低利用期間満了前に解約する場合は、第3条の規定に従うものとします。

#### 付則

この規定は1998年8月1日から実施します。

2000年11月21日一部改訂

2012年5月1日一部改訂

#### 【個別規定：ドメイン管理（DNS）サービス】

##### 第1条（本サービス）

- 本サービスは、弊社が所有するDNSサーバー上に利用者が所有するドメイン名を登録し、利用者に対し、当該ドメイン名を運用するための機能を提供するサービスです。
- 本規約は、So-net接続サービス会員が本規約に同意のうえで、弊社が別途定める手続に従い本サービスへの申込をなし、弊社が当該申込者を本サービスの利用者として登録した時点をもって成立するものとします。
- 本サービスの内容、利用料金、本サービスの提供を受けるために必要なシステムの動作条件、その他詳細については、別途弊社が定める本サービスに関する諸規定により、利用者に提示されるものとし、利用者は当該諸規定に従い本サービスをご利用いただくものとします。

##### 第2条（利用条件）

- 利用者は、本サービスのご利用にあたり、本規約及びSo-netサービス会員規約本則（以下「本則」といいます）を遵守しなければならないものとします。
- 利用者は、本サービスのご利用にあたり、以下の利用条件を遵守しなければならないものとします。
  - 利用者は所有するドメイン名について適切に管理するものとします。
  - 利用者は、Internet Corporation for Assigned Names and Numbers及び社団法人日本ネットワークインフォメーションセンタの定めるガイドライン及び、紛争処理方針その他これに付随する規則を遵守するものとします。
  - 利用者は、他者のドメイン名を登録してはならないものとします。
  - 利用者によるドメイン名の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用、他者のドメイン名の登録等により第三者との間で争い等の問題が生じた場合、利用者は自らの費用と責任においてかかる事態に対応し解決するものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。また、第三者によるドメイン名の使用により発生した本サービスの料金等については、かかる第三者によるドメイン名の使用が弊社の責に帰すべき事由により行われた場合を除き、全て当該ドメイン名の管理責任を負う利用者の負担とします。

##### 第3条（サービスの停止）

弊社は、利用者が本規約に反する行為を行った場合には、本則第5条第1項の定めに従い、So-netサービス利用資格の全部又は一部を停止するまたは失効させることができるものとします。

##### 第4条（利用目的に関する特則）

- 本則第10条（禁止事項）の規定にもかかわらず、利用者のうち法人であるSo-net接続サービス会員およびサーバホスティングサービス会員は、営利を目的とした行為またはその準備を目的とした行為のために本サービスを利用することができます。但し、第三者へ再販売する目的で本サービスを利用することはできないものとします。
- 前項の規定は、営利を目的とした行為またはその準備を目的とした行為のための本サービスの利用について、本則および個別規定（各So-netサービスの利用に関して、弊社が別途定める規定をいいます）に基づく義務を一切軽減するものではなく、かつ弊社の責任範囲を一切拡張するものではないものとします。

##### 第5条（責任の制限）

- 弊社は、本サービスの内容について、その完全性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
- 本サービスの提供に関し、弊社の責に帰すべき事由により利用者が本サービスを全く利用できないために当該利用者に損害が生じた場合、当該利用者が本サービスを全く利用できない状態となったことを弊社が知った時刻から起算して24時間以上かかる状態が継続したときに限り、弊社は、当該利用者の本サービス利用不能時間数を24で除した商（小数点以下の端数は切り捨て）に当該利用者の本サービスの月額利用料金（基本料金または固定料金）の30分の1を乗じて算出した額を賠償額の限度として、当該利用者に現実発生した通常かつ直接の損害の金銭賠償請求に応じるものとします。弊社は、弊社の責に帰すべからざる事由から利用者が生じた損害、弊社の予見の有無に拘らず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、および第三者からの損害賠償請求に基づく利用者の損害その他の損害については一切責任を負わないものとします。
- 前項の定めにも拘らず、いかなる場合においても、弊社は本サービスの提供に関し、以下に定める利用者が生じた損害については一切責任を負わないものとします。
  - 弊社の責に帰すべからざる事由から生じた損害
  - 弊社の予見の有無に拘らず、特別の事情から生じた損害
  - 本サービスの停止等に起因する、またはその他一切の逸失利益

#### 付則

この規約は2006年7月26日から実施します。

## So-net 光 with フレッツ S

「So-net 光 with フレッツ S」コースをお申し込みの場合は、必ずこちらをご確認・ご同意の上お申し込みください。

### 「So-net 光 with フレッツ S」コースご利用規約

「So-net 光 with フレッツ S」コース（以下「本コース」という）をご利用いただく方（以下「会員」という）は、「So-net 光 with フレッツ S」コースご利用規約（以下「本規約」という）を必ずお読みのうえ、ご同意ください。

#### 第1条（定義）

- 本コースは、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という）又は西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という）がそれぞれ以下のサービス名称で提供するインターネット接続環境（以下「NTT回線」という）を利用したソネットエンタテインメント株式会社（以下「弊社」という）のインターネット接続サービスです。なお、本条において、NTT東日本とNTT西日本を総称して「NTT」といいます。  
NTT東日本：Bフレッツ、フレッツ 光ネクストおよびフレッツ 光ライト  
NTT西日本：Bフレッツ、フレッツ 光プレミアム、フレッツ 光ネクストおよびフレッツ 光ライトサービス
- 本コースの内容、サービスの提供条件、その他詳細については、別途弊社が定める本コースに関する諸規定により、会員に提示されるものとします。

#### 第2条（本規約）

- 会員は、本規約および弊社が別途定める、本則および各個別規定からなるSo-netサービス会員規約、およびNTTが定める「P通信網サービス契約条約」、その他本コースに関する諸規定に同意し、本コースを利用するものとします。なお、NTT回線の利用に関する契約については、NTTが別途定める「P通信網サービス契約条約」に従い、別途会員とNTTの間において締結されるものとします。また、NTT西日本が提供するフレッツ・光プレミアムおよびフレッツ光ネクストに関する契約については、NTT西日本が定める利用に関する「フレッツ・あっと割」の適用を受けることを条件とし、本コースをご利用いただけるものとします。
- 本規約に定める内容とSo-netサービス会員規約に定める内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

#### 第3条（契約の成立およびサービスの開始日）

- 本コースの利用契約は、利用希望者が本規約に同意のうえで、弊社が別途定める手続に従い本コースへの申し込みをなし、弊社が当該利用希望者を本コースの利用者として登録した時点をもって成立するものと

- します。但し、当該利用希望者が、第2条第1項に定めるNTT回線の利用に関する契約を、弊社が定める期日までにNTTと締結しない場合には、本コースの利用契約も効力を失うものとします。
- 利用料金の課金開始基準日となる本コースにおけるサービス開始日は、弊社が別途定める日とします。なお、弊社は会員に対して、当該サービス開始日を弊社が適当と判断する方法で通知するものとします。

#### 第4条 (利用料金)

- 本コースの利用料金は、弊社が会員に請求するものとし、会員はこれを弊社に対して支払うものとします。
- NTT回線の利用料金、第7条第3項に定める端末設備利用料金、その他本コースの提供に伴いNTTが直接会員に提供するサービスにかかる利用料金は、NTTが会員に請求するものとし、会員はこれをNTTに対し支払うものとします。

#### 第5条 (通知)

本コースにおけるNTT回線の開通に関する進捗状況については、弊社の接続サービスにおいて会員が利用する電子メールアドレスに通知されることにより行われるものとします。

#### 第6条 (通信速度)

- 弊社が個別コース毎に定める通信速度は最高時のものであり、接続状況、会員が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを、会員は了承するものとします。
- 弊社は、本コースにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。

#### 第7条 (端末設備)

- 本コースの利用には、NTTが個別コース毎に別途指定する端末設備が必要となります。
- 端末設備は、NTTより会員に貸与されるものとし、その貸与条件はNTTが定めるものとします。
- 会員は、端末設備利用料金をNTTに対して毎月支払うものとします。

#### 第8条 (本コースの適用条件)

- 本コース利用期間中において、会員がNTT回線に関して、NTTが定める「廃止」又は「解除」の手続きを行った場合、会員は別途当該手続きが行われたことを遡って弊社に通知するものとします。当該会員からの通知を弊社が受領した場合、NTT回線の「廃止」又は「解除」に関する工事日以降で、弊社が別途定める期日を以て、本コースの適用外となります。
- 本コース利用期間中において、会員がNTTに対し、NTT回線の名義変更手続きをされた場合、会員は別途当該手続きが行われたことを遡って弊社に通知するものとします。当該会員からの通知を弊社が受領した場合、NTTの変更手続き完了日以降で、別途弊社が定める期日を以て本コースの適用外となります。
- 第2条第1項の規定に拘わらず、フレックツグループアクセスをご契約のお客様で、フレックツグループアクセス月額利用料の請求方法が管理者一括請求の場合のNTT回線契約は、本コースの適用を受けることはできません。本コースをご契約いただくためには、請求方法を契約者個別に変更していただくか、フレックツグループアクセスのご契約を解除していただく必要があります。

#### 第9条 (本コースの変更または廃止)

- 弊社は、一定の予告期間をもって、弊社所定の方法(弊社所定のWebサイトに掲載する方法を含みます。)にて会員に通知することにより、本コースの変更または廃止をすることがあります。
- 弊社は、前項による本コースの変更または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

#### 第10条 (その他)

- 本コース利用期間中において、会員はNTT回線の付加サービスをご利用いただけます。
- NTT回線開通後の回線等に関する各種問合せおよびNTT回線の利用料金については、NTTが受け付けるものとし、本コースの利用料金、サービス内容等に関する問い合わせについては弊社が受け付けるものとし、弊社は、本コースの提供にあたり必要がある範囲で、NITとの間で会員の情報を相互に開示するものと、会員はこれを承諾するものとします。

附則：この規約は2009年12月1日から実施します。

2011年2月1日一部改訂  
2011年6月1日一部改訂  
2011年11月16日一部改訂  
2012年1月11日一部改訂

## So-net ADSL (eA)

「So-net ADSL (eA)」コースをお申し込みの場合は、必ずこちらをご確認・ご同意の上お申し込みください。

### 「So-net ADSL (eA)」コースお申し込み時の注意事項

#### ■お申し込み前に必ずご準備いただくもの

- 「So-net ADSL (eA)」コースをお申し込みいただく前に回線タイプをご確認のうえ、以下のものを必ずご準備ください。
  - タイプ1は現在お使いの電話回線にADSL信号を重ねて利用する方式(電話共用型)です。ただし、ISDNをご契約されている方は、アナログ回線に変更する必要があります。
  - タイプ2は、新しくADSL専用の回線を引く方式(ADSL回線専用型)です。電話加入権を持ってない方でもADSL回線を引くことができます。お申し込みの際に書類が必要となる場合がございます。
- ※併せて、「■回線タイプについて」をご確認ください。

#### 【タイプ1の場合】

- 回線名義人、回線名義人の正確な住所
- 回線名義人や回線名義人の住所が、NTTへお届けのものと相違(漢字表記も含む)がある場合、手続きができませんのでご注意ください。
- NTTからの請求書の請求先と回線名義人や回線名義人住所が一致しない場合があります。

#### 【よくある例】

- 結婚されて苗字が変わっていた
  - ご家族名義の電話回線だった
- この件に関しましてはNTT窓口「116」(局番なし)にてお問い合わせが可能です。

#### 【タイプ2の場合】

NTT側でご本人確認をするために、下記のいずれかが必要となります。

- 各種証明書
  - お申し込み時にご登録する「回線名義人名」と「回線名義人住所」が一致している下記証明書のうち、いずれかが1点をご用意ください。
  - (個人)
    - 運転免許証(表裏)
    - 健康保険証(住所欄が手書きのタイプでも受付可)
    - パスポート(名前・顔写真・住所記載面が必要)※日本国発行のものに限る
  - 外国人登録証明書
  - 印鑑証明書(法人)
  - 登記簿謄本(抄本)
  - 資格証明書
  - 現在事項全部証明書
- ※有効期限の記載があるものについては有効期限内であること(外国人登録証明書については在留期限まで90日以上であること)、その他については発行日より3ヶ月以内であるものに限ります。
- NTT電話回線の電話番号
  - 本人名義のNTT電話回線をお持ちの場合\*1は、簡単かつ迅速に手続きを進められます。なお、本人名義のNTT電話回線はないが、ご家族名義のNTT電話回線はある場合\*1、ADSL回線をご利用のご家族名義とすること、証明書類の手続きがなくなります。
  - ただし、下記の電話の電話番号では、手続きを行えませんので、ご注意ください。
- 携帯電話
  - PHS
  - 一部ケーブルテレビ等で独自に設置されている電話
  - NTT以外他社提供の電話回線

- \*1 ご家族名義の電話番号がご利用場所以外でも可能です。
- ※ご利用場所と同一NTT地域会社(NTT東日本/NTT西日本)内のNTT電話回線をご指定ください。

#### ■So-net ADSL (eA) について

- So-net ADSL (eA) は、NTT電話回線を利用したサービスです。NTT以外他社提供の電話回線ではご利用いただけません。
- NTT電話回線からNTT以外他社提供の電話回線へ変更された場合には、電話回線サービスの切替と同時にSo-net ADSL (eA) はご利用いただけなくなりますのでご注意ください。

#### ■通信速度に関して

- ADSL技術は、一般に高速インターネット常時接続環境を提供するものですが、本サービスはその高速性、常時接続性に関し保証するものではありません。ADSL技術の原理上、伝送速度が変動する場合があります。速度の変動が生じた場合でもSo-netではその保証をいたしかねますのでご了承の上お申し込みください。
- 適合検査の結果、ADSLが開通可能と判断されても、お客様の納得いただける速度のご提供が困難な場合や、ADSLサービス自体のご提供が困難となる場合がございます。
- ノイズが混在する環境にある場合(ノイズは、回線の品質を下げる要因になります。)
  - ご利用場所とお客様の電話回線を収容しているNTT収容局との距離が離れている場合
  - ご利用場所までの回線の接続に光ファイバーが使用されている場合(光回線からメタル回線(銅線)への収容替えが可能な場合、お客様負担で収容替えを行っていただければ、ADSLサービス提供が可能になります。ただし、収容替え工事を行ってからモデムを設置しても、接続が確立できなかったり、速度が出ない場合があります。その場合でも収容替え工事費用につきましてはお客様負担となります。)
- ADSLと併用が不可能なNTTの付加サービスを利用している場合
  - 具体的には、下記のケースに該当する場合があります。

- ダイヤルイン追加番号
  - オフトーク通信サービス
  - 信号監視サービス
  - 遠隔検針
  - 着信専用電話
  - 一部の回線自動選択装置
  - 一部のホームセキュリティサービス
- その他、ADSLサービスに適合しない回線状況の場合
  - その他、回線提供業者、またはNTTが技術的にADSLの提供が不可能と判断した場合

- 電話回線の状態によって思うような接続速度が得られない場合、お客様の費用負担で回線調整を行うことができます。但し、回線調整後の改善効果についてはSo-netの保証外となります。
  - お客様側に設置されているNTT設備(保安器)によっては、So-net ADSL (eA) は開通できても、電話使用時にADSL回線が切断される、通信速度が低下する、または通話中に雑音が入るなどの不具合が生じることがあります。この場合、有償で保安器の交換が必要となりますので、So-net ADSL (eA) 開通後上記の症状が発生した際は、So-netテクニカルサポートデスクにてご相談を承ります。
  - 最大速度については、以下の通りです。
- So-net ADSL (eA) 50Mとくとく
    - 下り 最大50Mbps、上り 最大5Mbps
  - So-net ADSL (eA) 12Mとくとく
    - 下り 最大12Mbps、上り 最大1Mbps

※下りは「インターネット→パソコン」へ、上りは「パソコン→インターネット」の事を指します。

※最大速度とは、最大リンクアップ速度(最大回線速度)を意味します。実際の通信速度(実効速度)は、リンクアップ速度の約8~6割程度となります。

※それぞれの最大速度は、理論値に基づくものです。NTT収容局からの距離や、ノイズの影響・回線状況などお客様の環境により、実際の速度は変化します。

#### ■提供エリア内でご利用いただけない場合について

- 下記の場合、提供エリア内であっても、So-net ADSL (eA) をご利用いただけません。
- ISDN契約の場合
- NTT収容局までの電話回線に光ファイバーが使用されている場合
- 利用可能設備なしの場合(メタル回線(銅線)設備が収容されていない場合を含む)
- NTT以外の電話サービスを利用している場合

#### ■回線タイプについて

- お客様の建物内の環境によっては、タイプ1をご利用いただけない場合があります。以下の環境に当てはまる場合、タイプ1はご利用いただけません。タイプ2でのご利用をご検討ください。
  - 「INSネット64・ライト」をご利用中で、タイプ1への変更に伴い設置負担金が発生することで不都合が生じる場合
  - 直収サービスをご利用中の場合
  - 下記の場合は、ご利用サービスの提供会社へご確認の上、回線タイプをお決めください。
  - 電話線を使ったホームセキュリティなど、「信号監視サービス」をご利用の場合
  - 電話線接続を必要とするAV機器をご利用の場合
  - 電話回線の空き時間を利用して地域情報や災害緊急連絡などを放送している「オフトーク通信サービス」をご利用の場合
  - 電気・ガス・水道の自動検針(電話検針)を行う「ノーリング通信サービス」をご利用の場合
  - タイプ2でお申し込みの場合、工事区分を必ずご確認ください。
- どちらの区分にされるかはアパートの管理者や不動産会社経由で電話工事業者にご確認ください。工事いただけない場合、タイプ2でのお申し込みはできません。

#### ■ADSL工事について

- NTT収容局でADSLご利用に必要な工事と、お客様宅内でのNTT回線工事を実施いたします。工事の内容はご希望の回線タイプによって異なります。
- 【タイプ1の場合】
  - NTT収容局内でのADSL工事のみとなります。お客様宅へ伺っての工事はありません。
  - NTT収容局内の工事は、NTTの営業日に行いますので、開通日は平日のみとなります。また、工事の時間・日程指定、施工時間確認は出来ません。
  - 光装置収容回線(光ファイバー)からメタル回線(銅線)への収容替えをされる方は立会いが必要な場合がありますので、工事当日に在宅いただいたほうが確実に工事が行われます。
- 【タイプ2の場合】
  - NTT収容局の工事と、宅内工事を実施いたします。宅内工事では専用線を敷設する必要がありますので、モデム設置について派遣設置サービスをお申し込みになっていないお客様でも、NTT工事は原則として派遣工事となります。そのため、宅内工事には、お客様の立ち会いが必要です。もしご不在の場合には派遣工事となるため大幅に開通が遅れますので、ご注意ください。
  - 集合住宅やビル等では、NTT工事の際に建物内に設置されている電話集約装置(MDF)を開いて作業する必要があります。その際、設置場所に立入れない、あるいは装置に鍵がかかっていて開くことができないなどの事態が発生すると工事ができなくなる可能性がありますので、事前に建物管理者にご確認いただいた上で、必要があれば電話集約装置設置場所への立ち入り許可を取得し、併せて当日装置の鍵を開いて作業することができるよう、あらかじめ手配をお願いします。NTT工事予定日につきましては、NTT適合性確認の結果受領後(通常の場合お申し込み後2~4営業日程度)にメールにてご連絡いたします。ご都合が悪い場合の工事日変更方法も当該メールにてご連絡いたしますので、手順に従って変更手続きをお願いします。

#### ■送付物について

- タイプ2でご希望の場合、証明書提出方法に関する郵政はがきは、新規入会の場合はSo-netご登録住所宛てに、コース変更/速度変更/回線移転の場合はご利用場所住所宛てに送付いたします。それ以外の郵政はがき、VoIP機能付きADSLモデムとマニュアル、無線LANカード※などの送付物は、タイプ1/タイプ2共に、ご利用場所住所宛てに送付いたします。
  - VoIP機能付きADSLモデムとマニュアル、無線LANカード※は、工事の前日に目安に到着するよう、ご利用場所住所宛てに送付いたします。
- ※無線LANカードは、お申し込みされた方にのみ届きます。

#### ■電話交換機をご利用の場合

- 家庭/店舗/事務所用の電話交換機(PBX・ホームホン)などの内線通話が可能なお電話機をご利用の場合、まずNTT電話回線と該当する装置の間にスプリッターを接続できるかどうかを必ずご確認ください。実際の工事につきま

しては、PBX・ホームホンの設置業者へご相談ください。  
※ PBX・ホームホンは、一般的なアンテナ使用の親機・子機のある電話機とは異なります。  
※ これらが原因でADSLサービスが利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### ■モデムタイプについて

- ・現在So-netではVoIP機能付きADSLモデムのみ取り扱っております。
- ・VoIP機能付きADSLモデムの設置を依頼される場合は別途費用がかかります。

#### ■フレッツ・ADSL、他社ADSLサービスをご利用中のお客さまからのお申し込みについて

- ・フレッツ・ADSL、他社ADSLサービスをご利用中のお客さまは、お使いのADSL回線を解約（回線撤去）せずに、So-net ADSL (eA)へお申し込みを行ってください。お申し込み後、イー・アクセス株式会社よりSo-net ADSL (eA)をご利用いただくために必要な手続き方法をご案内いたします。
- ・So-net ADSL (eA)へコース変更するために必要なADSL工事は、基本的に同日にADSL工事を行うよう手配いたしますが、同日にADSL工事ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・適合検査の結果、So-net ADSL (eA)をご利用いただける場合があります。その場合、元の他社ADSL回線を再度ご利用いただくための手続きや費用は、お客様の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

#### ■So-net ADSL (ACCA) をご利用中のお客さまからのお申し込みについて

- ・【現在のご利用場所と同じ場所でご利用希望のお客さま】
- ・So-net ADSL (ACCA) からタイプ変更を行わずコース変更をお申し込みの場合、So-net ADSL (eA)へコース変更するために必要なADSL工事は、基本的に同日に工事を行うよう手配いたしますが、同日にADSL工事ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・同日にADSL工事を行う場合、ADSL工事にお客様の立ち会いが不要です。また、工事の時間・日程指定、施工時間確認は出来ません。
- ・So-net ADSL (ACCA) からコース変更と同時にタイプ変更をお申し込みのお客さまは、So-netインフォメーションデスクまでご連絡ください。
- ・So-net ADSL (eA)のNTT工事日確定後、お申し込みキャンセルを行った場合、So-net ADSL (ACCA)を継続してご利用いただけない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・現在、So-net ADSL (ACCA) タイプ2をご利用中のお客さまが、So-net ADSL (eA) タイプ2をお申し込みの場合、証明書の提出は不要です。

#### 【お引越しをご希望のお客さま】

- ・お引越し先でSo-net ADSL (eA) タイプ2をお申し込みの場合、証明書の提出が必要です。【お申し込み前に必ずご準備いただくもの】をご確認の上、証明書をご用意ください。
- ・お引越し先でSo-net ADSL (eA) タイプ2をご希望の場合、NTT工事は原則として派遣工事となるため、NTT工事日にはお客様設置場所にて在宅していただく必要があります。So-net ADSL (eA) タイプ1をご希望の場合、NTT取寄局内でのADSL工事のみとなるため、お客様宅へ向っての工事はありません。詳細は、【ADSL工事について】をご確認ください。

#### ■IPアドレスについて

- ・Pアドレスは、接続の度にグローバルアドレスを動的に割り当てています（\*1）。お客様側でインターネットサーバ（WWWやFTP、メールなど）を設置するご利用には適していません。
- \*1: 固定IPを割り振るサービスはありません。

#### ■So-net フォンについて

- ・一般加入電話をお持ちでないお客様が、【So-net フォン】をご利用の場合、緊急通話（110、119等）、0120、0570等の本サービス対象外への通話はできませんのでご注意ください。

#### ■その他

- ・NTT回線適合調査「適合」確認後にご契約を解除されても、既に発生いたしました関連諸費用（\*1）は、お客様の負担となります。また、NTT工事実施後に、ADSL接続ができなかった場合におきましても、完了いたしましたNTT工事などの諸費用（\*2）は、お客様の負担（\*3）となります。あらかじめご了承くださいませ、お願いいたします。
- \*1: 初期登録料・NTT契約料・NTT屋内工事費用・ADSLモデム代金・アナログ回線への切り替え工事費用・タイプ2をご希望された場合の宅内工事費用・その他、お客様がご希望されたモデム設置工事費用など
- \*2: ADSLモデム代金・アナログ回線への切り替え工事費用・タイプ2をご希望された場合の宅内工事費用・その他、お客様がご希望されたモデム設置工事費用など
- \*3: NTT屋内工事費用につきましては、ADSL接続が出来ず、且つNTT工事日の翌日から曜日17日以内までにお手続きいただいた場合はご負担となります。
- ・お客様宅内（集合住宅の場合、集合住宅への引き込み部分から専有部分までの配線を含みます）に回線の分岐があり、電話など（通常のモデム、ファックス、衛星放送のペーパービュー用電話回線、速度の検知器で電話回線を使用しているものなどを含みます）で、スプリッタを介さずに接続されているものがある場合、ガスが低下し接続ができなくなる場合があります。
- ・お客様宅内にモジュラージャックが複数存在する場合、事前に必ず分岐元になる部分にスプリッタを設置できるように、配線変更をNTTへご依頼ください。モデム設置を依頼された場合、当日に複数のモジュラージャックの存在が判明した際には、複数のスプリッタを設置することで簡易的に対処させていただきます場合があります。
- ・2個目以降のスプリッタは有償になります。
- ・複数のスプリッタを使用することで電圧が下がるため、電話がつながらないなど問題が発生する可能性があります。
- ・お申し込み内容の変更をご希望される場合、変更される内容によっては変更手数料（ADSL回線移転工事費、電話番号変更工事費、回線タイプ変更費）が発生することがあります。
- ・設備メンテナンスなどで、一時的にサービスの提供を中断する場合があります。
- ・お申し込みにあたり、お客様からいただいた情報は、工事のために提携会社やNTTに開示することがあります。
- ・土日祝日は、NTTがお休みのため、NTT提供回線部分についての確認ができません。これらの日にモデム設置を行った場合の接続が確立しないなどのトラブルのうち、原因がNTT提供回線部分であると推察される場合には、当日中に確認・解決ができない場合があります。
- ・レンタル機器をご利用の場合、So-net ADSL (eA) 解約後は、すみやかにご返却ください。なお、送料はお客様のご負担となります。

#### ■NTTに対する契約情報提供依頼について

So-net ADSL (eA) は、イー・アクセス株式会社のADSL回線を接続回線として、ソネットエンタテインメント株式会社が提供するサービスです。

イー・アクセス株式会社はお客様からのADSLサービス申し込みを処理するため、お客様の代理としてNTTにお客様の加入電話等サービスないし総合デジタル通信サービスに関する契約者情報（提供可否確認結果及び提供不可理由に関わるもの）の提供を依頼します。

これらの情報はNTTへのDSL等接続専用サービス等の代行申し込みを円滑に行うため、及びお客様がそのお申し込み内容を修正することを可能とするため、総合デジタル通信サービスの契約者情報については更に契約解除及び加入電話サービスの新規契約の代行申し込みを円滑に行うため、及びお客様がそのお申し込み内容を修正することを可能とするためだけに使用します。

ADSLサービスのお申し込み（NTTの総合デジタル通信サービスの契約解除及び加入電話サービスの新規契約の代行申し込みを含む）の際には、前述の内容に予め同意いただけますようお願い申し上げます。

#### 【So-net ADSL (eA)】コースご利用規約

【So-net ADSL (eA)】コース（以下「本コース」という）をご利用いただく方（以下「会員」という）は、【So-net ADSL (eA)】コースご利用規約（以下「本規約」という）を必ずお読みの上、ご同意下さい。

#### 第1条（本コース）

1. 本コースは、イー・アクセス株式会社が会員に提供する非対称デジタル加入者線（以下「ADSL回線」という）を接続回線としたインターネット接続環境を会員に対し提供する、ソネットエンタテインメント株式会社（以下「弊社」という）の接続サービスです。
2. 本コースの内容、サービスの提供条件、その他詳細については、別途弊社が定める本コースに関する諸規定により、会員に提示されるものとします。

#### 第2条（本規約）

1. 会員は、本規約および弊社が別途定める、本則および各個別規定からなるSo-netサービス会員規約、その他本コースに関する諸規定に従って本コースにおける接続サービスを利用するものとします。なお、ADSL回線の利用に関する契約は、イー・アクセス株式会社が別途定める「ブロードバンド通信ネットワークサービス契約書【エンドユーザ編】」に従い、別途会員とイー・アクセス株式会社との間において締結されるものとします。

2. 本規約に定める内容とSo-netサービス会員規約に定める内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

#### 第3条（サービスの開始日）

1. 本コースの利用契約は、利用希望者が本規約に同意のうえ、弊社が別途定める手続きに従い本コースへの申込みをなし、弊社が当該申込者を本コースの利用者として登録した時点をもって成立するものとします。
2. 本コースにおいて、サービス料金の課金開始基準日となるサービス開始日は、ADSL回線設備の設置工事完了後、弊社が会員に送信するADSL回線開通案内に関する電子メールに記載することにより会員に通知されるものとします。なお、当該電子メールに記載されるサービス開始日は、当該電子メールの送信日若しくはそれ以降の日とします。

#### 第4条（利用料金）

弊社は、弊社が提供する本コースの利用料金にイー・アクセス株式会社が提供するADSL回線の利用料金を含めて請求するものとし、会員はこれを弊社に対し支払うものとします。

#### 第5条（進捗状況の通知）

本コース申込後のADSL回線の開通に関する進捗状況は、弊社により、弊社のホームページ上に掲載され、または会員が弊社の接続サービスにおいて利用する電子メールアドレスに通知されることにより、会員に報告されるものとします。

#### 第6条（通信速度）

1. 会員は、本コースの申込みにあたって、通信速度に応じた速度別コースを選択するものとします。
2. 速度別コース毎に定める通信速度は最高時のものであり、接続状況、会員が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の諸条件により変化するものであることを、会員は了承するものとします。
3. 弊社は、本コースにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。

#### 第7条（モデム）

1. 本コースにおける接続サービスの利用には、イー・アクセス株式会社が貸与又は販売するADSL回線専用のモデム（VoIP機能付きADSLモデムを含む。以下「ADSLモデム」という）が必要となります。
2. 本コースにおいて会員が使用するADSLモデムは、イー・アクセス株式会社が別途定める「宅内機器貸出サービス規約」又は「購入規約」に基づき貸与又は販売されるものとし、その条件はイー・アクセス株式会社が定めるものとします。
3. 会員は、ADSLモデム利用料金又は購入料金を、本コースの利用料金に含めて弊社に対して支払うものとします。
4. 会員は、本コース用のモデムとしては、第1項で定義されたADSLモデムのみを使用することができるものとします。
5. 会員が、前項の規定に違反しADSLモデム以外のモデムを使用すると、本コースにおける接続サービスの提供が受けられない場合があります。同時に、弊社及びイー・アクセス株式会社の通信機器に不具合が生じる場合があります。会員が、前項の規定に違反しADSLモデム以外のモデムを使用したこと起因して、弊社、イー・アクセス株式会社及び第三者に生じた一切の損害については当該会員が賠償の責任を負うものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。

#### 第8条（その他）

1. 本コース及びADSL回線の利用料金、ADSLモデムの利用料金又は購入料金、サービス内容、故障等に関する問い合わせについては弊社が一括して受け付けるものとします。
2. 弊社は、本コースの提供にあたり必要がある範囲で、イー・アクセス株式会社に対して、会員の情報を開示するものとし、会員はこれを承諾するものとします。

附則： 本規約は2005年9月1日から実施します。

2007年1月22日一部改訂

### ブロードバンド通信ネットワークサービス契約約款【エンドユーザ編】

#### 第1章 総則

##### （約款の適用）

##### 第1条

当社は、ブロードバンド通信ネットワークサービス契約約款【エンドユーザ編】（以下「約款」といいます。）を定め、これによりブロードバンド通信ネットワークサービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

##### （約款の変更）

##### 第2条

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

##### （用語の定義）

##### 第3条

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
ブロードバンド通信ネットワーク	主として広帯域通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコル等により符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
ブロードバンド通信ネットワークサービス	ブロードバンド通信ネットワークを使用して行う電気通信サービス
ブロードバンド通信ネットワークサービス取扱所	(1) ブロードバンド通信ネットワークサービスに関する業務を行う当社の本社は事業所 (2) 当社の委託によりブロードバンド通信ネットワークサービスに関する契約業務を行う者（協定事業者等を含みます。以下同じとします。）の事業所
ブロードバンド通信ネットワーク契約	当社からブロードバンド通信ネットワークサービスの提供を受けるための契約
ブロードバンド通信ネットワーク申込み	ブロードバンド通信ネットワーク契約の申込み
申込者	ブロードバンド通信ネットワーク契約の申込をした者
契約者	当社とブロードバンド通信ネットワーク契約を締結している者
DSL方式	変復調装置を用いて高速の符号伝送を可能とする通信の伝送方式であって、その契約者回線に係る電気通信回線設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備等からの信号の漏えい又は契約者回線の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その契約者回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下「DSL方式に起因する事象」といいます。）となる場合があるもの
D S L等接続専用サービス	東日本電信電話株式会社もしくは西日本電信電話株式会社が提供する専用サービスのうち「DSL等接続専用サービス」
相互接続点	当社と他の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
相互接続回線	相互接続点を介して当社の電気通信設備と協定事業者の電気通信設備とを相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者の指定する場所と相互接続点との間に設置されるもの
相互接続通信	相互接続点と当社の利用者の端末設備間の通信であって、当社の電気通信設備を経由するもの
収容局	契約者回線を収容するために当社が設置する装置
回線収容部	契約者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備であり、収容局の一部

用語	用語の意味
他社接続専用回線	相互接続点を介して当社の電気通信設備と相互に接続する電気通信回線であって、特定協定事業者がDSL等接続専用サービスの提供に係る契約に基づき、その契約者の指定する場所と相互接続点の間に設置するもの（協定事業者の音声伝送業務に係る契約約款に基づいて設置される電気通信回線を含みます。以下同じとします。）
契約者回線	他社接続専用回線との相互接続点と回線収容部の間に設置される電気通信回線
契約者回線等	契約者回線及び契約者回線の提供に係り当社が設置する電気通信設備
協定事業者	当社と協定を締結している電気通信事業者
特定協定事業者	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社
契約事業者	当社と契約を締結している電気通信事業者
契約事業者協定事業者等	協定事業者又は契約事業者
役務区間合算料金設定事業者	協定事業者等であって、役務区間合算料金（当社の役務提供区間と協定事業者の役務提供区間を合わせて設定する料金をいいます。以下同じとします。）を設定する者
他社料金設定回線	契約者回線等であって、役務区間合算料金設定事業者がその料金を設定しているもの
契約者回線識別共通符号	全ての契約者回線にその協定事業者等が割り当てる1の英字及び数字の組み合わせであって、当社がその協定事業者等特定できるもの
契約者回線識別付加符号	契約者回線を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、協定事業者等がその契約者回線ごとに契約者回線識別共通符号に付加して割り当てるもの
契約者回線識別符号	契約者回線識別付加符号及び契約者回線識別共通符号を組み合わせたもの
端末設備	他社接続専用回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 ブロードバンド通信ネットワークサービスの提供区域等

（ブロードバンド通信ネットワークサービスの提供区域等）

第4条  
当社のブロードバンド通信ネットワークサービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

## 第3章 契約

（契約の単位）

第5条  
当社は、契約者回線1回線ごとに1のブロードバンド通信ネットワーク契約を締結します。この場合、契約者は、1の契約につき1人に限ります。

（契約の区分）

第6条  
ブロードバンド通信ネットワークサービスは、当社が収容局及び契約者回線等を設置して提供するサービスであって、収容局を設置する場所から他社接続専用回線の終端の場所への伝送方向については最大50000kbpsまで、他の伝送方向については最大5056kbpsまで、当社又は協定事業者等が別に定める伝送速度による通信が可能なのであり、次の区分があります。

区分	内容
回線タイプ1	特定協定事業者の電話サービス契約約款に規定する加入電話契約（以下「加入電話契約」といいます。）に係る契約者回線を使用して提供するもの
回線タイプ2	当社収容局と契約の申込者が指定する場所との間に特定協定事業者の電気通信回線を設置して提供するもの（回線タイプ3のものを除きます。）
回線タイプ3	当社収容局と契約の申込者が指定する場所との間に協定事業者（特定協定事業者を除きます。）の音声伝送業務に係る契約約款に基づいて設置される電気通信回線を使用して提供するもの

2 契約者回線等が他社料金設定回線の場合は、ブロードバンド通信ネットワークサービスの品目、区分及び通信の態様による細目は、協定事業者等がその契約約款及び料金表に定めるところによります。

（最低利用期間）

第7条  
ブロードバンド通信ネットワークサービスには、最低利用期間があります。  
2 前項の最低利用期間は、当社が別に定める契約者回線等の提供を開始した日から起算して1月間とします。  
3 前項の最低利用期間内に利用休止、契約の解除又は通信の態様による細目の変更があった場合の料金の適用は、役務区間合算料金設定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。  
（注）当社が別に定める契約者回線等の提供を開始した日は、契約者回線等を設置した日とします。

（特定協定事業者への申込）

第8条  
当社のブロードバンド通信ネットワークサービスの提供を受けるためには、DSL等接続専用サービスへの申込が必要です。DSL等接続専用サービスの提供条件は、DSL等接続専用サービスの契約約款によります。  
2 DSL等接続専用サービスへの申込をするときは、必要事項をブロードバンド通信ネットワークサービス取扱所に提出していただきます。

（ブロードバンド通信ネットワーク申込の方法）

第9条  
ブロードバンド通信ネットワーク申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うブロードバンド通信ネットワークサービス取扱所に提出していただきます。  
（1）申込者の氏名又は名称  
（2）回線タイプ1および回線タイプ3については、加入電話契約等の契約者回線に係る電話番号  
（3）ブロードバンド通信ネットワークサービスの品目、区分及び通信の態様による細目  
（4）他社接続専用回線の終端の場所  
（5）その契約者回線等と相互接続通信を行う協定事業者等の氏名又は名称  
（6）その他申込の内容を特定するための事項  
2 ブロードバンド通信ネットワーク申込については、その通信についてDSL方式に起因する事象が発生することがあることを承諾のうえ、申込をしていただきます。

（ブロードバンド通信ネットワーク申込の承諾）

第10条  
当社は、ブロードバンド通信ネットワーク申込があったときは、受け付けた順から従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込者に対してその理由とともに通知いたします。  
（1）申込者は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのブロードバンド通信ネットワーク申込を承諾しないことがあります。  
（1）DSL等接続専用サービスの申込が承諾されないとき。  
（2）申込みのあった契約者回線等を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。  
（3）申込者がブロードバンド通信ネットワークサービスの料金又は工事に係る費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。  
（4）その契約者回線等との相互接続通信に関し、その相互接続通信に係る協定事業者等の承諾が得られないとき、その他相互接続通信に基づく条件に適合しないとき。  
（5）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（品目、区分又は通信の態様による細目の変更）

第11条  
契約者は、ブロードバンド通信ネットワークサービスの品目、区分又は通信の態様による細目の変更の請求をすることができます。  
2 当社は、前項の請求があったときは、第10条（ブロードバンド通信ネットワーク申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線等の移転）

第12条  
契約者は、契約者回線等の移転の請求をすることができます。ただし、ブロードバンド通信ネットワークサービス提供区域外への移転については、この限りではありません。  
2 当社は、前項の請求があったときは、第10条（ブロードバンド通信ネットワーク申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の申込み内容の変更）

第13条  
当社は、契約者から請求があったとき（別記2及び3に定める変更を含みます。）は、第9条（ブロードバンド通信ネットワーク申込の方法）に規定する申込み内容の変更を行います。  
2 前項の請求があったときは、当社は、第10条（ブロードバンド通信ネットワーク申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線等の利用の一時中断）

第14条  
当社は、契約者又は役務区間合算料金設定事業者から請求があったときは、契約者回線等の利用の一時中断（その回線収容部を他に転用することなく、その契約者回線等を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（役務区間合算料金設定事業者との契約解除に伴う利用休止）

第15条  
当社は、契約者から請求があったときは、すべての役務区間合算料金設定事業者の電気通信サービスの契約解除によりその契約者回線等の利用ができなくなった旨の届出があった場合に限り、契約者回線等（最低利用期間を超過したものに限り、以下この条において同じとします。）の利用休止（その回線収容部を他に転用することを条件として、その契約者回線等を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。  
2 契約者回線等の利用休止期間（その契約者回線等を利用できないようにした日から利用できるようになった日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）は、30日を限度とします。  
3 契約者回線等の利用休止期間を経過するまでに、契約者が、役務区間合算料金設定事業者の電気通信サービスの契約締結により契約者回線等の再利用の請求を行わない場合、その契約は解除されたものとします。この場合、その契約者回線等に係る契約者にそのことを通知します。

（ブロードバンド通信ネットワークサービス利用権の譲渡）

第16条  
ブロードバンド通信ネットワークサービス利用権（契約者がブロードバンド通信ネットワーク契約に基づいてブロードバンド通信ネットワークサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）は、他人に譲渡することはできません。

（契約者が行うブロードバンド通信ネットワーク契約の解除）

第17条  
契約者は、ブロードバンド通信ネットワーク契約を解除しようとするときは、解除する日の8営業日前までに、そのことをあらかじめ契約事務を行うブロードバンド通信ネットワークサービス取扱所に書面により通知していただきます。  
2 前項の通知が、解除する日の7営業日前以降であった場合の料金の適用は、役務区間合算料金設定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

（当社が行うブロードバンド通信ネットワーク契約の解除）

第18条  
当社は、次の場合には、契約を解除することがあります。  
（1）第22条（利用休止）の規定により利用停止された契約者回線等について、契約者がなおその事実を解消しないとき。  
（2）他社接続専用回線に係るDSL等接続専用サービスの契約が解除されたとき。  
（3）DSL方式に起因する事象により、通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）となったとき。  
（4）すべての役務区間合算料金設定事業者の電気通信サービスの契約解除等により契約者回線等の利用ができなくなった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときであって、契約者が契約者回線等の利用休止請求を行わないとき。  
（5）他社接続専用回線が、移転等によりブロードバンド通信ネットワークサービスの提供区域外となったとき。  
2 当社は、契約者が第22条（利用休止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、契約者回線等の利用休止をしないでその契約者回線等に係るブロードバンド通信ネットワーク契約を解除することがあります。  
3 当社は、前2項の規定により、そのブロードバンド通信ネットワーク契約を解除しようとするときは、あらかじめ、契約者にそのことを通知します。

## 第4章 端末設備の提供等

（端末設備の提供）

第19条  
当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線等について、端末設備を提供します。  
2 前項の請求があったときは、当社は、第10条（ブロードバンド通信ネットワーク申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（端末設備の移転）

第20条  
当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。  
2 前項の請求があったときは、当社は、第10条（ブロードバンド通信ネットワーク申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

## 第5章 利用中止及び利用停止

（利用中止）

第21条  
当社は、次の場合には、契約者回線等の利用を中止することがあります。  
（1）当社の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき。  
（2）第24条（通信利用の制限）の規定により、契約者回線等の利用を中止するとき。  
（3）他社接続専用回線に係るDSL等接続専用サービスの利用が中止されたとき。  
2 当社は、前項の規定により契約者回線等の利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第22条  
当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、当社が定める期間又はその事由が解消されるまでの間、その契約者回線等の利用を停止することができます。  
（1）特定協定事業者又は役務区間合算料金設定事業者が、その契約約款及び相互接続協定に基づき契約者回線等の利用の停止を請求したとき。  
（2）第33条（契約者以外の者の利用に係る義務）の規定に違反したとき。  
（3）当社の承諾を得ずに、契約者回線等（他社接続専用回線を含みます。以下この条において同じとします。）に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。  
（4）契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合当社が行く検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合しているが認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。

- (5) 前4号のほか、この約款の規定に反する行為であってブロードバンド通信ネットワークサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき、
- 2 当社は、前項の規定により、契約者回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

## 第6章 通信

(契約者回線識別符号通知)

### 第23条

契約者回線等からの相互接続通信については、協定事業者等の契約約款及び相互接続協定に基づき契約者回線識別符号通知(契約者回線等に係る契約者回線識別符号を相互接続点へ通知することをいいます。)を行うことがあります。

- 2 前項の場合において、当社は、契約者回線識別符号を相互接続点へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(通信利用の制限)

### 第24条

当社は、ブロードバンド通信ネットワークサービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外の契約者回線等による利用を制限する措置をとることがあります。

用語
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)、防衛機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信の確保に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関、ガスの供給の確保に直接関係がある機関、水道の供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、別記4の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関、預貯金業務を行う金融機関、国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

## 第7章 料金等

(料金の取扱い等)

### 第25条

契約者回線等については、他社料金設定回線とし、その契約者は、相互接続協定に基づき役務区間合算料金設定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより、その料金及び工事又は手続に関する費用の支払いを要します。

- 2 前項の場合において、役務区間合算料金設定事業者及びその料金に関する具体的な取扱い、相互接続協定に基づき別記5に定めるところによります。

## 第8章 保守

(契約者の維持責任)

### 第26条

契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

### 第27条

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときの費用の負担は、役務区間合算料金設定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

(修理又は復旧の順位)

### 第28条

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができるときは、第24条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に回線収容部等を変更することがあります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの、水防機関との契約に係るもの、消防機関との契約に係るもの、災害救助機関との契約に係るもの、警察機関との契約に係るもの、防衛機関との契約に係るもの
2	輸送の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの、通信の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの、電力の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの、ガスの供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの、水道の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの、選挙管理機関との契約に係るもの、別記4の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との契約に係るもの、預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの、国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

## 第9章 損害賠償

(責任の制限)

### 第29条

ブロードバンド通信ネットワークサービスを提供すべき場合において、当社又は役務区間合算料金設定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供がなされなかったときの損害の賠償は、役務区間合算料金設定事業者がその契約約款及び料金表に定めるところにより行います。

ただし、特定協定事業者が特定協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 当社は、契約者がブロードバンド通信ネットワークサービスの利用に関して損害を被った場合、前項による賠償の他いかなる責任も負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失によりブロードバンド通信ネットワークサービスの提供をしなかったときは、この限りではありません。

(免責)

### 第30条

当社は、当社の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあっては、契約者の土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが故意又は重大な過失により生じたものである場合を除き、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

## 第10章 雑則

(承諾の限界)

### 第31条

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき(その契約者回線等を利用するうえで協定事業者等の承諾が得られない場合その他相互接続協定に基づく条件に適合しない場合を含みます。)は、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした契約者に通知します。ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

ある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

### 第32条

契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社は、ブロードバンド通信ネットワークサービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人が契約者は、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。
- (2) 契約者は、当社または当社の指定するものが設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力するものとします。
- (3) 契約者は、故意に契約者回線等を保留にいたしましたま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
- (4) 当社がブロードバンド通信ネットワーク契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその契約者回線に線索その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (5) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がブロードバンド通信ネットワーク契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (6) 当社がブロードバンド通信ネットワーク契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管し、天災、事変その他の非常事態に際して保護すること。
- (7) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗もしくは法令に反する、又は他者に不利益を与える態様でブロードバンド通信ネットワークサービスを利用しないこと。
- (8) ブロードバンド通信ネットワーク契約の解除(契約者回線等の提供を開始する日の1営業日前(ブロードバンド通信ネットワークサービス取扱いの受付申請書に限りません。))までにブロードバンド通信ネットワーク申請を取消しした場合を含みます。)があったときは、契約者の費用負担と責任において、解除の日から8日以内に当社の電気通信設備をブロードバンド通信ネットワークサービス取扱い所に返還すること。
- (9) ブロードバンド通信ネットワーク契約の品目等の変更があった場合であって、変更前の品目等において当社の電気通信設備を利用してあり、変更後の品目等において当該電気通信設備を利用しない又は利用できない場合は、契約者の費用負担と責任において、変更の日から8日以内に当該電気通信設備をブロードバンド通信ネットワークサービス取扱い所に返還すること。また、ブロードバンド通信ネットワーク契約の品目等の変更申込を取消した場合であって、その変更申込により当社から電気通信設備を送付した場合は、契約者の費用負担と責任において、当該電気通信設備の到着後8日以内に当該電気通信設備をブロードバンド通信ネットワークサービス取扱い所に返還すること。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したとき、若しくは電気通信設備の返還にあたって遅滞があったときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事に必要な費用を支払っていただきます。

(契約者以外の者の利用に係る義務)

### 第33条

契約者は、その契約者回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定の適用については、その契約者回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 契約者は、当社が別に定める事項について、その契約者回線等に接続する端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。
- (注) 本条第2号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。
- ア 第26条(契約者の維持責任)
- イ 第27条(契約者の切分責任)
- ウ 別記7(自営端末設備の接続)
- エ 別記8(自営端末設備に異常がある場合等の検査)
- オ 別記9(自営電気通信設備の接続)
- カ 別記10(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(電気通信設備の設置場所の提供等)

### 第34条

当社の電気通信設備の設置場所の提供等については、別記6に定めるところによります。

(契約者の氏名等の通知)

### 第35条

当社は、法令等に定めのある場合、又は協定事業者等から請求があったときは、申込者及び契約者(その協定事業者等と契約者回線等を利用するうえで必要な申込又は契約を締結している者に限ります。)の氏名及び住所等をその協定事業者等に通知することがあります。

(協定事業者等からの通知)

### 第36条

申込者及び契約者は、当社が、ブロードバンド通信ネットワークサービスの提供にあたり必要があるときは、協定事業者等から必要な申込者及び契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(協定事業者等の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

### 第37条

当社は、協定事業者等(当社が別に定める協定事業者等に限りません。以下この条において同じとします。)の契約約款及び料金表の規定により協定事業者等がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金等について、その協定事業者等の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- 2 前項の規定により、当社が請求した料金等について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(技術的事項)

### 第38条

ブロードバンド通信ネットワークサービスの利用における基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

(法令に規定する事項)

### 第39条

ブロードバンド通信ネットワークサービスの利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。(注) 法令に定めがある事項については、別記7から10に定めるところによります。

(個人情報の取扱い)

### 第40条

当社は、申込者および契約者の個人情報(個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。))を別除当社ホームページ上に掲示する「個人情報の取り扱いについて」に基づき、適切に取り扱うものとします。

## 別記

### 1 ブロードバンド通信ネットワークサービスの提供区域等

- (1) 当社のブロードバンド通信ネットワークサービスは、契約者回線等の終端相互間、契約者回線等の終端と相互接続点との間又は相互接続点相互間において提供します。
- (2) 当社のブロードバンド通信ネットワークサービスの契約者回線等の終端とすることができる場所は、次に掲げる区域内とします。

提供区域
北海道の一部、青森県の一部、岩手県の一部、秋田県の一部、宮城県の一部、山形県の一部、福島県の一部、群馬県の一部、栃木県の一部、茨城県の一部、埼玉県の一部、千葉県の一部、東京都の一部、神奈川県の一部、山梨県の一部、静岡県の一部、長野県の一部、新潟県の一部、富山県の一部、岐阜県の一部、石川県の一部、福井県の一部、愛知県の一部、三重県の一部、和歌山県の一部、滋賀県の一部、奈良県の一部、京都府の一部、大阪府の一部、兵庫県の一部、岡山県の一部、広島県の一部、鳥取県の一部、島根県の一部、山口県の一部、香川県の一部、徳島県の一部、愛媛県の一部、高知県の一部、福岡県の一部、大分県の一部、長崎県の一部、熊本県の一部、佐賀県の一部、宮崎県の一部、鹿児島県の一部及び沖縄県の一部



(設置場所への立ち入り等)

#### 第15条

当社は、本宅内機器の目的とする機能を維持、拡張する上で必要があると認めるときは、予め契約者の承諾を得たうえ、随時設置場所に立ち入ることができるものとします。

(宅内機器の保管・使用・返還)

#### 第16条

- 契約者は当社の指示及び取扱説明書に従って本宅内機器を取り扱うものとします。
- 契約者は、善良な管理者の注意をもって本宅内機器を使用管理するものとし、本宅内機器の譲渡、転貸、改造、申込設置場所以外への移動及び当社ブロードバンド通信ネットワークサービス契約回線以外への移設をしないものとします。
  - 契約者は、本宅内機器に添付された標識等を除去、汚損しないものとします。
  - 契約者が、自己の責に帰すべき事由により本宅内機器を滅失（修理不能、所有権侵害を含む）又は毀損したときは、代替宅内機器の購入代金相当額又は本宅内機器の修理代をお支払いいただくものとします。
  - 本規約第6条（契約内容の変更）、第7条（契約の解約）、第8条（契約違反等による解約）により、本宅内機器の返還の事由が発生した場合、その発生した日後8日以内に原状に復した本宅内機器を当社の指定する方法に従い返還するものとします。但し、これに要する費用は契約者の負担とします。なお、契約者が本宅内機器を期日までに返却しない場合は、滅失とみなし、代替宅内機器の購入代金をお支払いいただくものとします。代替宅内機器の購入代金をお支払後、本宅内機器をご返却いただきましても、代替宅内機器の購入代金の返金は一切行いません。

(申込受付業務等の委託)

#### 第17条

当社は、第2条（申込）、第6条（契約内容の変更）および第7条（契約の解除）の申込の受付に係る業務を契約者の契約者回線等と相互接続通信を行う協定事業者等に委託する場合があります。

(個人情報の取扱い)

#### 第18条

当社は、申込者および契約者の個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）をいいます。）を別途当社ホームページ上に掲示する「個人情報の取り扱いについて」に基づき、適切に取り扱うものとします。

(裁判管轄)

#### 第19条

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

#### 別表

端末機器の種類		インターフェース等	主な機能
a	回線側	6ピンモジュラジャック ITU-T G.992.1(G.dmt) Annex C 準拠 ITU-T G.992.2(G.lite) Annex C 準拠※自動認識	・ADSL モデム機能 ・VoIP 機能 契約者回線等と相互接続通信を行う協定事業者等の提供するIP電話サービスによります
	LAN側	8ピンモジュラジャック 10BASE-TX / 10BASE-T 準拠	
	電話機側	6ピンモジュラジャック 2線式インターフェース	・アナログ電話端末接続機能
b	回線側	6ピンモジュラジャック ITU-T G.992.1(G.dmt) Annex C 準拠 ITU-T G.992.2(G.lite) Annex C 準拠※自動認識	・ADSL モデム機能
	LAN側	8ピンモジュラジャック 10BASE-TX / 10BASE-T 準拠	
c	回線側	6ピンモジュラジャック ITU-TG.992.1(G.dmt) Annex C 準拠・Annex I 準拠 ITU-TG.992.2(G.lite) Annex C 準拠※自動認識	・ADSL モデム機能
	LAN側	8ピンモジュラジャック 10BASE-TX / 10BASE-T 準拠	
d	回線側	6ピンモジュラジャック回線側 ITU-TG.992.1(G.dmt) Annex C 準拠・Annex I 準拠 ITU-TG.992.2(G.lite) Annex C 準拠※自動認識	・ADSL モデム機能 ・VoIP 機能 契約者回線等と相互接続通信を行う協定事業者等の提供するIP電話サービスによります
	LAN側	8ピンモジュラジャック 10BASE-TX / 10BASE-T 準拠	
	電話機側	6ピンモジュラジャック 2線式インターフェース	・アナログ電話端末接続機能
e	回線側	6ピンモジュラジャック ITU-TG.992.1(G.dmt) Annex C 準拠・Annex I 準拠 ITU-TG.992.2(G.lite) Annex C 準拠、g.adsl+2 (*1) 準拠※自動認識	・ADSL モデム機能
	LAN側	8ピンモジュラジャック 10BASE-TX / 10BASE-T 準拠	
f	回線側	6ピンモジュラジャック回線側 ITU-TG.992.1(G.dmt) Annex C 準拠・Annex I 準拠 ITU-TG.992.2(G.lite) Annex C 準拠、g.adsl+2 (*1) 準拠	・ADSL モデム機能 ・VoIP 機能 契約者回線等と相互接続通信を行う協定事業者等の提供するIP電話サービスによります
	LAN側	8ピンモジュラジャック 10BASE-TX / 10BASE-T 準拠	
	電話機側	6ピンモジュラジャック 2線式インターフェース	・アナログ電話端末接続機能
	無線LANアクセスポインタ側	PCMCIA Type2カード用インターフェース	当社指定の無線LANカードを挿入することにより、無線LANアクセスポイントとして利用可能になります。

\*1…当社独自規格

#### 附則

本規約は、平成17年3月1日から実施します。

**「無線LANカードレンタルサービス」をご希望の場合、下記事項にご同意いただく必要があります。**

#### ■宅内LAN機器貸出サービス規約

イー・アクセス株式会社

イー・アクセス株式会社（以下「当社」といいます。）は、以下の宅内LAN機器貸出サービス規約（以下「本規約」といいます。）に従い、当社のブロードバンド通信ネットワークサービス（当社が割当等を別に定め提供する電気通信サービスをいいます。）の契約者（以下「契約者」といいます。）に対して、別表に定める宅内LAN機器（以下「宅内LAN機器」といいます。）の貸出サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

(本規約の変更)

#### 第1条

当社は、事前の予告なく本規約の内容を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の内容によります。

(申込)

#### 第2条

契約者が本サービス申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書にて契約事務を行うブロードバンド通信ネットワークサービス取扱所に提出していただきます。

- 申込者の氏名又は名称
- 本宅内LAN機器の種類
- 本宅内LAN機器設置場所
- 契約者の契約者回線等と相互接続通信を行う協定事業者等の氏名又は名称
- その他申込の内容を特定するための事項

(申込の承諾)

#### 第3条

当社は、本サービスの申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。但し、当社は当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。

- 前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスの申込を承諾しないことがあります。
  - 当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
  - 申込者が当社への債務の弁済の履行を現に怠り、もしくは怠るおそれがあるとき。
  - その他、やむを得ない事由があるとき。

(契約の成立)

#### 第4条

当社は、契約者と本規約に基づく宅内LAN機器貸出サービス契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。本契約の成立は、当社所定の契約申込書による申込に対し、当社所定の手続きを経たうえで、当社が申込の承諾をした日とします。

(最低利用期間)

#### 第5条

- 本サービスには、最低利用期間があります。
- 前項の最低利用期間は、本サービスの提供を開始した日から起算して1月間とします。

(契約内容の変更)

#### 第6条

契約申込書に記載された契約者の申込内容に変更があるときは、事前に当社所定の申込書により当社に通知していただきます。

(契約の解約)

#### 第7条

契約者が本契約を解約する場合は、解約しようとする日の8営業日以前までに当社所定の申込書により当社に通知していただきます。

(契約違反等による解約)

#### 第8条

- 契約者が本規約に違反したときは、当社は何らの催告なしに、本契約を解除することができるものとします。
- 前項によらず、ブロードバンド通信ネットワークサービス契約が解除されたときは、当社は何らの催告なしに、本契約を解除するものとします。
  - 前二項によらず、当社が本契約を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知いたします。
  - 第1項もしくは第2項による本契約の解除は、当社の契約者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。
  - 本条に基づく解除に伴う本宅内LAN機器の撤去及び返還に要する費用は契約者の負担とします。

(本宅内LAN機器の設置及び撤去)

#### 第9条

本宅内LAN機器の設置、移設、撤去については、契約者の費用負担により、契約者又は当社が行います。

(宅内LAN機器の種類)

#### 第10条

本サービスにより提供する宅内LAN機器の種類は、別表のとおりとします。

(支払方法)

#### 第11条

本宅内LAN機器の使用料、宅内LAN機器の種類の変更に係る手数料、本宅内LAN機器の設置、移設、撤去及び保守に要する費用等であって、本契約に基づき契約者に負担していただく費用等は、当社もしくは協定事業者等が契約割当もしくは料金表等に定め、ブロードバンド通信ネットワークサービスの支払方法に準じて、お支払いいたします。

(責任の制限)

#### 第12条

- 当社の責めに帰すべき事由により本宅内LAN機器に障害が発生し、通常の使用ができなくなったときは、当社は当社の費用負担でその修復に努めるものとします。
- 前項以外の事由により本宅内LAN機器に障害が発生しその通常の使用ができなくなったときは、契約者の費用負担で当社はその修復に努めるものとします。
  - 当社は、本宅内LAN機器の使用障害が発生した場合、前各項に定める修復に努めますが、本宅内LAN機器の使用障害に伴う損害については、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、損害賠償の責任を負わないものとします。
  - 当社は、本宅内LAN機器の保守点検、修理又は復旧の工事に当たって本宅内LAN機器が接続される通信機器を計画的に利用し、もしくは契約者の土地建物その他工作物に損害を与えた場合、それがやむをえない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
  - 契約者による本宅内LAN機器の使用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても当社は何人に対しても責任を負わず、契約者がその責任においてこれを処理、解決するものとします。
  - 当社は、契約者に対する本宅内LAN機器の引渡し時において当該宅内機器が正常な性能を備えていることのみを担保し、本宅内LAN機器の商品性及び契約者の使用目的への適合性については一切担保しません。

(通信機器の機能中断)

#### 第13条

当社は、本宅内LAN機器の保守、点検、修理、撤去等のため工事上やむをえないときは、契約者の構内に設置されている通信機器の機能の全部又は一部を一時的に中断することがあります。

(契約者からの電気の提供)

#### 第14条

本宅内LAN機器の作動に必要な電源及び電気は、契約者から提供していただきます。

(設置場所への立ち入り等)

#### 第15条

当社は、本宅内LAN機器の目的とする機能を維持、拡張する上で必要があると認めるときは、予め契約者の承諾を得たうえ、随時設置場所に立ち入ることができるものとします。

(宅内LAN機器の保管・使用・返還)

#### 第16条

- 契約者は当社の指示及び取扱説明書に従って本宅内LAN機器を取り扱うものとします。
- 契約者は、善良な管理者の注意をもって本宅内LAN機器を使用管理するものとし、本宅内LAN機器の譲渡、転貸、改造、申込設置場所以外への移動及び当社ブロードバンド通信ネットワークサービス契約回線以外への移設をしないものとします。
  - 契約者は、本宅内LAN機器に添付された標識等を除去、汚損しないものとします。
  - 契約者の通信設備、コンピュータ等と本宅内LAN機器を接続する為に必要となる物品等がある場合は、契約者の費用と責任でこれを準備するものとします。
  - 契約者が前項の物品等を準備していないこと等により本宅内LAN機器を使用できない場合であっても、契約者は、本宅内LAN機器の使用料を支払うものとします。
  - 契約者が、自己の責に帰すべき事由により本宅内LAN機器を滅失（修理不能、所有権侵害を含む）又は毀損したときは、代替宅内LAN機器の購入代金相当額又は本宅内LAN機器の修理代をお支払いいただくものとします。
  - 本規約第6条（契約内容の変更）、第7条（契約の解約）、第8条（契約違反等による解約）により、本宅内LAN機器の返還の事由が発生した場合、その発生した日後8日以内に原状に復した本宅内LAN機器を当社の指定する方法に従い返還するものとします。但し、これに要する費用は契約者の負担とします。なお、契約者が本宅内

LAN機器を期日までに返却しない場合は、滅失とみなし、代替宅内LAN機器の購入代金相当額をお支払いいただくものとします。代替宅内LAN機器の購入代金相当額をお支払後、本宅内LAN機器をご返却いただきまして、代替宅内LAN機器の購入代金相当額の返金は一切行いません。

8. 契約者が本宅内LAN機器を返還する際に契約者が所持されていた物（本宅内LAN機器以外の物で、LANカード、電源アダプタ、ノートPC、各種マニュアルを含みますが、これらに限られません。以下、「別冊特約」といいます。）が同梱された場合であって、当社到着後90日以内に契約者から所持物の返却を求める旨の通知等がないときには、当社は、所持物を処分できるものとします。

（申込受付業務等の委託）

#### 第17条

当社は、第2条（申込）、第6条（契約内容の変更）および第7条（契約の解除）の申込の受付に係る業務を契約者の契約者回線等と相互接続通信を行う協定事業者等に委託する場合があります。

（個人情報の取扱い）

#### 第18条

当社は、申込者および契約者の個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）」を別途当社ホームページ上に掲示する〔個人情報の取り扱いについて〕に基づき、適切に取り扱うものとします。

（裁判管轄）

#### 第19条

本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

別表

宅内LAN機器の種類と購入代金相当額

宅内LAN機器の種類	相互接続回路
NEC リオモデム無線LANカード親機	8,880円（税込）

附則

本規約は、平成19年11月15日から実施します。

本規約（約款）の最新版については、

以下のホームページにてご確認ください。

<http://www.so-net.ne.jp/access/adsl/eadsl/kiyaku/>

## アクセスコミュファ

「アクセスコミュファ・ホームライト」コースをお申し込みの場合は、必ずこちらをご確認・ご同意の上、お申し込みください。

「アクセスコミュファ・ホームライト」コースお申し込み時の注意事項（最低利用期間）

「アクセスコミュファ・ホームライト」コースには以下の最低利用期間が設定されています。最低利用期間内に解約（コース変更を含む）した場合、以下の契約違約金を請求させていただきますので予めご了承ください。

・最低利用期間：サービス開始月を含む24ヶ月

・契約違約金：5,250円（税込）

なお、中部テレコミュニケーション株式にて適用している違約金等については、弊社が設定する契約違約金とは別で発生いたしますので、ご注意ください。

## So-net モバイル WiMAX

「So-net モバイル WiMAX」にお申し込みの場合は、必ずこちらをご確認・ご同意の上お申し込みください。

So-net モバイル WiMAXサービスご利用規約

So-net モバイルWiMAXサービス（ソネットモバイルワイマックスサービス、以下「本サービス」といいます）をご利用の方（以下「利用者」といいます）は、So-net モバイルWiMAXサービスご利用規約（以下「本規約」といいます）を必ずお読みの上、ご同意下さい。

第1条（定義）

本規約における用語を以下のとおり定義します。

- （1）「WiMAX回線」とは、UQコミュニケーションズ株式会社（以下「UQ社」といいます）による広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）サービスの無線電通信設備を利用してソネットエンタテインメント株式会社（以下「弊社」といいます）が提供する、高速モバイル通信回線をいいます。
- （2）「WiMAX対応機器」とは、本サービスを利用するために必要となる、アンテナ及び無線送受信装置であって、利用者の有するパーソナルコンピュータに装着もしくは接続される又は当該パーソナルコンピュータに内蔵されているものであり、かつ、別途弊社が定める機器に限ります。
- （3）「レンタル機器」とは、WiMAX対応機器のレンタルを希望する利用者に対して「So-net モバイルWiMAXレンタル規約」に基づき、弊社が貸与するWiMAX対応機器をいいます。
- （4）「販売機器」とは、WiMAX対応機器の購入を希望する利用者に対して、「So-netモバイルWiMAX対応機器販売規約」に基づき、弊社が販売するWiMAX対応機器をいいます。

第2条（本サービス）

1. 本サービスは、WiMAX回線を利用し、インターネット接続環境を利用者に提供する、弊社のインターネット接続サービスです。本サービスは、弊社が別途定めるインターネット接続サービスをご利用頂いている方のみお申し込みいただけるオプションサービスです。
2. 本サービスは、「Flat」、「Flat年間パスポート」、「Sep」の3つの料金プランにて構成されます。また、本サービスの内容、提供条件、その他詳細については、別途弊社が定める本サービスに関する諸規定により、利用者へ提示されるものとします。
3. 本サービスは、WiMAX対応機器1端末につき1契約での提供となります。なお、弊社以外が提供する同種のサービスを同一端末でご利用の場合は、当該サービスの利用を終了したうえでお申込み頂く必要があります。

第3条（本規約）

1. 利用者は、本規約及び弊社が別途定める本則及び各個別規定からなるSo-netサービス会員規約、その他本サービスに関する諸規定に従って本サービスを利用するものとします。
2. 本規約に定める内容とSo-netサービス会員規約に定める内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

第4条（本サービスの申込及び利用開始）

1. 本サービスの利用契約は、利用希望者が本規約に同意の上、弊社が別途定める手続きに従い本サービスへの申込をなし、弊社が当該申込者をおサービスの利用者として登録した時点（以下「登録日」といいます）をもって成立するものとします。但し、レンタル機器及び販売機器の利用者においては、登録日又は利用者がレンタル機器又は販売機器が到着した日のいずれか遅い日をもって成立するものとします。
2. 利用料金の課金開始基準日となる本サービスの開始日は、利用者の本サービス申込に基づき、弊社が利用者に対し送付するサービス開始に関する電子メールに記載される「サービス開始日」とします。

第5条（通信速度）

1. 弊社が本サービス上に定める通信速度は最高時のものであり、接続状況、利用者が使用するWiMAX対応機器、情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを、利用者は了承するものとします。
2. 弊社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。
3. 弊社は、利用者が一定時間内に基準値を超える大量の情報等を送受信する場合、その通信速度を一時的に制限し、又はその超過する情報等の全部もしくは一部を破棄することができるものとします。
4. 利用者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失されることがあることを、

あらかじめ承諾するものとします。

第6条（WiMAX対応機器）

1. 本サービスの利用には、別途弊社が指定するWiMAX対応機器が必要となります。
2. WiMAX対応機器の準備、設置等は、利用者自らの費用と責任において行うものとします。但し、レンタル機器の利用を希望する利用者に関しては、別途定める「So-net モバイルWiMAXレンタル規約」に、販売機器の購入を希望する利用者に関しては、別途定める「So-net モバイルWiMAX対応機器販売規約」に、それぞれ従うものとします。
3. 弊社は、利用者の使用するWiMAX対応機器に異常がある場合その他本サービスの円滑な提供に支障がある場合、利用者に対し、弊社又はUQ社による当該WiMAX対応機器のWiMAX回線への接続がUQ社の定める端末技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを要求できるものとし、利用者は、自らの費用負担にて、当該検査に応じるものとします。
4. 利用者の使用するWiMAX対応機器について、電波法（昭和25年法律第131号。以下「電波法」といいます）の規定に基づき、UQ社が総務大臣から随時電波発射の停止を命ぜられたときは、利用者は、自ら使用するWiMAX対応機器の使用を停止して、自らの費用負担にて、無線設備規則（昭和25年電波管理委員会規則第18号）に適合するよう、その修理等を行うものとします。弊社は利用者に対し、当該修理等が完了したWiMAX対応機器について、電波法に規定に基づく検査を受けることを要求できるものとし、利用者は、自らの費用負担にて、当該検査に応じるものとします。
5. 弊社は、第3項又は第4項に基づき、利用者の使用するWiMAX対応機器が当該条項に定める基準・規則等に適合していると認められないときは、利用者への本サービスへの提供を中止・解約等できるものとします。
6. 第4項に規定する検査のほか、利用者の使用するWiMAX対応機器について電波法に基づく検査を受ける必要がある場合の取扱については、第4項及び前項の規定を準用するものとします。
7. 前4項に規定する場合は、弊社は、利用者の使用するWiMAX対応機器について、WiMAX回線との接続の正常性を確認するための試験を実施することが必要であると判断した場合、UQ社が指定する機関が行う検査を受けるよう、利用者に対して協議を申し入れることができるものとします。当該試験の結果、当該機関がその正常性等を確認できないと判断した場合は、利用者は当該WiMAX対応機器を使用しないものとします。
8. 利用者は、故障等によりWiMAX対応機器の交換を行った場合、別途弊社に対して機器交換の申請を行うものとします。申請が行われない場合は、交換後のWiMAX対応機器はご利用いただけません。

第7条（本サービス提供地域）

1. 本サービスの提供区域は、弊社が別途定めるところによるものとします。
2. 前項の提供区域内であっても、電波の伝わりにくい場所等（屋内、トンネル、地下、建物内、高層ビルやマンションの高層階等、ビルの陰、山間部、海上等を含みますがこれらに限られないもの）としては本サービスを利用できない場合（通信速度の低下を含みます）があり、弊社がこの点に関していかなる保証も行わないことを、利用者は了承するものとします。

第8条（解約等）

1. 利用者は、弊社が別途定める手続きに従い、本サービスの利用契約を解約することができるものとします。
2. 前項に定める解約手続きに基づく本サービスの提供終了時点は、以下のいずれかから選択可能ですが、当該選択後変更した場合は変更することはできないものとします。なお、いずれを選択した場合においても、料金の日割計算対応は行っておりません。
  - （1）解約手続きが完了したときを終了時点とする。
  - （2）解約手続きが完了した月の末日を終了時点とする。
3. 本サービスの利用契約の解約をもって、利用者は、本サービスを利用することができなくなるものとします。なお、当該解約後に本サービスの利用を希望する場合、再度弊社所定の申込手続きが必要となります。
4. 弊社は、本サービスのうち「Flat年間パスポート」について、契約期間を設定することができるものとします。契約期間は、1年目については「Flat年間パスポート」のサービス開始日から12ヶ月後の月の末日までとし、契約期間満了月（当該契約期間の最終月をいいます。以下「契約更新月」といいます）以外の暦月に利用者が「Flat年間パスポート」を解約する場合又は「Flat年間パスポート」からその他の料金プランへ変更する場合、弊社が別途定める違約金が発生するものとします。
  - 例）2011年12月1日がサービス開始日である場合、2012年12月1日が12ヶ月後になるため、同年12月末日までが契約期間となります。
5. 前項に定める契約更新月に「Flat年間パスポート」を解約しない場合又は「Flat年間パスポート」からその他の料金プランへ変更しない場合、契約更新月の翌月から12ヶ月間を契約期間とし、契約期間の最終月を契約期間満了月とする新たな契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に更新されるものとします。
  - 例）2012年12月が契約期間満了月である場合、翌月である2013年1月から12ヶ月間を契約期間とし2013年12月を契約期間満了月とする新たな契約期間が自動的に設定されます。

第9条（本サービスの技術仕様等の変更等）

弊社は、本サービスにかかわる技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、利用者が使用するWiMAX対応機器の改造、交換又は撤去等を要することとなった場合であっても、その改造、交換又は撤去等に要する費用について負担しないものとします。

第10条（海外サービスの利用）

1. 利用者は、弊社が別途定めるWiMAX対応機器を利用している場合であって、かつ別途UQ社が定める海外事業者によるWiMAXサービスの提供に必要なMACアドレスを弊社に登録している場合、当該海外事業者に対して海外サービス（海外事業者によるWiMAX対応機器を用いた電気通信サービスをいいます。以下同じ）の利用を申込みできるものとします。
2. 利用者は、弊社に登録されたMACアドレスは、別途UQ社が定める周期に基づき海外事業者へ通知されることにかかわらず同意するものとし、当該通知の到達遅延又は不到達により利用者へ損害が発生した場合であっても、弊社は一切責任を負わないものとします。
3. 利用者は、自己と海外事業者との間で締結した契約に基づき海外サービスを利用するものとし、弊社は、海外サービスに関する一切の責任を負わないものとします。
4. 利用者は、海外サービスを利用することにより、弊社又は海外事業者が別途定める料金が本サービスの利用料金以外に発生する可能性があることをあらかじめ同意するものとします。

附則：この規約は2009年10月1日から実施します。

2010年8月1日一部改訂

2011年4月14日一部改訂

2011年8月1日一部改訂

2011年10月18日一部改訂

2012年2月1日一部改訂

So-net モバイル WiMAX対応機器販売規約

So-net モバイルWiMAX対応機器販売（以下「本サービス」といいます）は、ソネットエンタテインメント株式会社（以下「弊社」といいます）がSo-net モバイルWiMAXサービス（以下「WiMAXサービス」といいます）の利用者へWiMAXサービスで利用できるWiMAX対応機器（以下「WiMAX対応機器」といいます）を販売するサービスです。本サービスをご利用頂く方（以下「利用者」といいます）は、So-net モバイルWiMAX対応機器販売規約（以下「本規約」といいます）を必ずお読みの上、ご同意下さい。

第1条（本サービスのご利用にあたって）

本サービスは、WiMAXサービスのお申込をされる方又はWiMAXサービスを利用されている方のうち、弊社よりWiMAX対応機器のレンタル提供を受けてない方で、WiMAX対応機器の購入を希望される方に対して、弊社がWiMAX対応機器を販売するサービスです。

第2条（本規約）

利用者は、本規約及びSo-net モバイルWiMAXサービスご利用規約並びに弊社が別途定める本則及び各個別規定からなるSo-netサービス会員規約、その他本サービスに関する諸規定（以下「本規約等」といいます）に同意し、本サービスを利用するものとします。

第3条（WiMAX対応機器の購入契約の成立）

1. 利用者は、WiMAX対応機器の購入を希望する場合、弊社指定の方法に従ってWiMAX対応機器の購入申込を行うものとします。
2. 利用者と弊社との間でWiMAX対応機器に関する売買契約（以下「売買契約」といいます）は、前項に基づく購入申込を弊社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。かかる承諾は、弊社所定の方法で利用者へ通知することにより行われます。

- WiMAX対応機器について弊社が購入数量等を制限している場合、利用者は、その数量の範囲内でWiMAX対応機器の購入申込を行うことができるものとします。
- 既にWiMAXサービスを利用されている方が本サービスによりWiMAX対応機器を購入した場合、契約情報は自動的に購入したWiMAX対応機器へ移行されるものとします。

#### 第4条（申込の拒絶）

- 弊社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、WiMAX対応機器の購入申込を承諾しない場合があります。
  - 申込情報に虚偽の情報があつた場合
  - 料金の滞納等がある場合
  - 日本国外からの申込及び配送先が日本国外の場合
  - その他弊社が申込を承諾することにつき不適当と判断した場合
- 弊社は、WiMAX対応機器の購入申込に関し、WiMAX対応機器の配送が完了したか否かにかかわらず、第三者によるなりすまし等の不正行為のおそれがあると判断した場合、本人確認のために当該申込の支払にかかるとクレジットカードの名義人及び当該クレジットカードの発行会社に対して注文情報を開示する場合があります。また、当該注文行為が利用者本人によるものでないことを確認したときには、当該注文にかかる売買契約を取り消すものとします。

#### 第5条（代金及び支払方法）

- WiMAX対応機器の販売代金（以下「端末代金」という）、その他付帯費用は別途定めるものとします。
- 利用者は、弊社に登録している支払方法により、端末代金、その他付帯費用を支払うものとします。

#### 第6条（配送）

- 弊社は、WiMAX対応機器を弊社の指定する配送業者により配送するものとします。
- 弊社は、売買契約締結後、別途弊社が定める方法により利用者から通知を受けた希望日を目途に、利用者が弊社へ通知した住所へWiMAX対応機器を配送するものとします。なお、WiMAXサービスの申込と同時に本サービスによりWiMAX対応機器を購入した場合、WiMAXサービスに関する決済手段が確定した後の発送となります。また、かかる配送の完了をもって、弊社の売り主としての引き渡し義務が履行されたものとします。
- WiMAX対応機器の所有権は、利用者が弊社へ端末代金の支払を完了した時点で、利用者へ移転するものとします。

#### 第7条（初期不良及び返品）

- 利用者の購入したWiMAX対応機器について、配送中の破損、汚れ、その他弊社の責めに帰すべき事由による商品手配違い等が生じた場合、又はWiMAX対応機器が配送当初から正常に動作しない状態である場合には、利用者は弊社に対しWiMAX対応機器発送日の翌日から14日以内に別途弊社が定める方法により通知するものとします。この場合、弊社は初期不良として同一機種の良品と交換するものとします。なお、利用者は初期不良のWiMAX対応機器を、良品のWiMAX対応機器到着後10日以内に弊社へ返却するものと、返却しない場合、弊社は未返却違約金として別途弊社が定める金額を利用者へ請求するものとします。
- 前項に該当する場合のWiMAX対応機器の不良品の返送及び良品の再配送に要する費用は、弊社が負担するものとします。
- 本条第1項の通知期限経過後のWiMAX対応機器の保証については、WiMAX対応機器毎に定める保証規定に従うものとします。なお、機器製造元の保証規定に基づく場合、当該機器の保証について弊社は一切責任を負いません。
- WiMAX対応機器について、利用者の責めに帰すべき事由に基づく場合又は以下の各号に基づく場合、本条第1項に定める初期不良には該当しないものとします。
  - 火災、地震、水害、落雷、ガス害、塩害、その他の天災地変、公害、又は異常電圧等の不慮の事故による場合
  - 接続時の不備に起因する場合、又は接続している他の機器に起因する場合
  - 取扱説明書又は製品仕様書の記載事項に反する使用及び保管による場合
  - 利用者が改造、調整、部品交換等を行った場合
  - その他、商品納入後の輸送、移動時の落下・衝撃など不適当な取扱いによる場合

#### 第8条（契約解除）

- 弊社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、利用者との売買契約を解除することができるものとします。この場合において、利用者に帰責事由がある場合、弊社は利用者に対して弊社が被った損害の賠償を求めることができるものとします。
  - 利用者が本規約に違反した場合
  - 弊社に通知した住所にWiMAX対応機器を配送したにもかかわらず、利用者の不在等によりWiMAX対応機器の引き渡しができず、かつ商品発送のときから一定期間が経過してもなお当該利用者から何らの連絡も無い場合
- 前項の解除事由に該当する場合において、利用者にWiMAX対応機器の引き渡し完了している場合、弊社は、当該WiMAX対応機器の返還を利用者に要求することができるものとします。利用者は、弊社が返還を要求した場合、利用者の費用負担においてかかるWiMAX対応機器を弊社所定の方法により直ちに返還しなければならぬものとします。

#### 第9条（免責）

- 弊社は、WiMAX対応機器の商品性又は利用者の使用目的への適合性等に関していかなる保証も行わないものとします。
- 弊社は、利用者によるWiMAX対応機器の使用その他本サービスによる売買契約に関して利用者が生じた特別損害、拡大損害に関しては責任を負いません。また、弊社が利用者によるWiMAX対応機器の使用その他本サービスによる売買契約に関して責任を負う範囲は、いかなる場合においても利用者の購入したWiMAX対応機器の端末代金相当額をその上限とします。

附則：この規約は2011年4月14日から実施します。

2011年7月1日一部改訂

2012年2月1日一部改訂

## So-net モバイル WiMAX レンタル規約

So-netモバイルWiMAXレンタル（以下「本サービス」という）は、ソネットエンタテインメント株式会社（以下「弊社」という）がSo-netモバイルWiMAXサービス（以下「WiMAXサービス」という）の利用者を提供するオプションサービスです。本サービスをご利用頂く方（以下「利用者」という）は、So-netモバイルWiMAXレンタル規約（以下「本規約」という）を必ずお読みのうえ、ご同意下さい。

#### 第1条（本サービスのご利用にあたって）

本サービスは、WiMAXサービスのお申込に際し、WiMAX対応機器のレンタルを希望される方に対して、WiMAXサービスと併せて提供されるオプションサービス（総称して以下「本サービス等」といいます）となります。

#### 第2条（レンタル）

弊社は、利用者のご希望に応じ、別途定めるWiMAX対応機器（以下「レンタル機器」という）を利用者に対し貸与するものとします。

#### 第3条（本規約）

利用者は、本規約及びSo-net モバイル WiMAXサービスご利用規約並びに弊社が別途定める本則及び各個別規定からなるSo-netサービス会員規約、その他本サービスに関する諸規定（以下「本規約等」という）に同意し、本サービスを利用するものとします。

#### 第4条（本サービスの利用契約の成立及び本サービスの開始日）

- 利用者は、弊社が別途定める手順に従い、WiMAXサービスの利用の申込を併せて、本サービスの利用契約を申込みものとします。
- 本サービスの利用契約は、本規約等に同意のうえで、弊社が別途定める手続きに従い本サービスへの申込をなし、利用者にレンタル機器が到着した時点で成立するものとします。
- 利用料金の課金開始基準日となる本サービスの開始日は、So-net モバイル WiMAXサービスご利用規約に定めるサービス開始日と同日とします。
- レンタル機器が利用者へ到着せず、弊社に返送された場合、当該利用者による本サービス等利用の申込はキャンセルしたとみなすものとします。

#### 第5条（申込の拒絶）

- 弊社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、レンタル機器の申込を承諾しない場合があります。
  - 申込情報に虚偽の情報があつた場合
  - 料金の滞納等がある場合
  - 日本国外からの申込及び配送先が日本国外の場合
  - その他弊社が申込を承諾することにつき不適当と判断した場合
- 弊社は、本サービスの申込に関し、レンタル機器の配送が完了したか否かにかかわらず、第三者によるなりすまし等の不正行為のおそれがあると判断した場合、本人確認のために当該申込の支払にかかるとクレジットカードの名義人及び当該クレジットカードの発行会社に対して注文情報を開示する場合があります。また、当該申込行為が利用者本人によるものでないことを確認したときには、本サービス等にかかる申込みを取り消すものとします。

#### 第6条（本サービスの利用料）

- 本サービスの機器利用料、その他付帯費用は別途定めるものとします。
- 本サービスの機器利用料は開始日を含む月の翌月から各層月単位で課金されるものとします。また、本サービスの解約月については解約日が月の途中であっても、日割り精算せず1ヶ月分の本サービスの機器利用料が課金されるものとします。
- 利用者は、機器利用料、その他付帯費用のほか、WiMAX対応機器の配送にかかる送料を負担するものとします。
- 利用者は、弊社に登録している支払方法により、機器利用料、その他付帯費用を支払うものとします。

#### 第7条（配送）

- 弊社は、レンタル機器を弊社の指定する配送業者により配送するものとします。
- 弊社は、本サービスの申込を受け付けた後、別途弊社が定める方法により利用者から通知を受けた希望日を目途に、利用者が弊社へ通知した住所へレンタル機器を配送するものとします。なお、WiMAXサービスの申込と同時に本サービスにより本サービスを申込んだ場合、WiMAXサービスに関する決済手段が確定した後の発送となります。

#### 第8条（最低利用期間）

- 本サービスの最低利用期間は、本サービスの開始日から6ヶ月後の月の末日までとします。  
例）2011年12月1日が本サービスの開始日である場合、2012年6月1日が6ヶ月後になるため、同年6月末日までが最低利用期間となります。
- 本サービスの最低利用期間内に本サービス等を解約した場合、解約月の機器利用料とは別に、別途定める契約違約金が発生することを利用者はあらかじめ承諾するものとします。なお、最低利用期間の最終月に本サービス等を解約する場合、当該契約違約金は発生しないものとします。

#### 第9条（交換）

- 利用者は、レンタル機器に障害が発生し、又は毀損、滅失、紛失等（以下「障害等」という）が発生した場合、直ちに弊社に通知するものとします。
- レンタル機器に障害等が発生した場合、弊社又は弊社の指定する業者が交換を行うものとします。なお、当該レンタル機器の障害等が利用者の責に帰すべき事由に基づき発生した場合及び以下のいずれかの事由による場合、利用者は別途定める有償交換費を弊社に支払うものとします。
  - 使用上の誤り、弊社が認めた製品以外の製品から受けた障害に起因する場合
  - 利用者の納品後の、移動、輸送、落下、液体や異物の混入等による故障及び損傷
  - 火災、地震、風水害、落雷、その他の天災地災、公害、塩害、異常電圧等による故障及び損傷
  - 不当な修理や改造による故障及び損傷
- 利用者は、無償でのレンタル機器の交換後、別途弊社が定める期日までに別途弊社が指定する住所宛に障害等の発生したレンタル機器を自らの費用負担により返却するものとします。なお、利用者は弊社が指定する期日までに障害等の発生したレンタル機器を返却しなかった場合は、レンタル機器毎に別途定める機器損害金を弊社に支払うものとします。また、交換後のレンタル機器が利用者へ到着せず、弊社に返送された場合、当該利用者による本サービス等の利用契約は解約されたものとみなします。

#### 第10条（本サービスの解約）

- 利用者は、本サービスの解約を希望する場合、別途弊社が定める手順に従い本サービスの解約を申込みものとします。なお、本サービスの利用契約が解約される場合は、同時にWiMAXサービスも解約されるものとします。
- 前項に定める解約手続きに基づく本サービス等の提供終了時点は、以下のいずれかから選択可能ですが、当該選択後にかかる終了時点を変更することはできないものとします。なお、いずれを選択した場合においても、料金の日割り計算対応は行っておりません。
  - 解約手続きが完了したときを終了時点とする。
  - 解約手続きが完了した月の末日を終了時点とする。
- 第1項に定める解約が、本サービスの開始日を含む月に行われる場合、第6条の定めにかかわらず1ヶ月分の機器利用料が課金されるものとします。
- 利用者は、本サービス等を解約した場合、解約日の属する層月の翌月10日までに、別途弊社が指定する住所宛にレンタル機器を自らの費用負担により返却するものとします。
- 利用者が、本サービス等の解約後、前項に定める期日までにレンタル機器を返却しなかった場合、レンタル機器毎に別途定める機器損害金を弊社に支払うものとします。

#### 第11条（免責）

- 弊社は、レンタル機器の商品性又は利用者の使用目的への適合性等に関していかなる保証も行わないものとします。
- 弊社は、利用者によるレンタル機器の使用その他本サービスの利用契約に関して生じる特別損害、拡大損害に関しては責任を負いません。また、弊社が利用者によるレンタル機器の使用その他本サービスの利用契約に関して責任を負う範囲は本サービスの機器損害金相当額をその上限とします。

附則：この規約は2010年8月1日から実施します。

2011年4月14日一部改訂

2012年2月1日一部改訂

## So-net モバイル 3G

「So-net モバイル 3G」にお申し込みの場合は、必ずこちらをご確認・ご同意の上お申し込みください。

### So-net モバイル 3G サービスご利用規約

So-netモバイル3Gサービス（ソネットモバイルスリージーサービス、以下「本サービス」といいます）をご利用頂く方（以下「利用者」といいます）は、So-netモバイル3Gサービスご利用規約（以下「本規約」といいます）を必ずお読みのうえ、ご同意下さい。

#### 第1条（定義）

本規約における用語を以下のとおり定義します。

- 「モバイル3G回線」とは、移動体通信事業者が有する高速モバイル通信回線をいいます。
- 「本SIMカード」とは、本規約に基づき貸与される、契約者情報を記録したICカードをいいます。

#### 第2条（本サービス）

- 本サービスは、モバイル3G回線を利用し、インターネット接続環境を利用者に提供する、弊社のインターネット接続サービスです。本サービスは、弊社が別途定めるインターネット接続サービスをご利用になっている方のみお申込みいただけるオプションサービスです。
- 本サービスの内容、提供条件、その他詳細については、別途弊社が定める本サービスに関する諸規定により、利用者に提示されるものとします。

#### 第3条（本規約）

- 利用者は、本規約及び弊社が別途定める本則及び各個別規定からなるSo-netサービス会員規約、その他本サービスに関する諸規定に従って本サービスを利用するものとします。
- 本規約に定める内容とSo-netサービス会員規約に定める内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

#### 第4条（本サービスの申込及び利用開始）

1. 本サービスの利用契約は、利用希望者が本規約に同意のうえで、弊社が別途定める手続きに従い本サービスへの申込をなし、弊社が当該申込者を本サービスの利用者として登録した時点（以下「登録日」といいます）をもって

成立するものとします。

- 利用料金の課金開始基準日となる本サービスの開始日は、利用者の本サービス申込に基づき、弊社が利用者に対し送付するサービス開始に関する電子メールに記載される「サービス開始日」とします。

#### 第5条（通信速度）

- 弊社が本サービス上に定める通信速度は最高時のものであり、接続状況、利用者が使用する本SIMカード、情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを、利用者は了承するものとします。
- 弊社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。
- 弊社は、利用者が一定時間内に基準値を超える大量の情報等を受信する場合、その通信速度を一時的に制限し、又はその超過する情報等の全部もしくは一部を破棄することができるものとします。
- 利用者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

#### 第6条（本SIMカード）

- 本サービスの利用には、本SIMカードが必要となります。
- 利用者は、本SIMカードを善良なる管理者の注意をもって使用し、弊社、移動体通信事業者及び第三者の業務に支障が生じる変更、毀損等をしないものとします。
- 利用者の責めに帰すべき事由により故障した場合に限り、弊社の負担において本SIMカードの修理若しくは交換を要する義務を負います。
- 利用者の責めに帰すべき事由により本SIMカードが故障した場合は、その修理若しくは交換の費用は利用者の負担となります。
- 利用者は、本SIMカードの利用料金を、本サービスの利用料金に含めて弊社に対して支払うものとします。
- 利用者は、本SIMカードを日本国外に持ち出してはならないものとします。
- 本SIMカードを用いて移動体通信事業者の音声サービス（携帯電話端末等による音声通話などを含む）を利用することはできないものとします。
- 利用者が、前項の規定に違反し弊社が貸与する本SIMカード以外のSIMカードを使用すると、本サービスにおける接続サービスの提供が受けられない場合があると同時に、弊社及び移動体通信事業者の通信設備に不具合が生じる場合があります。利用者が、前項の規定に違反して弊社が貸与する本SIMカード以外のSIMカードを使用したことに起因して、弊社、移動体通信事業者及び第三者に生じた一切の損害については当該利用者賠償の責任を負うものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。

#### 第7条（本サービス提供地域）

- 本サービスの提供区域は、移動体通信事業者が別途定めるところによるものとします。
- 前項の提供区域外であっても、電波伝わりにくい場所等（屋内、トンネル、地下、建物内、高層ビルマンションの高層階等、ビルの陰、山間部、海上等を含みますがこれらに限られないものとします）では本サービスを利用できない場合（通信速度の低下を含みます）があり、弊社がこの点に関していかなる保証も行わないことを、利用者は了承するものとします。

#### 第8条（解約）

- 利用者は、弊社が別途定める手続きに従い、本サービスの利用契約を解約することができるものとします。なお、弊社が別途定めるインターネット接続サービスの解約については別途解約手続きが必要となります。
- 前項に定める解約手続きに基づく本サービスの提供終了時点は、以下のいずれから選択可能ですが、当該選択後にかかる終了時点を変更することはできないものとします。なお、いずれを選択した場合においても、料金の日割り計算対応は行っていません。  
(1) 解約手続きが完了したときを終了時点とする。  
(2) 解約手続きが完了した月の末日を終了時点とする。
- 本サービスの利用契約の解約をもって、利用者は、本サービスを利用することができなくなるものとします。なお、当該解約後に本サービスの利用を希望する場合、再度弊社所定の申込手続きが必要となります。
- 本SIMカードの修理若しくは交換に際して、本SIMカードを受領しただけの場合は、別途弊社の指定する期日をもって本サービスを解約するものとします。
- 弊社は、本サービスのうち弊社が別途定める料金プラン（以下「定期契約型プラン」といいます）について、契約期間を設定することができるものとします。契約期間は、定期契約型プランの利用開始日から起算し、定期契約型プラン毎に弊社が定める期間とし、契約期間満了月の翌月（以下「契約更新月」といいます）以外の暦月に利用者が定期契約型プランを解約する場合、弊社が別途定める契約解除料が発生するものとします。なお、契約更新月に定期契約型プランを解約しない場合、当該契約更新月を含み、新たな契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に更新されるものとします。
- 利用者は、本サービスを解約した場合、別途弊社が指定する住所宛に本SIMカードを自らの費用負担により返却するものとします。
- 利用者が、本サービスの解約後、弊社が定める期日までに本SIMカードを返却しなかった場合、別途弊社が定める損害金を弊社に支払うものとします。

#### 第9条（本サービスの技術仕様等の変更等）

弊社は、本サービスにかかわる技術仕様その他その提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、利用者が使用する本SIMカードの改造又は撤去等を要することとなった場合であっても、その改造又は撤去等に要する費用について負担しないものとします。

附則：この規約は2011年10月3日から実施します。

#### So-net モバイル 3G対応機器販売規約

本サービスは、ソネットエンタテインメント株式会社（以下「弊社」という）がSo-netモバイル3Gサービス（以下「3Gサービス」という）の利用者に対し、3Gサービスで利用できるSo-netモバイル3G対応機器（以下「3G対応機器」という）を販売するサービスです。本サービスをご利用頂く方（以下「利用者」という）は、So-netモバイル3G対応機器販売規約（以下「本規約」という）を必ずお読みのうえ、ご同意下さい。

#### 第1条（本サービスのご利用にあたって）

本サービスは、3Gサービスのお申込をされる方で、3G対応機器の購入を希望される方に対して、弊社が3G対応機器を販売するサービスです。

#### 第2条（本規約）

利用者は、本規約及びSo-net モバイル 3Gサービスご利用規約並びに弊社が別途定める本則及び各個別規定からなるSo-netサービス会員規約、その他本サービスに関する諸規定（以下「本規約等」という）に同意し、本サービスを利用するものとします。

#### 第3条（3G対応機器の購入契約の成立）

- 利用者は、3G対応機器の購入を希望する場合、弊社指定の方法に従って3G対応機器の購入申込を行うものとします。
- 利用者と弊社との間の3G対応機器に関する売買契約（以下「売買契約」という）は、前項に基づく購入申込を弊社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。かかる承諾は、弊社所定の方法で利用者へ通知することにより行われます。
- 3G対応機器について弊社が購入数量等を制限している場合、利用者は、その数量の範囲内で3G対応機器の購入申込を行うことができるものとします。

#### 第4条（申込の拒絶）

- 弊社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、3G対応機器の購入申込を承諾しない場合があります。  
(1) 申込情報に虚偽の情報があつた場合  
(2) 料金の滞納等がある場合  
(3) 日本国外からの申込又は配送先が日本国外の場合  
(4) その他弊社が申込を承諾することにつき不適当と判断した場合
- 弊社は、利用者による3G対応機器の購入申込に関し、3G対応機器の配送が完了したか否かにかかわらず、第三者によるなりすまし等の不正行為のいずれかがあると判断した場合、本人確認のために当該申込の支払にかかわるクレジットカードの名義人及び当該クレジットカードの発行会社に対して注文情報を開示する場合があります。また、当該注文行為が利用者本人によるものでないことを確認したときは、当該注文にかかわる売買契約を取り消すものとします。

#### 第5条（代金及び支払方法）

- 3G対応機器の販売代金（以下「端末代金」という）、その他付帯費用は別表に定めるものとします。

- 利用者は、弊社に登録している支払方法により、端末代金、その他付帯費用を支払うものとします。

#### 第6条（配送）

- 弊社は、3G対応機器を弊社の指定する配送業者により配送するものとします。
  - 弊社は、売買契約締結後、利用者が弊社へ通知した住所へ3G対応機器を配送するものとします。なお、3G対応機器の発送の時期については、利用者の3Gサービスに関する決済手段が確定した後となります。また、かかる配送の完了をもって、弊社の売り主としての引き渡し義務が履行されたものとします。
- 3G対応機器の所有権は、利用者が弊社へ端末代金の支払を完了した時点で、利用者へ移転するものとします。

#### 第7条（初期不良及び返品）

- 利用者の購入した3G対応機器について、配送当初から正常に動作しない状態である場合、又は配送当初から汚れがある場合には、利用者は弊社が指定する3G対応機器の製造事業者（以下「機器製造事業者」という）に対し3G対応機器に送完了日から30日以内に通知するものとします。この場合、機器製造事業者によって、初期不良として同一機種の商品に交換するものとします。なお、この交換は初期不良の3G対応機器が機器製造事業者へ返却され次第、行われるものとします。
- 利用者の購入した3G対応機器について、配送に起因して破損が生じた場合又はその他弊社の責めに帰すべき事由による商品手配遅延等が生じた場合には、利用者は弊社に対し3G対応機器配送完了後、速やかに通知するものとします。また、その後の処理については、弊社の指示に従うものとします。
- 利用者は、本条第1項の通知期限経過後又は前各号項に定める場合以外の3G対応機器の保証については、3G対応機器毎に定める保証規定に従うものとします。なお、機器製造事業者の保証規定に基づく当該3G対応機器の保証について、弊社は一切責任を負いません。
- 3G対応機器について、利用者の責めに帰すべき事由に基づく場合又は以下の各号に基づく場合、本条第1項に定める初期不良には該当しないものとします。  
(1) 火災、地震、水害、落雷、ガス害、塩害、その他の天災地変、公害、又は異常電圧等の不慮の事故による場合  
(2) 接続時の不備に起因する場合、又は接続している他の機器に起因する場合  
(3) 取扱説明書又は製品仕様書の記載事項に反する使用及び保管による場合  
(4) 利用者が改造、調整、部品交換等を行った場合  
(5) その他、3G対応機器を引き渡し後の輸送、移動時の落下・衝撃など不適当な取扱いによる場合

#### 第8条（契約解除）

- 弊社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、利用者との売買契約を解除することができるものとします。この場合において、利用者により損害がある場合、弊社は利用者に対して弊社が被った損害の賠償を求めることができるものとします。  
(1) 利用者が本規約等に違反した場合  
(2) 弊社に通知した住所に3G対応機器を配送したにもかかわらず、利用者の不在等により3G対応機器の引き渡しができず、かつ3G対応機器の発送のときから一定期間が経過してもなお当該利用者から何らの連絡も無い場合
2. 前項の解除事由に該当する場合において、利用者による3G対応機器の引き渡し完了しているとき、弊社は、当該3G対応機器の返還を利用者に要求することができるものとします。利用者は、弊社が返還を要求した場合、利用者の費用負担においてかかる3G対応機器を弊社所定の方法により直ちに返還しなければならないものとします。

#### 第9条（免責）

- 弊社は、3G対応機器の商品性又は利用者の使用目的への適合性等に関していかなる保証も行わないものとします。
- 弊社は、利用者による3G対応機器の使用その他本サービスによる売買契約に関して利用者が生じた特別損害、拡大損害に関しては責任を負いません。また、弊社が利用者による3G対応機器の使用その他本サービスによる売買契約に関して責任を負う範囲は、いかなる場合においても利用者の購入した3G対応機器の端末代金相当額をその上限とします。

附則：この規約は2011年12月1日から実施します。

<別表>端末代金の詳細及び料金

端末代金は、以下のとおりとします。

機器名	機器購入費（税込）
MF-30	19,800円

※別表は、3G対応機器の機種追加等により随時更新されます。

別表更新日：2011年12月1日

## So-net フォン

「So-net フォン」をお申し込みの場合は、必ずこちらをご確認・ご同意の上お申し込みください。

#### 「So-net フォン」サービス利用規約

「So-net フォンサービス」（以下「本サービス」という）は、ソネットエンタテインメント株式会社（以下「弊社」という）が運営するサービスであり、別途弊社が定める条件を満たすSo-net接続会員の方々にご利用いただけます。本サービスをご利用いただく方（以下「利用者」という）は、「So-net フォンサービス」ご利用規約（以下「本規約」という）を必ずお読みのうえ、ご同意下さい。

#### 第1条（定義）

本規約における用語を以下の通り定義します。

- VoIP（Voice over IP）とは、インターネットプロトコル(IP)ネットワーク上で音声通話を実現する技術の総称をいいます。
- IP電話とは、音声通話にVoIPの技術を用いた電話サービスをいいます。
- IPSTN（Public Switched Telephone Network）とは、アナログ電話回線を用いた、一般加入電話網（国内・国外）をいいます。
- TA（テラフォニアアダプタ）とは、一般加入電話機を通じIP電話を利用することを可能にする、電話回線接続機器をいいます。なお、TAには、「So-net フォン対応ブロードバンドルータ」等の電話回線接続機器と同様の機能を有する機器も含みます。
- VoIP機能付きADSLモデムとは、TAを接続せず一般加入電話機を通じIP電話を利用することを可能にする、VoIP機能を備えたADSLモデムをいいます。

#### 第2条（本サービス）

- 本サービスはIP電話を通じ、以下に定める範囲の音声通話を利用者に対し提供するものです。  
(1) 利用者間の音声通話  
(2) 利用者同士と利用者以外の別途弊社が指定するIP電話ユーザーとの間の音声通話  
(3) 利用者同士とIPSTNユーザーとの間の音声通話  
(4) 利用者同士と携帯電話・PHSユーザーとの間の音声通話  
(5) 利用者同士と利用者以外の別途弊社が指定するユーザーとの間の音声通話
- 前項にも拘らず、以下に定める音声通話は本サービスの対象外となり、利用者によるIPSTNを利用し発信を行うものとし、当該通信に関しては従来どおり利用者が契約する通話料金が発生するものとします。  
(1) 110番、119番等、緊急通話を含む3桁番号サービスへの通話  
(2) 0120、0570等ではじまる、特定の電気通信事業者のサービスを利用する電話番号への通話  
(3) TA、VoIP機能付きADSLモデム、その他本サービスにおいて使用される機器の障害、またはIPネットワーク等、本サービスに関する障害に起因し、本サービスを受けられない状態である利用者が発信を行った通話
- 本サービスは、So-net接続会員のうち、接続コース等別途弊社が定める条件を満たす方がお申し込みいただけます。
- 本サービスの利用契約は、So-net接続会員が本規約に同意のうえ弊社が別途定める手続に従い本サービスへの申込をなし、弊社が当該申込者に対し本サービスを提供することが可能であることを確認し電子メールにより通知した時点をもって成立するものとします。但し、弊社は、利用契約の成立後といえども、技術的な理由等により当該申込者に対し本サービスの提供が不可能あるいは困難であると判断した場合、申込者に対し何ら責任を負うことなく利用契約を解約することができるものとします。
- 本サービスにおいて、通話料以外の利用料金の課金開始基準日となるサービス開始日は、以下の定めに従い決定するものとします。なお、通話料については、サービス開始日の前後に拘らず、利用者のご利用に応じて課金されるものとします。  
(1) 本サービスお申し込み時に、弊社が別途定めるインターネット接続コースを既に利用されていた利用者のサービス開始日は、弊社による本サービスの登録作業完了後、弊社が送付する本サービスの開始に関する電子メールに記載することにより利用者へ通知されるものとします。なお、サービス開始日

は当該電子メールの発送日若しくはそれ以降の日となります。

- 2) 弊社が別途定めるインターネット接続コースのお申し込みと同時に、本サービスを申し込まれた利用者のサービスの開始日は、当該接続コースを提供するため必要となる回線設備の設置工事及び本サービスへの登録作業の完了後、弊社が送付する本サービスの開始に関する電子メールに記載することにより利用者に通知されるものとします。なお、サービス開始日は当該電子メールの発送日若しくはそれ以降の日となります。
6. 本サービスの内容、利用料金、本サービスの提供を受けるために必要なシステムの動作条件、その他詳細については、別途弊社が定める本サービスに関する諸規定により、利用者に提示されるものとします。利用者には当該諸規定に従い本サービスをご利用いただくものとします。
7. システム障害等弊社の予期せざる状況において本サービスをご利用頂けた場合、かかる利用者のご利用に応じて課金されるものとします。

### 第3条(専用機器)

1. 本サービスの利用には、TA、VoIP機能付きADSLモデム、その他弊社が別途定める本サービス対応の電気通信機器(以下、併せて「専用機器」という)が必要となります。
2. 本サービスにおいて使用される専用機器は、別途定める接続機器レンタル規約、テレフォニーアダプタレンタル規約に基づき、原則として弊社が専用機器を会員に貸与するものとします。なお、インターネット接続コースによっては、専用機器を会員が自ら調達・準備するものとします。

### 第4条(禁止事項)

弊社は、利用者による以下に定める行為を禁止するものとします。

- (1) 故意に利用回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為
- (2) 故意に多数の不完了呼(相手先の応答前に発信を取りやめることをいう)を発生させる又は連続的に多数の呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせる虞のある行為
- (3) 本人の同意を得ることなく不特定多数者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝若しくは勧誘の通信をする又は商業的宣伝若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為を行わないこと
- (4) 自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある通信をする行為を行わないこと
- (5) その他本サービスの品質を低下させるような行為若しくは弊社の信頼を損なうような行為

### 第5条(責任の制限)

1. 弊社は、通話品質を含む一切の本サービスの内容について、その完全性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
2. いかなる場合においても弊社は、本サービスの提供に関し、以下に定める利用者が生じた損害については一切責任を負わないものとします。
  - (1) 弊社の責に帰すべからざる事由から生じた損害
  - (2) 弊社の予見の有無に拘らず、特別の事情から生じた損害
  - (3) 通話の障害等に起因する、またはその他一切の逸失利益

### 第6条(本サービスの提供停止および中止)

利用者は、次の事由が発生した場合、弊社が本サービスの提供を停止又は中止することがあることに同意するものとします。

- (1) 本サービスの提供に必要な電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき
- (2) 本サービスの提供に必要な相互接続点の所在場所等を変更するとき
- (3) 弊社と提携する電気通信事業者の都合により、弊社が本サービスを提供できない場合
- (4) 利用者が本規約又はSo-net会員規約に違反した場合又はその虞がある場合
- (5) その他弊社が必要と判断したとき

附則：この規約は2002年12月18日から実施します。

2003年3月1日一部改訂  
2003年9月25日一部改訂  
2003年12月24日一部改訂  
2004年9月9日一部改訂  
2004年10月7日一部改訂  
2005年11月1日一部改訂  
2006年6月5日一部改訂  
2006年10月1日一部改訂

## bitWarp (EM)

「bitWarp (EM)」をお申し込みの場合は、必ずこちらをご確認・ご同意の上お申し込みください。

### bitWarp (EM) サービスご利用規約

bitWarp(EM)サービス(ビットワープイーエムサービス、以下「本サービス」といいます)をご利用頂く方(以下「利用者」といいます)は、bitWarp(EM)サービスご利用規約(以下「本規約」といいます)を必ずお読みのうえ、ご同意下さい。

#### 第1条(本サービス)

1. 本サービスは、イー・アクセス株式会社が利用者に提供するモバイルデータ通信ネットワークサービス(以下「モバイルサービス」といいます)を利用したインターネット接続環境を利用者に対し提供する、ソネットエンタテインメント株式会社(以下「弊社」といいます)のインターネット接続サービスです。
2. 本サービスは、「新定額プラン」、「新定額プラン」及び「二段階定額プラン」で構成されます。
3. 本サービスの内容、提供条件、その他詳細については、別途弊社が定める本サービスに関する諸規定により、利用者に提示されるものとします。

#### 第2条(本規約)

1. 利用者は、本規約及び弊社が別途定める本則及び個別規定からなるSo-netサービス会員規約、その他本サービスに関する諸規定(以下「本規約等」といいます)に従って本サービスにおけるインターネット接続サービスを利用するものとします。なお、モバイルサービスの利用に関する契約は、イー・アクセス株式会社が別途定める「モバイルデータ通信ネットワークサービス契約約款【エンドユーザ編】」(以下「約款」といいます)に従い、別途利用者としてイー・アクセス株式会社との間において締結されるものとします。
2. 本規約に定める内容とSo-netサービス会員規約に定める内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

#### 第3条(本サービスの申し込み及び利用開始)

1. 本サービスの利用契約は、利用希望者が本規約等及び約款に同意のうえ、弊社が別途定める手続に従い本サービスへの申し込みをなし、弊社が当該申込者を本サービスの利用者として登録した時点をもって成立するものとします。
2. 利用料金の課金開始基準日となる本サービスの開始日は、利用者の本サービス申し込みに基づき、本サービスにおいて使用されるレンタル機器の配達完了後、弊社が利用者に対し送付する電子メールに記載される「サービス開始日」とします。

#### 第4条(利用料金)

弊社は、弊社が提供する本サービスの利用料金にイー・アクセス株式会社が提供するモバイルサービスの利用料金を含めて請求するものとし、利用者はこれを弊社に対し支払うものとします。

#### 第5条(「新定額プラン」及び「二段階定額プラン」に関する諸規定)

1. 「新定額プラン」または「二段階定額プラン」に新規に申し込みを行う場合、サービス開始日から12ヶ月後の月の末日までを最低利用期間とし、この期間内に本サービス解約する場合、弊社が別途定める違約金を支払うを要するものとします。なお、最低利用期間の最終月に本サービスを解約する場合、当該違約金は発生しないものとします。  
例) 2011年12月1日がサービス開始日である場合、2012年12月1日が12ヶ月後になるため、同年12月末日までが最低利用期間となります。

2. 利用者は、「定額プラン」から「新定額プラン」または「二段階定額プラン」にプラン変更を行う場合、当該変更の申し込み後に弊社が利用者に対し送付する電子メールに記載されるプラン変更が開始される日から12ヶ月後の月の末日までが前項に定める最低利用期間となることを了承するものとします。なお、「新定額プラン」と「二段階定額プラン」との間でプラン変更を行う場合、最低利用期間は変更前のプランの期間が継続されるものとします。

例) 2011年12月1日がプラン変更が開始される日である場合、2012年12月1日が12ヶ月後になるため、同年12月末日までが最低利用期間となります。

#### 第6条(進捗確認)

レンタル機器の配送に関する進捗状況は、弊社が利用者に対し送付するレンタル機器の発送に関する電子メールによって通知されることにより、利用者に報告されるものとします。

#### 第7条(通信速度)

1. 弊社が本サービスで定める通信速度は最高時のものであり、接続状況、利用者が使用するレンタル機器、利用者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを、利用者は了承するものとします。
2. 弊社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。

#### 第8条(レンタル機器)

1. 本サービスの利用には、イー・アクセス株式会社が貸与するレンタル機器が必要となります。
2. レンタル機器は、約款に基づき貸与されるものとし、その条件はイー・アクセス株式会社が定めるものとします。
3. 利用者は、レンタル機器の機器利用料金を、本サービスの利用料金に含めて弊社に対して支払うものとします。
4. 利用者は、本サービス用のレンタル機器としては、イー・アクセス株式会社が貸与するレンタル機器のみを使用することができるものとします。
5. 利用者が、前項の規定に違反しイー・アクセス株式会社が貸与するレンタル機器以外の機器を使用すると、本サービスにおける接続サービスの提供が受けられない場合があると同時に、弊社及びイー・アクセス株式会社の通信設備に不具合が生じる場合があります。利用者が、前項の規定に違反しイー・アクセス株式会社が貸与するレンタル機器以外の機器を使用したことに起因して、弊社、イー・アクセス株式会社及び第三者に生じた一切の損害については当該利用者が賠償の責任を負うものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。

#### 第9条(本サービス提供地域)

1. 本サービスの提供区域は、弊社が別途定めるところによるものとします。
2. 前項の提供区域内であっても、電波の伝わりにくい場所等(トンネル、地下、建物内、高層ビルやマンションの高層階等を含みますがこれらに限られないものとします)では本サービスを利用できない場合(通信速度の低下を含みます)があり、弊社がこの点に関していかなる保証も行わないことを、利用者は了承するものとします。

#### 第10条(その他)

1. 本サービスは弊社のADSL接続コース及び光ファイバー接続コース等の接続コース(以下「接続コース」といいます)のオプションサービスとして利用している場合に、本サービスをオプションサービスとして利用できない接続コースに変更したときは、当該変更日の属する月の末日をもって本サービスは解約され、その翌月以降は本サービスが利用できなくなることを利用者は承諾するものとします。
2. 弊社は、本サービスの提供にあたり必要がある範囲で、イー・アクセス株式会社に対して、利用者の情報を開示するものとし、利用者はこれを承諾するものとします。

附則：本規約は2008年2月28日から実施します。

2009年2月18日一部改訂  
2010年10月1日一部改訂  
2012年2月1日一部改訂

## モバイルデータ通信ネットワークサービス契約約款【エンドユーザ編】

### イー・アクセス株式会社

#### 第1章 総則

##### (約款の適用)

第1条 当社は、モバイルデータ通信ネットワークサービス契約約款【エンドユーザ編】(以下「約款」といいます。)を定め、これによりモバイルデータ通信ネットワークサービス(当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。

##### (約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

##### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
モバイルデータ通信ネットワークサービス	DS-CDMA方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)を使用して行う電気通信サービス
モバイルデータ通信ネットワークサービス取扱所	(1) モバイルデータ通信ネットワークサービスに関する業務を行う当社の本社は事業所 (2) 当社の委託によりモバイルデータ通信ネットワークサービスに関する契約事務を行う者(協定事業者等を含みます。以下同じとします。)の事業所
モバイルデータ通信ネットワークサービス契約	当社からモバイルデータ通信ネットワークサービスの提供を受けるための契約
相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定(事業法第33条及び第34条の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
相互接続通信	相互接続点と当社の利用者の端末機器間の通信、又は相互接続点相互間の通信であって、当社の電気通信設備を経由するもの
モバイルデータ通信ネットワークサービス申込	モバイルデータ通信ネットワークサービス契約の申込
申込者	モバイルデータ通信ネットワークサービス契約の申込をした者
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
契約事業者等	当社と契約を締結している電気通信事業者
協定事業者等	協定事業者、契約事業者又は無線通信事業者
無線通信事業者	当社に無線通信サービスを提供する契約を締結している電気通信事業者
役務区間合算料金設定事業者	協定事業者又は契約事業者であって、役務区間合算料金(当社の役務提供区間と協定事業者の役務提供区間を合わせて設定する料金をいいます。以下同じとします。)を設定する者
契約者	当社とモバイルデータ通信ネットワークサービス契約を締結している者
移動無線装置	モバイルデータ通信ネットワークサービス契約に基づいて、陸上(河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。)において使用されるアンテナ及び無線送受信装置であって技術基準等に適合するもの

用語	用語の意味
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための無線通信事業者の電気通信設備
契約者回線	モバイルデータ通信ネットワークサービス契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
契約者回線等	契約者回線及び契約者回線の提供に係り当社が設置する電気通信設備
契約者識別番号	1の契約者回線ごとに当社が割り当てる番号であって、当社がその契約者を特定できるもの
USIM	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がモバイルデータ通信ネットワークサービスの提供のために契約者に貸与するもの
端末機器	当社が契約者に提供する移動無線装置
端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
他社料金設定回線	契約者回線等であって、役務区間合算料金設定事業者がその料金を設定しているもの
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 モバイルデータ通信ネットワークサービスの提供区域等

（モバイルデータ通信ネットワークサービスの提供区域等）

第4条 当社のモバイルデータ通信ネットワークサービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

## 第3章 モバイルデータ通信ネットワークサービスの種類

（モバイルデータ通信ネットワークサービスの種類）

第5条 当社のモバイルデータ通信ネットワークサービスには、次の種類があります。

種類	内容
モバイルデータ通信ネットワークサービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が無線通信事業者であるものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して、パケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信サービス

## 第4章 契約

（契約の単位）

第6条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1のモバイルデータ通信ネットワークサービス契約を締結します。この場合、契約者は、1の契約につき1人に限ります。

（契約申込の方法）

第7条 モバイルデータ通信ネットワークサービス契約の申込をすときは、当社所定の契約申込書をその契約事務を行うモバイルデータ通信ネットワークサービス取扱所に提出し、又はインターネット等を通じて送信していただきます。2前項の場合において、モバイルデータ通信ネットワークサービス契約の申込をする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出していただく場合があります。

（契約申込の承諾）

第8条 当社は、モバイルデータ通信ネットワークサービス契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込者に対してその理由とともに通知いたします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込を承諾しないことがあります。

- 1) 申込者がモバイルデータ通信ネットワークサービスに関する料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- 2) 前条に基づき提出された契約申込書又はその確認のための書類に不備があるとき、又は契約申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。
- 3) 申込者が第22条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、モバイルデータ通信ネットワークサービスの利用を停止されたことがある、又はモバイルデータ通信ネットワークサービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- 4) 第34条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- 5) 申込者が当社の他の電気通信サービスの利用において、その電気通信サービスの契約約款に定める規定により、利用停止又はその契約の解除を受けたことがあるとき。
- 6) モバイルデータ通信ネットワークサービス申込又はモバイルデータ通信ネットワークサービス契約の合計数が、当社が1の申込者に定める上限数を超過するおそれがあるとき。
- 7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（契約者識別番号）

第9条 モバイルデータ通信ネットワークサービスの契約者識別番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、モバイルデータ通信ネットワークサービスの契約者識別番号を変更することがあります。3 前項の規定により、モバイルデータ通信ネットワークサービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

（契約者回線等の利用の一時中断）

第10条 当社は、契約者又は役務区間合算料金設定事業者から請求があったときは、モバイルデータ通信ネットワークサービスの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなくモバイルデータ通信ネットワークサービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（契約者の氏名等の変更の届出）

第11条 契約者は、氏名、名称、住所等に変更があったときは、そのことを速やかにモバイルデータ通信ネットワークサービス取扱所に届け出ていただきます。ただし、その変更があったにもかかわらず、届出がないときは、第9条（契約者識別番号）、第14条（当社が行う契約の解除）、第15条（USIMの貸与）、第21条（利用中止）、及び第22条（利用停止）に規定する通知については、当社が届出を受けている氏名、名称、住所への郵送等の通知をもってその通知をおこなったものとみなします。

（モバイルデータ通信ネットワークサービス利用権の譲渡）

第12条 モバイルデータ通信ネットワークサービス利用権（契約者がモバイルデータ通信ネットワークサービスに基づいてモバイルデータ通信ネットワークサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）は、他人に譲渡することはできません。

（契約者が行う契約の解除）

第13条 契約者は、モバイルデータ通信ネットワークサービス契約を解除しようとするときは、解除する日の8営業日前までに、そのことをあらかじめ契約事務を行うモバイルデータ通信ネットワークサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。2 前項の通知が、解除する日の7営業日前以降であった場合の料金の適用は、役務区間合算料金設定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

（当社が行う契約の解除）

第14条 当社は、第22条（利用停止）の規定によりモバイルデータ通信ネットワークサービスの

利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。2 前項の規定にかかわらず、当社は、契約者が第22条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、モバイルデータ通信ネットワークサービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。3 当社は、前二項の規定により、そのモバイルデータ通信ネットワークサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

## 第5章 USIMの貸与等

（USIMの貸与）

第15条 当社は、契約者に対し、USIMを貸与します。この場合において、貸与するUSIMの数は、1のモバイルデータ通信ネットワークサービス契約につき、1とします。2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するUSIMを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

（契約者識別番号その他の情報の登録等）

第16条 当社は、次の場合に、当社の貸与するUSIMに契約者識別番号その他の情報の登録等を行います。

- 1) USIMを貸与するとき。
  - 2) その他、当社のUSIMの貸与を受けている契約者から、その契約者識別番号その他の情報の登録等を要する請求があったとき。
- 2 当社は、前項の規定によるほか、第9条（契約者識別番号）第2項又は第30条（修理又は復旧の場合の暫定処置）の規定により契約者識別番号を変更する場合は、契約者識別番号等の登録を行います。

（USIMの返還及び情報消去）

第17条 当社のUSIMの貸与を受けている契約者は、次の場合には、そのUSIMを当社が別に定める方法により、当社が指定するモバイルデータ通信ネットワークサービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

- 1) そのUSIMの貸与に係るモバイルデータ通信ネットワークサービス契約の解除があったとき。
  - 2) その他、USIMを利用しなくなったとき。
- 2 前項の規定によるほか、第15条（USIMの貸与）第2項の規定により、当社がUSIMの変更を行った場合、契約者は、変更前のUSIMを返還するものとしします。3 当社は、前二項により返還されたUSIMに登録された契約者識別番号その他の情報を消去します。

（USIMの管理責任）

第18条 USIMの貸与を受けている契約者は、そのUSIMを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。2 USIMの貸与を受けている契約者は、USIMについて盗難にあった場合、紛失した場合又はき損した場合は、速やかにモバイルデータ通信ネットワークサービス取扱所に届け出ていただきます。3 当社は、第三者がUSIMを利用した場合であっても、そのUSIMの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取扱います。4 当社は、USIMの盗難、紛失、き損又は返還を行わなかったことに起因して生じた損害等について、責任を負わないものとしします。

（暗証番号）

第19条 契約者は、当社が別に定める方法により、USIMに、USIM暗証番号（そのUSIMを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。）を登録することができます。この場合において、当社からそのUSIMの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その契約者が登録を行ったものとみなします。2 契約者は、USIM暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

## 第6章 端末機器の提供等

（端末機器の提供）

第20条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線等について、1の契約者識別番号につき1の端末機器を提供します。2 前項の請求があったときは、当社は、第8条（契約申込の承諾）の規定に準じて取扱います。

## 第7章 利用中止及び利用停止

（利用中止）

第21条 当社は、次の場合には、モバイルデータ通信ネットワークサービスの利用を中止することがあります。(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。(2) 第24条（通信利用の制限）の規定により、モバイルデータ通信ネットワークサービスの利用を中止するとき。(注) 当社は、前項の規定によりモバイルデータ通信ネットワークサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを当社のインターネットホームページにおいて契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第22条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、当社が定める期間又はその事由が解消されるまでの間、そのモバイルデータ通信ネットワークサービスの利用を中止することがあります。(1) 協定事業者又は役務区間合算料金設定事業者が、その契約約款及び相互接続協定に基づき契約者回線等の利用の停止を請求したとき。(2) モバイルデータ通信ネットワークサービスに係る契約の申込に当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。(3) 別記3の規定に違反したとき、又は別記3の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。(4) 契約者がモバイルデータ通信ネットワークサービスの利用において第34条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。(5) 契約者回線に端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。(6) 別記4若しくは5の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等（別記6に規定する技術基準及び技術的条件をいいます。以下同じとします。）に適合していると認められない端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。(7) 別記7、8、9又は10の規定に違反したとき。(注) 当社は、本案第4号の規定により、契約者回線の利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、本案第4号の規定により、モバイルデータ通信ネットワークサービスの利用を中止する場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

## 第8章 通信

（電波伝播条件による通信場所の制約）

第23条 通信は、その移動無線装置が別記1で定めるサービス提供区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、そのサービス提供区域内であっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

（通信利用の制限）

第24条 当社は、通信が著しく輻射し、通信の全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置をとることがあります。(1) 次に掲げる機関が使用し（当社がそれらの機関との協議により定められたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）

## 機 関 名

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務の提供に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関、水道の供給の確保に直接関係がある機関、ガスの供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、別記11の基準に該当する新聞社等の機関、預貯金業務を行う金融機関、国又は地方公共団体の機関

### (2) 特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置

2 前項の規定による場合のほか、電気通信設備の安定的な運用又はモバイルデータ通信ネットワークサービスの円滑な提供を図るため、当社又は協定事業者等は、契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。  
この場合において、当社又は協定事業者等は、本項に規定する通信利用の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。

- (1) 通信が著しく輻輳する場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。
  - (2) 契約者回線を一定時間以上継続して保留し当社又は協定事業者等の電気通信設備を占有する等、その通信がモバイルデータ通信ネットワークサービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社又は協定事業者等が認められた場合に、その通信を切断すること。
  - (3) 契約者が別記15に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断又は制限を行うこと。
  - (4) 一定期間内に大量又は多数の通信があったと当社又は協定事業者等が認められた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限すること。
- 3 当社は前項による規定のほか、モバイルデータ通信ネットワークサービスに関して、一定期間内に大量又は多数の通信があったと当社が認められた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する処置をとることがあります。

## 第9章 料金等

### (料金の取扱い等)

第25条 契約者回線等については、その契約者は、相互接続協定に基づき役務区間合算料金設定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより、その料金及び工事又は手続に関する料金の支払いを要します。  
2 前項の場合において、役務区間合算料金設定事業者及びその料金に関する具体的な取扱い、相互接続協定に基づき別記2に定めるところによります。

## 第10章 保守

### (当社の維持責任)

第26条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

### (契約者の維持責任)

第27条 契約者は、端末設備又は自営電気通信設備を、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）等に適合するよう維持していただきます。  
2 前項の規定のほか、契約者は、端末設備（移動無線装置に限りません。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限りません。）を、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

### (契約者の切分責任)

第28条 契約者は、端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。  
2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。  
3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

### (修理又は復旧)

第29条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。  
2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第24条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該通信に係わる電気通信設備を当社が別に定めるところにより修理又は復旧します。

### (修理又は復旧の場合の暫定措置)

第30条 当社は、当社の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

## 第11章 損害賠償

### (責任の制限)

第31条 当社は、モバイルデータ通信ネットワークサービスを提供すべき場合において、当社又は役務区間合算料金設定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供がなされなかったときの損害の賠償は、役務区間合算料金設定事業者がその契約約款及び料金表に定めるところにより行います。  
2 当社は、契約者がモバイルデータ通信ネットワークサービスの利用に関して損害を被った場合、前項による賠償の他はいかなる責任も負いません。  
ただし、当社の故意又は重大な過失によりモバイルデータ通信ネットワークサービスの提供をしなかったときは、この限りではありません。  
3 当社の責めに帰すべき事由により端末機器に障害が発生し、通常の使用ができなくなったときは、当社は当社の費用負担でその修復に努めるものとします。  
4 前項以外の事由により端末機器に障害が発生しその通常の使用ができなくなったときは、契約者の費用負担で当社はその修復に努めるものとします。

### (免責)

第32条 当社は、電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであることを除き、その損害を賠償しません。  
2 当社は、この約款等の変更により端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備又は自営電気通信設備の改造等を行わなければならないときは、当社は、その変更に係る端末設備又は自営電気通信設備の機能の改造等に要する費用に限り負担します。  
3 当社は、契約者による端末機器の使用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても、何人に対しても責任を負わず、契約者がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

## 第12章 雑則

### (承諾の限界)

第33条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき（その契約者回線等を利用するうえで協定事業者等の承諾が得られない場合その他相互接続協定に基づく条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした契約者に通知します。  
ただし、この約款に特段の定めがある場合には、その定めるところによります。

### (利用に係る契約者の義務)

第34条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 端末設備（移動無線装置に限りません。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限りません。）を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線索その他の導体を連絡しないこと。  
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社の指示及び取扱説明書に従って端末機器を取り扱うこと。
- (4) 端末機器に添付された標識等を除去、汚損しないこと。
- (5) 端末設備若しくは自営電気通信設備又はUSIMに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。
- (6) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様でインターネット接続機能を利用しないこと。なお、別記15に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
- (7) モバイルデータ通信ネットワークサービス契約の解除があったときは、契約者の責任において、解除の日から20日以内に端末機器を当社が別に定めるモバイルデータ通信ネットワークサービス取扱所に返還すること。
- (8) モバイルデータ通信ネットワークサービス契約の変更があった場合であって、変更前において端末機器を利用してあり、変更後において当該端末機器を利用しない又は利用できない場合は、契約者の責任において、変更の日から20日以内に当該端末機器を当社が別に定めるモバイルデータ通信ネットワークサービス取扱所に返還すること。
- (9) 端末機器を滅失し（修理不能、所有権侵害を含む）、又はき損したとき、若しくは端末機器（代替品と交換した場合の故障品を含みます。）の返還にあたって遅滞があったときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕等に必要な費用が当社が当社のインターネットホームページに規定する料金額を当社に支払うこと。なお、その料金の支払い後に端末機器を返却された場合でも、その料金の返金は一切行いません。

### (契約者の氏名等の通知)

第35条 当社は、法令等に定めのある場合、又は協定事業者等から請求があったときは、申込者及び契約者（その協定事業者等と契約者回線等を利用するうえで必要な申込又は契約を締結している者に限りません。）の氏名及び住所等をその協定事業者等に通知することがあります。

### (協定事業者等からの通知)

第36条 申込者及び契約者は、当社が、モバイルデータ通信ネットワークサービスの提供（端末機器の提供を含みます。）に当たり必要があるときは、協定事業者等から必要な申込者及び契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

### (協定事業者等の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第37条 当社は、協定事業者等（当社が別に定める協定事業者等に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款及び料金表の規定により協定事業者等がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金等について、その協定事業者等の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。  
2 前項の規定により、当社が請求した料金等について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

### (法令に規定する事項)

第38条 モバイルデータ通信ネットワークサービスの利用に当たり、法令に定めのある事項については、その定めるところによります。

### (個人情報の取扱い)

第39条 当社は、申込者及び契約者の個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）を除きます。）を別途当社ホームページに掲載する「個人情報の取扱いについて」に基づき、適切に取扱うものとします。

## 別記

### 1 サービス提供区域

当社のインターネットホームページにおいて掲示します。

### 2 他社料金設定回線の料金の取扱い等

他社料金設定回線に係る料金は、その他社料金設定回線について、若しくはその他社料金設定回線と接続される協定事業者の役務提供区間とを合わせて、協定事業者等が定めるものとし、その協定事業者等の契約約款及び料金表に定めるところによります。

### 3 当社から契約者を行う通知等の方法及び契約者の氏名等の変更に係る届出の義務

- (1) 当社は、この約款に基づき、契約者に通知その他の連絡（以下この条において「通知等」といいます。）を行う必要がある場合であって、書面その他当社が契約者の承諾を得て別に定めた連絡方法（契約者のメールアドレスを含みます。以下同じとします。）によりその通知等を行うときは、契約者から届出のあった氏名、名称、住所若しくは居所、又は契約者の了承を得て別に定めた連絡方法に係る情報（以下「契約者連絡先」といいます。）に基づいて行います。
- (2) 契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、そのことを速やかに当社が別に定める方法により届け出ていただきます。
- (3) 当社は、(2)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (4) 契約者は、契約者が(2)の届出を怠ったことにより、当社が従前の契約者連絡先に宛てて送付した通知等については、その通知等が不到達の場合においても、通常その到達すべき時にその契約者に到達したものと取り扱うことに同意していただきます。
- (5) 契約者が事実と異なる届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて送付した通知等についても、(4)と同様とします。
- (6) 当社は、契約者連絡先に宛てて送付した通知等が当社に返戻される等その他の理由により、届出のあった契約者連絡先が事実と異なるものであると判断した場合、以後、通知等は行わない場合があります。
- (7) 当社は、当社がその契約者回線について第22条（利用停止）に基づくモバイルデータ通信ネットワークサービスの利用の停止又は第14条（当社が行う契約の解除）に基づく契約の解除を行う場合であって、書面による通知等を行うことができないときは、これらの規定にかかわらず、通知を省略します。
- (8) 契約者は、(2)の届出を怠った、又は当社に事実と異なる届出を行った場合、当社がその契約者連絡先に係る情報に基づいて通知等を行ったことに起因する損害について、当社が一切責任を負わないことに同意していただきます。

### 4 端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 契約者は、(1)の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

### 5 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記4の規定に準じて取扱います。

### 6 端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び無線通信事業者が定める技術基準

#### 7 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

- (1) 契約者は、契約者回線に接続されている端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記7において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、無線通信事業者が、電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修理等を行っていただきます。
- (2) 当社は、(1)の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- (3) 契約者は、(2)の検査等の結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

#### 8 端末設備の電波法に基づく検査

別記7に規定する検査のほか、端末設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記7の(2)及び(3)の規定に準ずるものとします。

#### 9 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、別記7の規定に準ずるものとします。

#### 10 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記8の規定に準ずるものとします。

#### 11 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者等	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

#### 1.2 端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、端末設備（移動無線装置にあつては、無線通信事業者が無線局の免許を受けることができるもの及びモバイルデータ通信ネットワークサービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。以下この別記12において同じとします。）を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるモバイルデータ通信ネットワークサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。  
ア その接続が別記6の技術基準等に適合しないとき。  
イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が(2)の技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。  
ア 事業法第50条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。  
イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) 契約者が、その端末設備を変更したときについても、(1)から(3)までの規定に準じて取扱いします。
- (5) 契約者は、その契約者回線の端末設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるモバイルデータ通信ネットワークサービス取扱所に通知していただきます。

#### 1.3 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあつては、無線通信事業者が無線局の免許を受けることができるもの及びモバイルデータ通信ネットワークサービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。以下この別記13において同じとします。）を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるモバイルデータ通信ネットワークサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。  
ア その接続が別記6の技術基準等に適合しないとき。  
イ その接続により当社又は無線通信事業者の電気通信回線設備の保持が困難となることとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(3)までの規定に準じて取扱いします。
- (5) 契約者は、その契約者回線の自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるモバイルデータ通信ネットワークサービス取扱所に通知していただきます。

#### 1.4 検査等のための端末設備の送付

- 契約者は、その場合には、その端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記14において同じとします。）若しくは自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。以下この別記14において同じとします。）を、当社が指定した期日に当社が指定するモバイルデータ通信ネットワークサービス取扱所又は当社が指定する場所へ送付していただきます。その送付に要した費用は、契約者に負担していただきます。
- (1) 契約者識別番号の登録等を行うとき。
  - (2) 別記4又は12の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。
  - (3) 電波法に基づく端末設備又は自営電気通信設備の検査を受けるとき。

#### 1.5 インターネットの利用における禁止行為

- (1) 電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為
- (2) (1)のほか、当社若しくは他社のインターネット関連設備の利用若しくは運営、又は他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為又は与えるおそれがある行為
- (3) 無断で他人に広告、宣伝若しくは勧誘する行為又は他人に嫌悪感を抱かせ、若しくは嫌悪感を抱かせるおそれがある文章等を送信、記載若しくは転載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の著作権、肖像権、商標、特許権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれがある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、又は侵害するおそれがある行為
- (7) 他人を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を損ずる行為
- (8) 猥褻、虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくはマルチまがい商法を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に違反する行為
- (11) インターネット接続により利用する情報を改ざんし、又は消去する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (13) 犯罪行為又はそれを誘発若しくは煽動する行為
- (14) (1)から(13)のほか、法令又は慣習に違反する行為
- (15) 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (16) その他、当社サービスの運営を妨げる行為
- (17) 上記(16)までの禁止行為に該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

#### 附則

この約款は、2007年12月1日から実施します。

#### 附則（第1.1版）

この改正規定（第1.1版）は、2008年4月1日から実施します。

#### 附則（第1.2版）

この改正規定（第1.2版）は、2009年7月30日から実施します。

#### 附則（第1.3版）

この改正規定（第1.3版）は、2009年12月1日から実施します。

本規約（約款）の最新版については、以下のホームページにてご確認ください。

[http://www.so-net.ne.jp/access/mobile/bitwarp\\_em/kiyaku/](http://www.so-net.ne.jp/access/mobile/bitwarp_em/kiyaku/)

## ドメイン取得代行サービス

### 「ドメイン取得代行サービス」ご利用規約

#### 第1章 総則

##### （利用規約の適用）

##### 第1条

ソネットエンタテインメント株式会社（以下、「弊社」といいます）は、「ドメイン取得代行サービスご利用規約」（以下、「本規約」といいます）を定め、本規約を遵守することを条件として、利用契約の申込を承諾したお客様に対し、本規約を適用します。

- 「ドメイン取得代行サービス」（以下、「本サービス」といいます）は、弊社が運営するサービスです。本サービスは、別途弊社が定める条件を満たすSo-netサービス会員の方がご利用いただけます。弊社は、本規約に基づき、弊社が利用契約の申込を承諾した会員（以下「利用者」といいます）に対し本サービスを提供し、利用者は本規約を遵守して、本サービスを受けるものとします。

##### （本規約の変更）

##### 第2条

弊社は、本規約を利用者の承諾なく変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

- 本規約の変更にあたっては、弊社は当該変更の対象となる利用者に対し、その内容をWEBサイトに掲示し通知するものとします。ただし、この通知を利用者が確認していない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

##### （サービスの内容）

##### 第3条

本サービスは、利用者がインターネットにおいて別紙に定めるドメイン名の登録を行うことができるものであり、かつ利用者に対して登録後のドメイン名の維持管理機能を提供するものです。

- 弊社は、別紙記載の上位組織（以下「上位組織」といいます）へ利用者のドメイン名登録を行うサービスを提供します。
- 弊社は、本サービスを日本国内に主たる事務所を有する法人、日本国内に住所を有する個人に対して提供します。

##### （サービスの提供方法）

##### 第4条

本サービスは、弊社と株式会社エヌ・ティ・ティ・ピー・シーコミュニケーションズ（以下「NTTPC」といいます）との業務提携により提供されるものであり、ドメイン名の取得及び維持管理についてはNTTPCを通じて業務を遂行します。

##### （ドメイン資源管理団体の規約等の遵守義務）

##### 第5条

弊社は、本規約を通じてInternet Corporation for Assigned Names and Numbers（以下「ICANN」といいます）及び社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」といいます）（以下「ICANN」と「JPNIC」をあわせて「ドメイン資源管理団体」といいます）の定めるガイドライン及び、紛争処理方針その他これに付随する規則を遵守する個人及び法人に対してのみ本サービスを提供します。

- 利用者は、ドメイン資源管理団体が必要に応じていつでも紛争処理方針及び付随する規則を変更できる権限を持つことを承諾するものとします。紛争処理方針及び付随する規則の変更後に利用者が利用者のドメイン名を継続して使用することは、その変更を承諾したものとします。
- 利用者は、第三者が利用者のドメイン名に対し異議を申し立てたときにはその時点において効力のある紛争処理方針の規定に従うものとします。
- ドメイン資源管理団体及び上位組織が採用するポリシー、ガイドライン、規約、規則、指針、その他の取り決め（以下「上位規約」といいます）は、本規約に優先する効力を持つものとし、利用者は上位規約を遵守するものとします。

##### （ドメイン名の登録の停止・取消等）

##### 第6条

利用者は、上位組織、レジストリ（ドメイン名の登録及び管理業務を行う組織）又は弊社が下記の場において利用者のドメイン名登録を停止、抹消、取消、移転、修正する権利を保持することを承諾します。

- 利用者が紛争処理方針をはじめとする上位規約に違反し上位組織、レジストリ又は弊社による注意にても違反を是正しないとき
- ドメイン資源管理団体の定めたポリシーに基づく手続きによる場合
- ドメイン名登録を停止、抹消、取消、移転、修正する、各国（日本又は米国に限らない）の法的な根拠がある場合
- 上位組織及びその他レジストラ（ドメイン名の登録申請を受付ける組織。株式会社日本レジストリサービスが認定する指定事業者を含みます。）、レジストリの管理者により、あらゆる種類のエラーを修正する場合
- ドメイン名に関する紛争を解決する場合

- 利用者は、レジストラ変更に伴う場合を除き、弊社との利用契約が終了した場合には、弊社がドメイン名登録を抹消することを承諾します。

##### （サービスの終了）

##### 第7条

上位組織の解散、消滅、上位組織のドメイン名登録サービスの終了、あるいは、上位組織と弊社との契約の終了等本サービスの提供が困難となった場合、その他弊社の経営上の判断により弊社は本サービスを終了することがあります。本サービスを終了するときは、その旨を弊社所定の方法で通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、本サービスの終了の効果に影響を与えないものとします。

#### 第2章 契約

##### （利用申込）

##### 第8条

本サービスの利用を希望する会員（以下「申込者」といいます）は、弊社所定の方法によって本サービスの利用を弊社に申し込むものとします。

- 本サービスの利用申込の対象は、ドメインの新規登録及び登録後のドメインの管理移管の申込とします。
- 本サービスの申込に際して、本人確認のための資料を提出していただくことがあります。
- 利用申込時その他弊社に提出いただく情報や資料に、個人情報記載の場合には、弊社に個人情報提供することについて、本人の同意を得た上で記載するものとします。
- 申込者は、本サービスの提供に必要な範囲において、弊社がNTTPCに申込者の情報を提供することを承諾するものとします。
- 申込者は、契約申込その他事後において弊社に提供された情報が正確であることが、本サービスの申込、利用の継続及び提供契約の継続のための必須の要件であつて、これに対する違反は、本サービスの申込の承諾及び継続的に利用できるか否かにかかわる重大な要件であることを確認します。
- ドメイン名の選定は、申込者の責任において行うものとします。申込者が一度選択し申込を行ったドメイン名についてはいかなる理由でも変更できないこととします。ドメイン名に関わる紛争については、弊社は第18条（免責の承認）に従って免責されるものとします。

- 8 申込者は、上位組織の定める手続きに従い、弊社所定の方法でレジストラ変更の申込を行うことができます。ドメイン名が弊社管理に移管された場合、申込者は、別途弊社が定める手数料を支払うものとします。
- 9 汎用JPドメイン名の「ドメイン名移転」による指定事業者変更の申込は受けません。
- 10 同一の登録番号で複数の汎用JPドメイン名を管理している場合、一括して当該ドメイン名の移管を行う「指定事業者変更」の申込は受けません。現状のレジストラにて登録番号を分割した上で「指定事業者変更」の申込を行うものとします。
- 11 弊社は、次の場合にはサービスの利用申込を承諾しないことがあります。申込の承諾後においても、次の事由のいずれかに該当することが判明した場合は、弊社は、契約の承諾を取り消すことができるものとします。
  - (1) ドメイン資源管理団体、上位組織又はレジストリのいずれかにより ドメイン名の登録が拒絶された場合
  - (2) 別紙に定めるドメインの取得条件に違反した場合
  - (3) サービスの申込をした者が第14条（弊社による利用契約の解除又は解約）、及び第24条（提供停止）各号のいずれかに該当するとき
  - (4) サービスの申込をした者が過去において第14条（弊社による利用契約の解除又は解約）、及び第24条（提供停止）各号のいずれかに該当したとき、又は弊社の提供するほかのサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき
  - (5) 本サービスの申込時に虚偽の事実を申請したとき
  - (6) 本サービスの申込時に第三者のSo-net IDを不正に使用して申請したとき
  - (7) 利用者のSo-net IDが理由の如何を問わず利用停止状態にあるとき
  - (8) 前各号のほか、弊社の業務遂行上支障があるとき

#### （契約期間）

##### 第9条

- 本サービスの契約期間は、弊社を通じてレジストラによりドメイン名が登録され、弊社にその事実が登録された日、もしくは弊社所定のレジストラ変更及び譲渡の申込を通じて、他レジストラもしくは第三者から弊社へ管理移管が行われ、弊社にその事実が登録された日より別途弊社が定める期間とします。
- 2 契約は同条件で自動更新されるものとします。尚、更新後の契約期間は別途弊社が定める期間とします。契約の更新を希望しない場合は、利用者は別途定める申請期限までに弊社の所定の手続きによりその旨を申請するものとします。
  - 3 利用者が、第19条（必要情報の提供）又は第20条（電子メールによる応答義務）に違反している場合には、契約の更新を行わない場合があります。

#### （ドメイン名の譲渡）

##### 第10条

ドメイン名の譲渡はできないものとします。

#### （レジストラの変更）

##### 第11条

- 利用者は、上位組織の定める手続きに従い、弊社ドメイン名管理を移管する旨の連絡を行い、かつ弊社がこれを承諾した場合には、ドメイン名管理を、弊社から他のレジストラの管理下に移すことができます。
- 2 前項の場合、利用者は、上位組織の定める手続きに従い、弊社所定の方法でレジストラ変更の申込を行うことができますものとします。
  - 3 弊社は、利用者によるレジストラの変更の申込に関して、利用者が本サービス所定の支払いを行っている場合、もしくは利用者が所有しているドメイン名が紛争中の場合には、当該申込を承諾しません。
  - 4 gTLDドメイン名については、利用者は上位組織であるMITへの登録日から60日間はレジストラを変更することは出来ません。当該登録日から61日以降であれば、レジストラの定める手続きに従ってドメイン名を他のレジストラに移すことができます。

#### （ドメイン名の変更）

##### 第12条

ドメイン名の変更はできないものとします。ドメイン名を変更する場合は取得済みのドメイン名を解約した後、新規にドメイン名の取得手続きを行うものとします。

#### （利用者による利用契約の解約）

- 13条 利用者は、以下の各号の事由に該当する場合、利用契約の解約を弊社に申し込むことができるものとします。
  - (1) ドメイン名の有効期限を解約日として、解約日より所定期間の事前通知を行った場合
  - (2) 第11条（レジストラの変更）第4項の規定に従って、レジストラを第三者に変更する場合
  - (3) その他弊社所定の条件に従い、相当の期間を定め事前に通知の上、利用契約を解約する場合
- 2 前項に基づき利用契約が解約された場合、弊社はドメイン名の変更は行いません。利用契約解約後、弊社の責に帰さない事由により、第三者への当該ドメイン名の移管が完了していない場合は、ドメイン名の有効期間中であっても、弊社は当該ドメイン名の登録の削除を行います。
- 3 利用契約の解約に伴い発生するいかなる損害についても、弊社は一切責任を負わないものとします。
- 4 利用契約の解約後も、ドメイン名の有効期間中は、弊社はドメイン名の維持管理サービスを提供します。

#### （弊社による利用契約の解除又は解約）

##### 第14条

- 弊社は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用契約を解除又は解約することができるものとします。
- (1) 第24条（提供停止）第1項に基づき弊社がサービスの提供を停止した場合、停止の日から14日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき
  - (2) 第24条（提供停止）第1項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
  - (3) 第20条（電子メールによる応答義務）の定めに対し、弊社からの電子メールによる問い合わせに対し、利用者が発信者あるいは弊社に対して当該電子メールの発送後15日間以内になんらの応答を行わない場合は登録された電子メールアドレスが有効でないとき

### 第3章 利用者の義務

#### （登録情報の開示）

##### 第15条

- 利用者は、ドメイン資源管理団体、上位組織又はレジストリ、もしくは、ドメイン資源管理団体あるいは各国の法律等が要求又は許可した第三者が、利用者の提供したドメイン名登録に関する情報を開示すること又は利用することを承諾するものとします。
- 2 利用者は、上位組織が第三者に対して開示することが許される、もしくは開示しなければならない情報についての条件をドメイン資源管理団体が定めること及びドメイン資源管理団体がそれらを変更することができることを承諾します。
  - 3 利用者は、弊社が、本サービスの提供に必要な範囲において、委託先に利用者の情報を提供することを承諾します。

#### （ドメインパスワードの管理）

第16条 利用者は本サービスにて提供されるドメインパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により弊社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。また、利用者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。利用者は、ドメインパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに弊社にその旨を連絡するものとします。ドメインパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

#### （利用者による表明・保証）

第17条 利用者は、本サービスの利用に関して、以下の事項に関して表明しこれを保証するものとします。

- (1) 登録情報がすべて正確であること
- (2) ドメイン名あるいはその使用態様が、直接的間接的を問わず、第三者の法的権利を侵害するものでないこと
- (3) 利用者によるドメイン名の登録及び利用者によるドメイン名の使用が、適用されるすべての法に対して常に適法であること

- 2 利用者は、ドメイン名の登録、使用に関し、第三者との間で紛争（請求、訴訟等を含む）が発生した場合、当該紛争に関し、弊社、上位組織及びレジストリを免責し、当該紛争に弊社、上位組織及びレジストリを巻き込んではいないものとします。
- 3 利用者は、利用者の登録したドメイン名に関して、第三者と弊社、上位組織又はレジストリとの間に紛争が発生した場合には、弊社、上位組織又はレジストリを擁護し、免責しなければならないものとします。

#### （免責の承諾）

##### 第18条

利用者は、本サービスが「現状のまま」（"as is" basis）、あるいは、「できればそうのように改善する」（"as available" basis）という基準のもと提供されるものであることに同意します。本規約において弊社が認める責任の範囲以外は、本サービスを提供する上位組織あるいは関連するそれ以外のいかなるサービス提供者も、明示あるいは黙示を問わず、本サービスの商業的な利用可能性、特定の目的への適合性、第三者の権利の非侵害を保証するものではなく、本サービスの利用が妨げられないこと、本サービスが適時に受けられるものであること、安全であること、あるいは、エラーが生じないものであることを保証するものでもありません。本サービスの利用から利用者その他第三者が被るあらゆる契約上あるいは不法行為に基づく損害について、たとえそれが予見された場合事前に告知された場合であっても、直接損害、間接損害を問わずいかなる場合においても、責任を負わないことに同意します。

- 2 弊社は本サービスが前項の免責の同意を前提して提供するものであり、前項の免責に同意しない利用者に対して、本サービスを提供するものではありません。

#### （必要情報の提供）

##### 第19条

契約更新の時又はそれ以外の時、弊社は利用者に対し、利用申込の際に弊社に提供した情報以外の情報を提供していただく場合があります。利用者が当該情報の提供を拒否した場合には、契約の更新を行わない場合があります。

- 2 利用者は、本サービス利用のために弊社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

#### （電子メールによる応答義務）

##### 第20条

利用者は、弊社、上位組織又はレジストリからの通知、連絡が確実に利用者の下に到着し、それに対する応答が速やかに行える状態にあることが、本サービスの利用の継続及び本サービス提供のための必須の要件であって、かつこれに対する違反は本サービスを継続的に利用できるか否かにかかわる重大な要件であることを承諾します。

- 2 利用者は、常に弊社、上位組織又はレジストリからの電子メールが、利用者の下に確実に到達しうるようにし、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

#### （禁止行為）

##### 第21条

- 利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。
- (1) 法令に違反する、又はそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為
  - (2) 本人の許可なく、他人の情報を用いて、ドメイン名の登録を行う行為
  - (3) ドメイン名を、本人が使用する意思なく、第三者に転売又は権利譲渡のみを目的として取得する行為
  - (4) 弊社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
  - (5) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為。
  - (6) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、又はそれに類似する行為
  - (7) 弊社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
  - (8) 弊社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
  - (9) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり、当該行為を容易にさせる行為、又はそれらを引き起こすおそれのある行為。
  - (10) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
  - (11) 公職選挙法に違反する行為、又はそのおそれのある行為。
  - (12) 無職連鎖講（「ねずみ講」）あるいはそれに類似する行為、又はこれを勧誘する行為。
  - (13) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、及び児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。
  - (14) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律（以下「風営適正化法」といいます）が規定する映像送信型性格風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。
  - (15) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」といいます）が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為。
  - (16) 弊社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為。
  - (17) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為。
  - (18) 弊社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、及び弊社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、並びにそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。
  - (19) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール（特定電子メールを含むがそれに限定されない）を送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール（「隣からメール」、「迷惑メール」）を送信する行為、及びそれに類似する行為。
  - (20) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為。
  - (21) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤルQ2等の高額な通信回線に変更する行為、及び設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為。
  - (22) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、又は消去する行為。
  - (23) 他人のIDあるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。
  - (24) その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為。

- 2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、又は結果として同等となる行為を含みます。
- 3 第1項第14号及び第15号については、風営適正化法又は出会い系サイト規制法の定めに従い、適正に事業運営されていること、弊社が確認できたものについては、第1項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後、第1項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると弊社が判断した場合は、第14条（弊社による利用契約の解除又は解約）、及び第24条（提供停止）に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことがあります。
- 4 利用者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っていることと弊社で判断した場合、弊社は、第14条（弊社による利用契約の解除又は解約）、及び第24条（提供停止）に定める措置を行うほか、利用者の違反行為に対する苦情対応に要した費用、及び弊社が利用者の違反行為により被る損害費用等を利用者に請求することがあります。

### 第4章 本サービスの提供の中止及び停止

#### （非常事態時の利用の制限）

##### 第22条

弊社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限する措置を採ることがあります。

#### （提供中止）

##### 第23条

弊社は、弊社の設備の保守、工事、法定点検、又は障害等やむをえないときには、本サービスの提供を中止することができるものとします。

- 2 本サービスの提供を中止するときは、弊社は利用者に対し、その旨とサービス提供中止の期間を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

## 属性型（組織種別型）・地域型JPドメイン名登録等に関する規則

社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター

公開：1997年12月1日

改訂：1998年9月1日

改訂：1999年1月1日

改訂：1999年9月1日

改訂：2000年7月19日

改訂：2000年10月10日

改訂：2001年1月1日

改訂：2001年12月18日

改訂：2002年2月1日

改訂：2002年3月8日

株式会社日本レジストリサービス

改訂：2002年8月1日

改訂：2003年1月31日

改訂：2003年9月16日

改訂：2005年2月1日

実施：2005年4月1日

属性型（組織種別型）・地域型JPドメイン名登録等に関する規則

## 第1章 総則

## 第1条（適用範囲・目的）

この規則は、株式会社日本レジストリサービス（以下「当社」という）が第3条および別紙1「属性型地域型JPドメイン名の種類」で定める属性型（組織種別型）および地域型JPドメイン名（以下「属性型地域型JPドメイン名」という）の登録等に適用し、インターネットの利用の促進を図ることを目的とする。

2 LG.JPドメイン名の登録等については、「LGドメイン名登録等に関する特則」において、この規則の特例を定める。

## 第2条（属性型地域型JPドメイン名登録の目的と意味）

当社の属性型地域型JPドメイン名の登録は、インターネット上での識別子として用いることを目的として行うもので、当社が管理する属性型地域型JPドメイン名空間におけるドメイン名の一意性を意味し、これ以外のいかなる意味も有さない。

## 第3条（属性型地域型JPドメイン名・技術細則）

この規則において属性型地域型JPドメイン名とは、「属性型（組織種別型）・地域型JPドメイン名登録等に関する属性型地域型JPドメイン名技術細則」というに定める文字種別および文字列その他の技術的要件にしたがってこの規則に基づいて登録されるドメイン名をいう。

2 前項に定める事項のほか、当社が予約する属性型地域型JPドメイン名、当社が管理するドメインネームサーバ（以下「ネームサーバ」という）の設定その他の属性型地域型JPドメイン名に関する技術上の要件は、属性型地域型JPドメイン名技術細則をもって定める。

## 第4条（登録等に関する事項の取り扱い）

属性型地域型JPドメイン名の登録等に関する事項は、この規則に定めがある場合を除き、当社が取り扱う。

2 当社は、登録申請その他の申請に関する審査または登録された事項の確認等のために必要がある場合、属性型地域型JPドメイン名の登録を申請する者（以下「申請者」という）または属性型地域型JPドメイン名の登録をした者（以下「登録者」という）に対し、別に定める属性型地域型JPドメイン名登録申請書および商業登記簿謄本、印鑑登録証明書その他必要な書類の提出を求め、または調査事項に対する回答を求めることができる。

3 前項の請求は、10日以上先の提出期日を定めて電子メールをもって行う。

## 第4条の2（申請等の取次・指定事業者）

申請者または登録者は、当社の認定する事業者（以下「指定事業者」といい、当社において指定事業者と同様の業務を行う部門を含む）を経由して、属性型地域型JPドメイン名ごとに申請・更新・届け出をし、登録料・登録更新料・費用の納付等をする。

2 前項の申請、納付等の取り扱い、当社が定める属性型地域型JPドメイン名の取次等に関する規則（以下「取次規則」という）に基づいて指定事業者が定める。

2の2 申請者または登録者が選定した指定事業者は、次の場合にその属性型地域型JPドメイン名の管理を行う指定事業者（以下「管理指定事業者」という）となる。

(1) 登録申請および仮登録申請により登録原簿の記載が完了した場合

(2) 管理指定事業者を変更する申請（以下「管理指定事業者変更申請」という）が完了した場合

2の3 管理指定事業者は、申請等、登録料・登録更新料および費用の納付等を行い、当社は、管理指定事業者を経由してのみこれを受け付ける。

3 登録者は当社所定の手続きにより、管理指定事業者を変更することができる。ただし、取次規則第12条の2によって業務委託の一時停止を受けている指定事業者を変更先管理指定事業者として指定することはできない。本項の処理は別に定める。

4 指定事業者と当社との間の業務委託契約が終了した場合、属性型地域型JPドメイン名がその指定事業者の管理するものとして残存する場合、その属性型地域型JPドメイン名に関する取次は、当社の指定する指定事業者（当社がやむをえない事由があると認めた場合は、当社自らも含む）が行うことができる。当社が第11条によって受領した登録申請に基づいて申請者を確認できる場合、その登録申請は当社に対して行われたものとみなす。

5 前項の属性型地域型JPドメイン名の登録者または申請者が、当社の定める期間内、当社が指定する者以外の者を管理指定事業者として届け出た場合は、その者が管理指定事業者となる。

6 新たな管理指定事業者は、前項の期間経過または届け出により確定し、その確定するまでの間は当社が取次業務を行う。この場合、当社は別途定める業務に限って取次業務を行い、この範囲外の業務については一切の義務および責任を負わない。

7 前2項の定めは、それぞれの管理指定事業者確定後において、登録者が管理指定事業者の変更を行うことを妨げない。

8 当社は、前各項の手続の実施に必要な措置および通知を行うことができる。

## 第5条（申請等の方法・様式）

この規則に基づく属性型地域型JPドメイン名の登録、変更、廃止、移転その他の申請等の方法および申請書、届け出、通知その他の様式または書式は、この規則に定めるものを除き当社が定める。

2 属性型地域型JPドメイン名の登録等の申請書、届け出および添付書類は、別に定めがある場合を除き、日本語で提出するものとする。日本語以外で記述された添付書類については、日本語訳を添付しなければならない。また、当社が申請者または登録者に対して通知ならびに連絡を行う場合も、日本語を用いるものとする。

## 第2章 属性型地域型JPドメイン名登録の通則

## 第5条の2（登録申請の正確性・真実性、登録代表者）

申請者および登録者は、当社に対し、申請者または登録者の本人および組織代表権を含みかつこれに限定されない登録事項が、正確であること、真実であることおよびその登録が法令に違反しないことを表明し、保証するものとする。

2 申請者および登録者は、属性型地域型JPドメイン名の登録申請等にあたり、登録組織の代表者名または連絡担当者名その他必要個人情報提出について、各情報主体の承諾を得た上で提出することを保証するものとする。

## 第6条（属性型地域型JPドメイン名の種類・登録資格）

登録する属性型地域型JPドメイン名の種類、属性型地域型JPドメイン名を登録しうる組織等（以下「組織」という）の種別および登録の資格、登録申請の際の添付書類その他の要件は、別紙1「属性型地域型JPドメイン名の種類」記載のとおりとする。また、当社が登録できないものとして予約するドメイン名については、属性型地域型JPドメイン名技術細則をもって定める。

2 属性型地域型JPドメイン名の登録申請は組織の代表者が行い、組織の代表者は、属性型地域型JPドメイン名の登録その他この規則に関する一切の事項について権利を有し義務を負う。

(提供停止)

## 第24条

弊社は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの中止又は提供を停止することができるものとします。

- 1) 利用契約上の債務の履行を怠ったとき
  - 2) 第5条（ドメイン資源管理団体の規約等の遵守義務）の規定に違反したとき
  - 3) 第3章（利用者の義務）の規定に違反したとき
  - 4) 弊社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接を問わず、弊社又は第三者に対し重大な障害又は損害（設備やデータ等の損壊を含むがこれらに限定されない）を与えたとき
  - 5) 弊社が提供するその他のサービスに関し、料金の支払いを怠ったとき
  - 6) So-netサービスを退会したとき、又は同サービスが一時停止する等して利用できない状態になったとき
  - 7) 本サービス又は弊社が提供するその他のサービスに関し、利用規約違反により契約を解除されたとき
  - 8) その他、弊社が本サービス提供を不適当と判断するとき
- 2 利用者が前項各号に該当する行為を行っているか、又はその合理的な疑いがあると判断される場合、弊社は事前の通知なく、ドメイン名の中止又は停止のために必要な措置を取ることができるものとします。

## 第5章 料金等

(利用等)

## 第25条

本サービスの利用料金は年額払いとし、別途弊社が定める金額を請求します。

2 弊社は、前項の利用料金の回収を、別途弊社が利用料金回収業務を委託する第三者（以下「料金回収業者」といいます）に行わせることができるか、又は利用者から料金回収業者への支払がなされた場合には、利用者から弊社への支払いがなされたものとみなします。

(料金等の支払義務)

## 第26条

利用者は、前項に基づく本サービスの利用料金を、So-netサービスのオプションサービス費用として、ドメイン名の新規登録、更新、又は移管登録等各手続の完了後、弊社からの請求に基づき支払うものとします。

2 弊社は、契約期間満了前に利用契約が解約された場合、理由の如何を問わず、前条に基づき利用者が弊社に支払った利用料金の返還は行いません。

(延滞損害金)

## 第27条

利用者が、料金その他の債務について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該利用者は支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として弊社が指定する期日までに支払うこととします。

(消費税等)

## 第28条

利用者が弊社に対し利用契約に係わる債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、利用者は弊社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

## 第6章 損害賠償

(責任の制限)

## 第29条

弊社は、以下の事項に起因して発生する可能性のあるあらゆる損失について、利用者あるいはその他の者に対して責任を負わないものとします。

- 1) 本規約に定めるドメイン名の登録停止、ドメイン名の登録取消
  - 2) 利用者のドメイン名の使用
  - 3) ビジネス上の停止、損失
  - 4) 登録システムへのアクセスの中断あるいはアクセスの遅延
  - 5) 登録システム及びユーザ間のデータの配信不能、配信間違い
  - 6) 本サービスの合理的な制御を超える事由
  - 7) 申込処理
  - 8) 利用者のドメイン名に関係する利用者のアカウントの修正処理
  - 9) 天災、事変その他の非常事態の発生による損失
  - 10) 本規約の下で提供されるすべての情報もしくはサービスの誤り、脱落、記述違いに起因する損失
  - 11) 紛争処理方針の適用
- 2 弊社は、利用者が本サービスの利用に関して情報等が破損又は滅失したことによる損害、もしくは利用者が本サービスから得た情報等に起因して生じた損害について、その原因の如何によらず、一切の賠償の責任を負わないものとします。
- 3 前2項の定めにかかわらず、弊社が責任を負担することになった場合における弊社の責任範囲は、いかなる場合においても、利用者が本サービスに関して弊社に既に支払った当該契約期間の料金の総額を超えないものとします。
- 4 本条の規定は、弊社に、故意又は重大な過失があった場合には、適用しません。

## 第7章 雑則

(準拠法及び管轄裁判所)

## 第30条

本規約の解釈・適用・履行については、本規約に別の定めのない限り日本法を独占的に適用します。

2 本規約から派生する一切の紛争は、東京地方裁判所の専属管轄とします。

付則

本規約は、平成18年2月10日から実施します。

平成21年8月1日一部改訂

別紙

## 1 ドメイン名の種類

g TLDドメイン名

汎用JPドメイン名

属性型地域型JPドメイン名

## 2 上位組織

上位組織とは、以下の組織を指します。

Melbourne IT Limited (MIT)

ICANNより認定を受けたレジストラであるオーストラリア法人

Verio Inc.,

MITを上位レジストラとする、米国法人

JPRS

JPドメイン名の登録管理業務などの関連する業務を行う会社

Verisign

ICANNより認定を受けた.com.netを管理するレジストリ

PIR

ICANNより認定を受けた.orgを管理するレジストリ

NeuLevel, Inc.

ICANNより認定を受けた.bizを管理するレジストリ

Afilias Ltd.

3 当社は、必要がある場合、登録する属性型地域型JPドメイン名の種類を追加、変更または廃止し、もしくは登録資格の変更を行うことができる。この変更等を行う場合の実施細目は、変更の都度、当社が定める。

#### 第7条（先願）

同一の属性型地域型JPドメイン名について2以上の登録申請があったときは、逐次その申請順に審査を行い、登録を承認された最先の申請者が登録者となる。

#### 第8条（属性型地域型JPドメイン名の再度の登録の場合の特例）

前条の定めにかかわらず、第25条（これを準用する場合を含む）によりその属性型地域型JPドメイン名について再度の登録ができない場合は、登録できない期間満了日の1か月前から登録の申請を受け付けるものとし、登録できない期間満了日まで2以上の申請が受理されたときは同時に申請があったものとみなす。

2 前項の場合、当社所定の方法による抽選で登録者を定める。

#### 第9条（登録できる属性型地域型JPドメイン名の数）

登録できる属性型地域型JPドメイン名の数は、1組織について1とする。

2 前項の規定にかかわらず、下記各号のいずれかの事由がある場合は、1組織について2以上の属性型地域型JPドメイン名の登録をすることができる。

- 1 属性型地域型JPドメイン名の変更が承認されたとき
- 2 合併を理由として第29条による属性型地域型JPドメイン名の移転承認がされたとき。登録者は、承認のときから6か月以内（ただし、当社が特に期間を定めたときはその期間）に1の属性型地域型JPドメイン名を選択し、他の属性型地域型JPドメイン名については、その選択の月を廃止月とするドメイン名廃止手続を行わなければならない。
- 3 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という）が認定する紛争処理機関（以下「認定紛争処理機関」という）にて移転の裁定があったとき。

3 登録者は、前項第1号および第2号の属性型地域型JPドメイン名を第29条により、前項第3号の属性型地域型JPドメイン名を第29条の3により、移転をすることができる。

#### 第10条（登録できない属性型地域型JPドメイン名）

当社は、登録申請にかかる属性型地域型JPドメイン名が明白かつ現実的に社会的許容性を欠く文字列を含む場合、その属性型地域型JPドメイン名の登録をしないことがある。

#### 第10条の2（登録期間および登録更新）

属性型地域型JPドメイン名の登録期間は、第19条による属性型地域型JPドメイン名登録原簿（以下「登録原簿」という）の記載が完了した日の属する月の翌年対応月末日までとする。ただし、第26条第3項による属性型地域型JPドメイン名の廃止の効果が発生するまでの間は、登録を継続するものとする。

2 当社は、前項の登録期間満了日の翌日に登録が継続している属性型地域型JPドメイン名の管理指定事業者に対して、当社所定の時期および方法により登録期間更新通知および登録更新料の請求書を送付する。

3 前項の規定にかかわらず、当社が登録更新を不相当と判断した場合には、登録期間満了の30日前までにその属性型地域型JPドメイン名の管理指定事業者に対して登録終了通知を行い、登録期間満了日に登録は終了する。

4 第2項に定める属性型地域型JPドメイン名は、登録期間満了の日の翌日からさらに属性型地域型JPドメイン名の登録を1年間継続することができる。以後も同様とする。

5 管理指定事業者は、登録者からの属性型地域型JPドメイン名の登録更新方法および登録更新料の支払い方法等を、取次規則に基づいて定める。

### 第3章 登録申請

#### 第11条（登録申請）

申請者は、別に定める様式により当社の指定するアドレスに電子メールで登録申請（以下登録申請を行うための電子メールを「登録申請メール」という）を行う。

2 第7条の申請順は、このアドレス到着時に付される受領番号の先後による。

3 申請者は、この登録申請のときから10日以内に、別紙1「属性型地域型JPドメイン名の種類」記載の添付書類を当社に提出しなければならない。

#### 第12条（登録申請の撤回）

申請者は、第19条により登録原簿の記載が完了するまでの間、登録申請を撤回することができる。

#### 第13条（登録申請メールの受付）

第11条により受領した登録申請メールは、当社の指定するシステムにより、記載事項の脱落・重複・技術的要件の充足の有無、申請にかかるドメイン名に先願があるかその他機械的に判定可能な事項の検査を行い、この検査で受け付けられた登録申請メールを登録申請として受理する。

2 前項の検査で受け付けられなかった登録申請は不受理とし、登録申請がなかったものとみなす。

3 当社は、指定事業者に対して、前2項による検査の結果を遅滞なく電子メールをもって発する。

#### 第14条（登録料・登録更新料および費用の納付）

指定事業者は、取次規則に定めるところにより属性型地域型JPドメイン名の登録申請、移転その他の申請および登録更新について登録料、登録更新料または費用を納付するものとする。

2 当社に納付された登録料・登録更新料および費用は特別の定めがある場合を除き返還しない。2の2 管理指定事業者が選定されていないと当社が認める属性型地域型JPドメイン名の登録料・登録更新料および費用は、当社において指定事業者と同様の業務を行う部門が、当社所定の方法によりその支払いを受ける。

3 前項の登録料・登録更新料および費用は、別表「属性型地域型JPドメイン名の登録料・登録更新料および費用の明細と支払い方法」をもって定める。

4 当社所定の納付期限までに、第2項の2に定める登録料・登録更新料または費用の納付を当社が確認できない場合、当社はその属性型地域型JPドメイン名について次の処理を行い、第25条および第26条第6項の規定を準用する。

- 1 登録料または移転申請料納付未確認の場合、その属性型地域型JPドメイン名について支払月の末日を廃止日とする廃止届が行われたものとみなす。
  - 2 変更申請料納付未確認の場合、変更前の属性型地域型JPドメイン名および変更後の属性型地域型JPドメイン名の双方について支払月の末日を廃止日とする廃止届が行われたものとみなす。
- （第5項削除）

### 第4章 登録審査および登録

#### 第15条（審査）

当社は、第13条により受理した申請について審査を行う。

#### 第16条（登録申請の訂正）

受理された登録申請に齟齬または不備その他の誤りがある場合、登録原簿作成のときまで、申請者はこれを訂正することができる。ただし、ドメイン名が異なる場合、申請者が異なる場合その他同一の申請と認められない程度の齟齬についてはこの限りでない。

2 当社は、前項の誤りがある場合、指定事業者に対して、10日以上先の提出期日を定めてその訂正を求めることができる。

#### 第17条（登録の承認および不承認）

当社は、下記各号のいずれかの事由がある場合を除き、その登録申請を承認し、そのいずれかの事由がある場合は、その登録申請を不承認とすることができる。

- 1 申請に不備（添付書類の未提出を含む）がありまたは技術的要件に違反しているとき
- 2 第7条に定める先願の登録が行われたまたはすでに行われているとき
- 3 第29条に該当しない申請であるとき
- 4 第25条（これを準用する場合を含む）によりその属性型地域型JPドメイン名について再度の登録ができないとき
- 5 第4条第2項による書類の提出または調査請求に対する回答、もしくは第16条第2項による訂正を行わないとき
- 6 属性型地域型JPドメイン名の登録申請に関する事項について事実と反する事項があるとき

（7）この規則に定めがある場合を除き、その申請にかかる組織が属性型地域型JPドメイン名の登録の資格要件を欠くとき

（8）第10条に該当する申請であるとき

（9）第24条第1項により再度の申請ができないとき

#### 第18条（審査結果通知）

当社は、原則として登録申請受理後10日以内（第4条第2項または第11条第3項による書類の提出もしくは第16条による訂正がある場合は、その提出もしくは訂正完了後10日以内）に、電子メールをもって指定事業者に対して、前条の登録審査の結果を通知する。ただし、その申請を不承認とする場合には、その理由の骨子をあわせて通知しなければならない。

#### 第19条（登録原簿・ネームサーバ設定）

当社は、登録を承認された属性型地域型JPドメイン名、登録組織名、登録組織の所在地、登録組織の代表者名または連絡担当者名その他必要な事項を記載した登録原簿を作成し、当社所定の方法により公開する。これらの情報の利用目的、取り扱い等については、「JPドメイン登録情報等の取り扱いについて」および「JPドメイン登録情報等の公開・開示に関する規則」で定める。

2 ネームサーバ設定は、属性型地域型JPドメイン名技術細則その他当社が定めるところにより管理指定事業者からの申請によって行う。

#### 第20条（登録の更正・抹消）

当社は、過誤により処理された登録原簿の更正または抹消をすることができる。

2 前項の更正または抹消を行った場合、当社は、必要があるときは第25条の措置をとることができる。

### 第5章 属性型地域型JPドメイン名の仮登録

#### 第21条（設立中の組織による属性型地域型JPドメイン名の仮登録）

法人その他の組織の設立の場合は、組織の成立前であっても、別に定める様式をもって属性型地域型JPドメイン名の仮登録申請を行うことができる。この申請を行う場合、申請者は、当社が定める書類を提出しなければならない。

2 属性型地域型JPドメイン名の仮登録申請については、属性型地域型JPドメイン名の登録申請に関する規定を適用する。ただし、仮登録された属性型地域型JPドメイン名の登録期間は、登録原簿の記載が完了した日の属する月の6か月後の月末まで（当社が特に期間を定めたときはその期間）とする。

#### 第21条の2（仮登録された属性型地域型JPドメイン名の変更、移転登録等）

仮登録された属性型地域型JPドメイン名は、第22条の手続が完了するまでの間、属性型地域型JPドメイン名の変更および移転登録の申請を行うことができない。

#### 第22条（仮登録された属性型地域型JPドメイン名の登録）

仮登録申請者（登録者に代わり、申請、届け出、属性型地域型JPドメイン名の使用その他、当社との関係に係わる一切の事項に関し、責任を持つものとする）は、法人その他の組織が成立した場合には、当社に対し、その成立を証する商業登記簿謄本その他当社が定める書類を提出し、その登録を申請することができる（以下この登録申請を「本登録申請」という）。

2 本登録申請については、属性型地域型JPドメイン名の登録申請に関する規定を適用する。ただし、登録期間は、第21条の登録原簿の記載が完了した日の属する月の翌年対応月末日までとする。

#### 第23条（組織の不成立等による仮登録の廃止）

仮登録にかかる組織の不成立が確定したとき、または第21条第2項に定める登録期間満了日までに、前条の書類の提出および本登録の申請が行われないときは、仮登録された属性型地域型JPドメイン名の廃止を行なったものとみなし、その月の末日に登録原簿の記載を抹消する。

2 第25条の規定は、属性型地域型JPドメイン名の廃止（廃止とみなされる場合を含む）の場合に準用する。

### 第6章 属性型地域型JPドメイン名の変更、廃止および移転

#### 第24条（属性型地域型JPドメイン名の変更）

登録者は、別に定める様式により、属性型地域型JPドメイン名の変更を申請することができる。ただし、変更の承認があった日から6か月を経過した月の末日までは、再度の変更を申請することができない。

2 属性型地域型JPドメイン名の変更申請に関しては、登録申請に関する規定を準用する。

3 属性型地域型JPドメイン名の変更が承認された場合には、当社は、承認の日から6か月を経過した月の末日（ただし、当社が特に期間を定めたときはその期間）に、変更前の属性型地域型JPドメイン名に関する登録原簿の記載を抹消する。ただし、変更前の属性型地域型JPドメイン名のネームサーバ設定が解除されたときは、その日をもって登録原簿の記載を抹消する。

#### 第25条（登録原簿の記載抹消後の登録制限）

この規則に定めがある場合を除き、登録原簿の記載が抹消された属性型地域型JPドメイン名については、記載抹消の日から6か月を経過した月の末日までは、何人もその登録をすることはできない。

#### 第26条（属性型地域型JPドメイン名の廃止）

登録者は、別に定める様式により、6か月以内の廃止日を定めて属性型地域型JPドメイン名の廃止を届け出ることができる。当社はその届け出について必要な確認を行ったうえ、廃止月の末日をもって属性型地域型JPドメイン名の登録を廃止する。ただし、第21条に定める仮登録された属性型地域型JPドメイン名の廃止を届け出る場合には、廃止日を定めることはできず、当社は確認完了の日の属する月の末日をもって属性型地域型JPドメイン名の登録を廃止する。

2 登録者は、組織がその登録資格を喪失したときは、属性型地域型JPドメイン名の廃止を届けなければならない。

2の2 第29条の2第1項に定める移転裁定実施後において、JPNICが定める「JPドメイン名紛争処理方針」（以下「紛争処理方針」という）における申立人は、当社が定める6週間以上先の期日までに登録に必要な情報の提出を行うものとする。紛争処理方針における申立人がこの期日までに情報の提出を行わない場合、その属性型地域型JPドメイン名について、期日の翌日を廃止日とする廃止届を行ったものとみなす。ただし、当社が特別の事情があると認めた場合には、この期日を延期することができる。

3 第14条第2項の2に該当する場合で、当社において登録更新料の納付が確認できないときは、その属性型地域型JPドメイン名について、登録更新料の支払月の末日を廃止日とする廃止届を行ったものとみなす。ただし、当社が特別の事情があると認めた場合には、当社所定の納付期日を延期することができる。

4 前条の規定は、第1項、第2項の2、第3項および第5項による属性型地域型JPドメイン名の廃止の場合に準用する。

5 第10条の2第3項により当社が登録終了通知を行ったときは、その通知後最初に到来する登録期間満了日に属性型地域型JPドメイン名は廃止されたものとみなす。

6 前各項により廃止または廃止とみなされた属性型地域型JPドメイン名は、それぞれの定める日に登録原簿の記載を抹消する。

#### 第27条（削除）

#### 第28条（届け出）

登録者は、登録原簿の記載事項に変更が生じた場合には、別に定める様式により、記載事項の変更を届け出なければならない。

2 当社は、この変更を確認するために、必要な書類の提出を求めることができる。

#### 第29条（属性型地域型JPドメイン名の移転登録）

登録者は、属性型地域型JPドメイン名の移転に関する登録者と第三者の合意がある場合、当社所定の方法によって申請を行い、その承認を得ることにより、属性型地域型JPドメイン名の移転登録をすることができる。ただし、法令に基づく組織変更に伴う移転については、別途定める。

2 この規則に特別の定めがある場合を除き、その属性型地域型JPドメイン名の移転を受ける第三者について登録不承認事由がある場合には、属性型地域型JPドメイン名の移転登録をすることができない。

- 3 前項の不承認事由が第9条第1項による場合には、その第三者が移転の申請と同時に他の属性型地域型JPドメイン名について第26条による廃止届を提出し、その届け出が受理された場合には、登録不承認事由がないものとみなす。
- 4 属性型地域型JPドメイン名の移転申請に関しては、登録申請に関する規定を準用する。

第29条の2（紛争処理方針の裁定等による属性型地域型JPドメイン名の移転登録）  
認定紛争処理機関で移転の裁定があり、当社がその裁定結果を受領してから10営業日（当社の営業日をいう）以内に、登録者から、紛争処理方針第4条k項に定める文書の提出がされない場合、当社は、その裁定にしたがって、当社所定の方法による属性型地域型JPドメイン名の移転登録をする。この場合、前条第2項の規定は適用しない。

2 当社は、前項の認定紛争処理機関の裁定結果を受領した場合、ただちに、移転の登録をすべき日をJPNIC、認定紛争処理機関、紛争の当事者および管理指定事業者に通知する。

3 属性型地域型JPドメイン名の移転を命ずるわが国において効力を有する確定判決、和解調書、調停調書または仲裁判断書もしくはこれと同一の効力を有する文書の正本の写しの提出があった場合、当社は、その文書にしたがって、当社所定の方法による属性型地域型JPドメイン名の移転登録をする。この場合、前条第2項の規定は適用しない。

第29条の3（前条の属性型地域型JPドメイン名の取り扱い）  
前条による移転登録を受けた登録者は、登録不承認事由の存否にかかわらず、その属性型地域型JPドメイン名に対し、ネームサーバ設定および第24条に定める属性型地域型JPドメイン名変更を行うことはできない。

2 前項の登録者は、その属性型地域型JPドメイン名を、他の第三者へ移転することができる。この場合、移転登録を受ける第三者は、第9条および別紙1「属性型地域型JPドメイン名の種類」で定める組織の種別および登録資格を問わない。ただし、その属性型地域型JPドメイン名に対し、ネームサーバ設定および第24条に定める属性型地域型JPドメイン名変更を行うことはできない。

3 前2項の登録者が、第9条および別紙1「属性型地域型JPドメイン名の種類」で定める組織の種別および登録資格を満たす場合で、管理指定事業者を通じた申請がある場合、前2項の定めは適用しない。当社はこの申請について必要な確認をすることができ、申請および確認の詳細は別途定める。

第30条（紛争処理手続開始の場合の特則）  
第24条、第26条、第29条および第29条の3の規定にかかわらず、紛争処理方針第8条により属性型地域型JPドメイン名の移転ができない場合には、属性型地域型JPドメイン名の変更、廃止または移転に関して同条所定の処理が行われた場合を除き、当社はその申請等を受理しない。

2 前項の実施に必要な事項、紛争処理手続中の登録原簿の変更に関する処理その他紛争処理に付随する事項については当社が別に定める。

## 第7章 登録の取消等

第31条（登録の取消）  
下記各号の事由がある場合、当社は、属性型地域型JPドメイン名の登録を取り消すことができる。ただし、第4号および第6号の場合には必ず取り消さなければならないものとする。

(1) 登録申請の不承認の事由があることが判明したとき

(2) 当社所定の方法により登録者から登録の意思がないことを確認したとき

(3) 登録者が第4条第2項の求めに応じずまたは第26条第2項もしくは第28条に定める義務に違反したとき

(4) 第三者から、登録された属性型地域型JPドメイン名の使用の差し止めを命ずるわが国において効力を有する確定判決、和解調書、調停調書または仲裁判断書もしくはこれと同一の効力を有する文書の正本の写しの提出があったとき

(5) その属性型地域型JPドメイン名の登録が明白かつ現実的に社会的許容性を欠く状況が生じたとき

(6) 認定紛争処理機関にて取消の裁定があり、裁定結果の通知から10日以内に、裁判所へ出訴したことの証明が登録者から提出されないとき

第32条（削除）

第33条（削除）

第34条（登録取消決定）  
当社が取消の事由があると認めた場合には、その属性型地域型JPドメイン名の登録を取り消す旨を決定する。

2 前項の取消を決定した場合、当社は、遅滞なく登録者に対して決定の趣旨および理由を通知しなければならない。

3 登録取消は、前項の通知の到達の日の翌日をもってその効力を生ずるものとする。

第35条（登録取消決定等に基づく措置）  
当社の行った取消が効力を生じた場合、当社はその属性型地域型JPドメイン名を登録原簿から抹消する。

2 前項の措置をとった場合、登録を取り消された属性型地域型JPドメイン名については、第25条の規定を適用する。

第36条（削除）

第37条（削除）

第38条（削除）

第8章（削除）

第39条（削除）

## 第9章 紛争処理

第40条（紛争処理）  
登録者は、その登録にかかる属性型地域型JPドメイン名について第三者との間に紛争がある場合には、紛争処理方針に従った処理を行うことに同意し、当社は認定紛争処理機関の裁定に従った処理を行う。

## 第10章 一般規定

第41条（登録申請等の取次の特則）  
取次規則は、当社が定める。

第42条（通知）  
この規則により当社が申請者または登録者に対して通知を行う場合、当社は、指定事業者または管理指定事業者を経由して、申請書または登録原簿に記載された申請者または登録者もしくはその指定する者に対する電子メールをもって行う。ただし、当社が必要と認める場合、他の方法をもって通知することを妨げない。

2 指定事業者または管理指定事業者は、当社からの通知についての所定の期間内に通知がない場合には、当社に対して通知の有無を問い合わせなければならない。

3 登録者が第26条第2項または第28条の届け出を怠った場合に、当社が登録者の届け出た最新の登録原簿記載事項に従い登録者等に通知を発したときは、その通知が登録者等に到達しなくとも、通常到達すべきときに到達したものとみなす。

第43条（合意管轄）  
この規則もしくはこの規則に付随関連する措置または事項等について訴訟を提起する場合、東京地方裁判所をもって第一審専属合意管轄裁判所とする。

第44条（当社の責任）

当社、当社の役員、従業員その他の関係者の責めに帰すべき事由により登録者、申請者その他の者が属性型地域型JPドメイン名の登録、登録取消その他の事項により損害を受けた場合、当社のみが、第14条により現実には収納した登録料または登録更新料（ただし過去1年間に収納した登録更新料に限る）または費用の範囲内において、現実には発生した直接の損害についてのみ、その損害を賠償するものとし、他の一切の責任を負担しない。

2 当社、当社の役員、従業員その他の関係者は、属性型地域型JPドメイン名登録原簿、またはドメインネームサーバの運用について、何人に対しても、いかなる責任も負担しない。

第45条（細目の制定・変更）  
当社は、この規則の実施に必要な細目を定め、これを変更することができる。

第46条（規則の変更）  
当社は、当社所定の手続を経てこの規則を変更することができる。この規則の変更は、すべての登録者に適用される。

2 この規則を変更する場合、当社は、2か月以上の期間を置いてその実施期日を定めるものとし、当社の定める方法により、変更の内容および実施期日を公開する。

（付則）

1 この規則は、1998年3月1日から実施する。

2 前項の実施日において、ドメイン名の再度の登録ができない期間、ネームサーバの未設定による廃止までの期間等の取り扱いについては、従前の例による。

3 1998年9月1日公開の改訂は、1998年12月1日から実施する。

4 1999年1月1日公開の改訂は、1999年4月1日から実施する。

5 1999年9月1日公開の改訂は、1999年12月1日から実施する。

6 2000年7月19日公開の改訂は、2000年10月19日から実施する。

7 2000年10月10日公開の改訂は、2001年1月10日から実施する。

8 2001年1月1日公開の改訂は、2001年4月1日から実施する。

9 この規則第14条に定める維持料のうち、2001年2月28日現在登録されている属性型地域型JPドメイン名の2001年4月1日から2002年3月31日までの維持料は、2001年2月28日現在で接納承諾をしているJPNIC会員を通じて支払うものとする。

10 2001年3月1日以降に登録された属性型地域型JPドメイン名維持料の支払いは、この規則に定めるところによる。

11 2001年12月18日公開の改訂は、2002年2月18日から実施する。

12 2001年2月28日現在登録されており、その後廃止されていない属性型地域型JPドメイン名の2002年4月以降の登録期間を、2002年4月1日からそのドメイン名の登録年月日と取りとする。

13 前号に定める2002年4月1日から始まる登録期間の維持料については、登録年月日の2002年対応月末日の翌日に登録が継続している属性型地域型JPドメイン名に対して、当社所定の時期および方法により登録期間更新通知およびこの規則第14条に定める維持料の請求書を送付する。

14 2002年2月18日までに登録された属性型地域型JPドメイン名で、複数の指定事業者から管理ドメイン名として設定されているものについては、JPNIC所定の方法により、この規則および取次規則で定める維持料の支払いを含む事項を取り次ぐべきの指定事業者をJPNICが定める。ただし、登録者はこの設定を、この規則に定める指定事業者変更手続によって、変更することができる。

15 2001年3月末日現在でこの規則第10条の2に定める登録原簿記載完了日が記載されていない属性型地域型JPドメイン名の登録完了日は3月31日とみなし、登録者は2002年4月1日以降1年分の維持料をこの規則第10条の2に定めるところにより支払うものとする。

16 2002年2月1日公開の改訂は、2002年4月1日から実施する。

17 2002年3月8日公開の改訂は、2002年5月8日から実施する。

18 指定事業者は、次の事情がある場合、別紙1「属性型地域型JPドメイン名の種類」にかかわらず、添付書類の提出を要しないで、当社に対してこの規則第26条による廃止を届けけることができる。当社は、廃止が届けられた属性型地域型JPドメイン名について、指定事業者に対してその詳細を確認することができる。

(1) 属性型地域型JPドメイン名登録者の所在が不明であるとき

(2) 属性型地域型JPドメイン名登録者が解散し、または不存在・死亡したとき、その他これに準ずる場合

(3) 属性型地域型JPドメイン名登録者との間で取次規則第10条第1項に定める条件に基づく契約が締結できず、またはその契約が解除もしくは終了したとき

19 当社は、前号により、2002年5月20日までに廃止が届けられた属性型地域型JPドメイン名の維持料に関しては、この規則第10条の2第2項の定めにかかわらず請求を行わない。

20 この規則第26条の定めにかかわらず、当社は、その裁量により、付則第18号により廃止が届けられた属性型地域型JPドメイン名の登録原簿の抹消、ネームサーバ設定その他の処置につき、当該の属性型地域型JPドメイン名登録者の不利益を生じさせないための措置をとることができる。

21 2002年8月1日公開の改訂は、2002年10月1日から実施する。

22 2003年1月31日公開の改訂は、2003年4月1日から実施する。

23 2003年9月16日公開の改訂は、2003年11月17日から実施する。

24 2005年2月1日公開の改訂は、2005年4月1日から実施する。

別紙1「属性型地域型JPドメイン名の種類」

【目次】

1. 属性型（組織種別型）ドメイン名

1.1 AC.JPドメイン名 1.2 CO.JPドメイン名 1.3 GO.JPドメイン名

1.4 OR.JPドメイン名 1.5 AD.JPドメイン名 1.6 NE.JPドメイン名

1.7 GR.JPドメイン名 1.8 ED.JPドメイン名 1.9 LG.JPドメイン名

2. 地域型ドメイン名

2.1 一般地域型ドメイン名

2.2 地方公共団体ドメイン名

1. 属性型（組織種別型）ドメイン名

1.1 AC.JPドメイン名

(1) 組織の種別および登録資格

(a) 学校教育法および他の法律の規定による次の組織

- ・ 学校（ED.JPドメイン名の登録資格の(a)に該当するものを除く）
- ・ 大学共同利用機関
- ・ 大学校
- ・ 職業訓練校

(b) 学校法人、職業訓練法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人

(2) その他の要件

- ・ 特に定めない。

(3) 代表者

(a) 組織の長、もしくはその設置者の代表者または長

(b) 法人の代表者

(4) 添付書類

(a) ドメイン名登録申請時 … 特に定めない  
ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書  
ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届

記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類

(b) ドメイン名登録申請時 … 特に定めない  
ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録証明書  
ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届、代表者の印鑑登録証明書

記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、代表者の印鑑登録証明書

(5) 備考

- ・ 独立行政法人である大学校はAC.JPドメイン名、GO.JPドメイン名またはOR.JPドメイン名のいずれ

れかを選択することができる。

## 1.2 CO.JPドメイン名

- (1) 組織の種別および登録資格  
株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社、特殊会社、その他の会社および信用金庫、信用組合、外国会社
- (2) その他の要件  
・ 外国会社の場合には、日本において外国会社の登記を行っていること。
- (3) 代表者  
法人の代表者
- (4) 添付書類  
ドメイン名登録申請時…特に定めない  
ドメイン名変更申請時…ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録証明書  
ドメイン名廃止届け出時…ドメイン名廃止届、代表者の印鑑登録証明書  
記載事項変更届け出時(注1)(注3)…記載事項変更届、変更内容を証する書類、代表者の印鑑登録証明書

## 1.3 GO.JPドメイン名

- (1) 組織の種別および登録資格  
日本の政府機関、各省庁所轄研究所、独立行政法人、特殊法人(特殊会社を除く)
- (2) その他の要件  
・ 特に定めない。
- (3) 代表者  
組織の長またはその指定を受けた組織内の者
- (4) 添付書類  
ドメイン名登録申請時…特に定めない  
ドメイン名変更申請時…ドメイン名変更申請書  
ドメイン名廃止届け出時…ドメイン名廃止届  
記載事項変更届け出時(注1)(注3)…記載事項変更届
- (5) 備考  
・ 独立行政法人および特殊法人はGO.JPドメイン名とOR.JPドメイン名のいずれかを選択することができる。  
・ 独立行政法人である大学はAC.JPドメイン名、GO.JPドメイン名またはOR.JPドメイン名のいずれかを選択することができる。

## 1.4 OR.JPドメイン名

- (1) 組織の種別および登録資格  
(a) 財団法人、社団法人、医療法人、監査法人、宗教法人、特定非営利活動法人、中間法人、独立行政法人、特殊法人(特殊会社を除く)、農業協同組合、生活協同組合、その他 AC.JP、CO.JP、ED.JP、GO.JP、地方公共団体ドメイン名のいずれにも該当しない日本国法に基づいて設立された法人  
(b) 国連等の公的な国際機関、外国政府の在日公館、外国政府機関の在日代表部その他の組織、各国地方府(州政府)等の駐日代表部その他の組織、外国の会社以外の法人の在日支所その他の組織、外国の在日友好・通商・文化交流組織、国連NGOまたはその日本支部
- (2) その他の要件  
・ 特に定めない。
- (3) 代表者  
(a) 法人の代表者  
(b) 組織の代表者、長またはその指定を受けた組織内の者
- (4) 添付書類  
(a) ドメイン名登録申請時…特に定めない  
ドメイン名変更申請時…ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録証明書  
ドメイン名廃止届け出時…ドメイン名廃止届、代表者の印鑑登録証明書  
記載事項変更届け出時(注1)(注3)…記載事項変更届、変更内容を証する書類、代表者の印鑑登録証明書  
(b) ドメイン名登録申請時…申請の都度定める  
ドメイン名変更申請時…ドメイン名変更申請書  
ドメイン名廃止届け出時…ドメイン名廃止届  
記載事項変更届け出時(注1)(注3)…記載事項変更届、変更内容を証する書類
- (5) 備考  
・ 独立行政法人および特殊法人はGO.JPドメイン名とOR.JPドメイン名のいずれかを選択することができる。  
・ 独立行政法人である大学はAC.JPドメイン名、GO.JPドメイン名またはOR.JPドメイン名のいずれかを選択することができる。

## 1.5 AD.JPドメイン名

組織の種別および登録資格、添付書類等の必要事項についてはJPNICが別途定める。

## 1.6 NE.JPドメイン名

- (1) 組織の種別および登録資格  
日本国内のネットワークサービス提供者が、不特定または多数の利用者に対して営利または非営利で提供するネットワークサービス
- (2) その他の要件  
・ 登録するドメイン名をネットワーク上における利用者の識別子の一部とするために利用すること。  
・ ネットワークサービスを提供する組織は、日本に在住する個人または日本国法に基づいて設立された法人であること。  
・ 利用者に対して提供するネットワークサービスの内容が明文化されていること。
- (3) 代表者  
ネットワークサービスの提供者が個人の場合は、提供者本人  
ネットワークサービスの提供者が法人の場合は、法人の代表者
- (4) 添付書類  
ドメイン名登録申請時…ドメイン名登録申請書、代表者の印鑑登録証明書  
ドメイン名変更申請時…ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録証明書  
ドメイン名廃止届け出時…ドメイン名廃止届、代表者の印鑑登録証明書  
記載事項変更届け出時(注1)(注3)…記載事項変更届、変更内容を証する書類、代表者の印鑑登録証明書
- (5) 備考  
・ 同一の組織が異なるサービス内容を持った複数のネットワークサービスを提供している場合、一つのネットワークサービスを、属性型(組織種別型)・地域型 JPドメイン名登録等に関する規則の第9条における1組織とする。

## 1.7 GR.JPドメイン名

- (1) 組織の種別および登録資格  
複数の日本に在住する個人または日本国法に基づいて設立された法人で構成される任意団体
- (2) その他の要件  
・ 代表者および副代表者は、日本に在住する個人または日本国法に基づいて設立された法人であること。
- (3) 代表者  
団体の代表者が個人の場合には、代表者本人  
団体の代表者が法人の場合には、法人の代表者
- (4) 添付書類  
ドメイン名登録申請時…ドメイン名登録申請書、代表者の印鑑登録証明書、副代表者の印鑑登録証明書  
ドメイン名変更申請時…ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録証明書  
ドメイン名廃止届け出時…ドメイン名廃止届、代表者の印鑑登録証明書  
記載事項変更届け出時(注1)(注3)…記載事項変更届、代表者または副代表者の印鑑登録証明書
- (5) 備考

・ 副代表者は、代表者とともに団体の存在を保証し、代表者が役割を果たせない場合にそれを代行する者とする。

## 1.8 ED.JPドメイン名

- (1) 組織の種別および登録資格  
(a) 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校および各種学校のうち主に18歳未満を対象とするもの  
(b) (a)に準じる組織で主に18歳未満の児童・生徒を対象とするもの  
(c) (a)または(b)に該当する組織を複数設置している学校法人、(a)または(b)に該当する組織を複数設置している大学および大学の学部、(a)または(b)に該当する組織をまとめる公立の教育センターまたは公立の教育ネットワーク
- (2) その他の要件  
・ 特に定めない。
- (3) 代表者  
(a) 組織の長、もしくはその設置者の代表者または長  
(b) 組織の長、もしくはその設置者の代表者または長  
(c) 組織の代表者または長
- (4) 添付書類  
(a) ドメイン名登録申請時…特に定めない  
ドメイン名変更申請時…ドメイン名変更申請書  
ドメイン名廃止届け出時…ドメイン名廃止届  
記載事項変更届け出時(注1)(注3)…記載事項変更届、変更内容を証する書類  
(b) ドメイン名登録申請時…申請の都度定める  
ドメイン名変更申請時…ドメイン名変更申請書  
ドメイン名廃止届け出時…ドメイン名廃止届  
記載事項変更届け出時(注1)(注3)…記載事項変更届、変更内容を証する書類  
(c) ドメイン名登録申請時…公立の教育センターまたは公立の教育ネットワークの場合は、当該都道府県市区町村の教育長がその登録を承認したことを証明する書類を添付。上記以外の場合は、特に定めない  
ドメイン名変更申請時…ドメイン名変更申請書、公立の教育センターまたは公立の教育ネットワークの場合は、当該都道府県市区町村の教育長がその変更を承認したことを証明する書類を添付したことを証明する書類を添付ドメイン名廃止届け出時…ドメイン名廃止届、公立の教育センターまたは公立の教育ネットワークの場合は、当該都道府県市区町村の教育長がその廃止を承認したことを証明する書類を添付  
記載事項変更届け出時(注1)(注3)…記載事項変更届、変更内容を証する書類、公立の教育センターまたは公立の教育ネットワークの場合は、当該都道府県市区町村の教育長がその変更を承認したことを証明する書類を添付

## 1.9 LG.JPドメイン名

「LGドメイン名登録等に関する特則」において定める。

## 2. 地域型ドメイン名

### 2.1 一般地域型ドメイン名

- (1) 組織の種別および登録資格  
(a) AC.JP、CO.JP、ED.JP、GO.JP、OR.JP、NE.JP、GR.JPのいずれかの属性型(組織種別型)ドメイン名の登録資格を満たす組織
- (b) 病院
- (c) 日本に在住する個人
- (2) その他の要件  
(a) 対応する属性型(組織種別型)ドメイン名における要件と同じ。  
(b) 特に定めない。  
(c) 特に定めない。
- (3) 代表者  
(a) 対応する属性型(組織種別型)ドメイン名における代表者と同じ  
(b) 組織の長  
(c) 本人
- (4) 添付書類  
(a) 対応する属性型(組織種別型)ドメイン名において必要とされる添付書類と同じ  
(b) ドメイン名登録申請時…特に定めない  
ドメイン名変更申請時…ドメイン名変更申請書  
ドメイン名廃止届け出時…ドメイン名廃止届  
記載事項変更届け出時(注1)(注3)…記載事項変更届、変更内容を証する書類  
(c) ドメイン名登録申請時…特に定めない  
ドメイン名変更申請時…ドメイン名変更申請書、本人の印鑑登録証明書  
ドメイン名廃止届け出時…ドメイン名廃止届、本人の印鑑登録証明書  
記載事項変更届け出時(注1)(注3)…記載事項変更届、変更内容を証する書類、本人の印鑑登録証明書

### 2.2 地方公共団体ドメイン名

- (1) 組織の種別および登録資格  
普通地方公共団体およびその機関、特別区およびその機関
- (2) その他の要件  
・ 特に定めない。
- (3) 代表者  
組織の長またはその指定を受けた組織内の者
- (4) 添付書類  
ドメイン名登録申請時…特に定めない  
ドメイン名変更申請時…ドメイン名変更申請書  
ドメイン名廃止届け出時…ドメイン名廃止届  
記載事項変更届け出時(注1)(注3)…記載事項変更届

- 注1) ただし、当社は、変更届け出事項によりその一部の添付書類の提出を免除することができる。
- 注2) 個人の印鑑登録証明書の提出が必要な申請等に関しては、公証人その他発行権限を有する組織において発行されたサイン証明書をもって、個人の印鑑登録証明書に代えることができる。
- 注3) 次の記載事項変更届け出時の添付書類は、特に定めない。
  - (1) 組織名、登記情報に変更のないもの
  - (2) 組織情報のうち、住所に関する変更
  - (3) 登録担当者の変更

別紙1の2「ドメイン名移転申請の際に必要な書類」

- ・ ドメイン名移転申請書および移転合意書
- ・ ドメイン名登録者代表者の印鑑登録証明書(注1)
- ・ ドメイン名譲受人代表者の印鑑登録証明書(注1)
- ・ 規則第9条第2項第2号の適用を受ける場合には、合併の記載がある登記簿謄本

ただし、第29条の2または第29条の3第2項による属性型地域型JPドメイン名の移転登録の場合、当社は、都度、必要な書類を定めることができる。

注1) 個人の印鑑登録証明書の提出が必要な申請等に関しては、公証人その他発行権限を有する組織において発行されたサイン証明書をもって、個人の印鑑登録証明書に代えることができる。

別紙1の3「仮登録ドメイン名の申請者の定義および添付書類」

仮登録ドメイン名の申請者は、日本国内において、この規則に基づいて当社が行う通知を受領すべき住

所を有する個人またはこれを受領すべき本店・主たる事務所、支店・支所、営業所その他これに準じる常設の場所を有する法人格を有しまたは法人格を有さない組織とする。

仮登録ドメイン名の次の手続きに関する添付書類は次のとおりとする。

ドメイン名仮登録申請時  
・ドメイン名仮登録申請書  
・申請者の印鑑登録証明書（注1）

仮登録ドメイン名の本登録申請時  
・ドメイン名本登録申請書  
・仮登録ドメイン名の申請者の印鑑登録証明書（注1）  
・本登録後の代表者の印鑑登録証明書（注1）  
・組織の成立を証する書類

注1) 個人の印鑑登録証明書の提出が必要な申請等に関しては、公証人その他発行権限を有する組織において発行されたサイン証明書をもって、個人の印鑑登録証明書に代えることができる。

別表「属性型地域型JPドメイン名の登録料・登録更新料および費用の明細と支払い方法」

本表は、指定事業者を経由した属性型地域型JPドメイン名の登録料・登録更新料および費用には適用されない。

手続	料金（注1）
ドメイン名登録申請	19,048円（税込20,000円）
ドメイン名登録更新	7,000円（税込7,350円）
ドメイン名移転申請	19,048円（税込20,000円）（注2）
ドメイン名仮登録申請	19,048円（税込20,000円）（注3）
ドメイン名変更申請	19,048円（税込20,000円）
ドメイン名廃止届	無料
記載事項変更届	無料
管理指定事業者変更申請	無料

注1) 登録申請・登録更新等に必要な料金には、消費税および地方消費税相当額を加算する。  
注2) 会社などの組織の合併を理由としたドメイン名移転申請については無料とする。  
注3) 仮登録申請の場合、定められた期間内に本登録申請を行う必要がある。本登録申請時の料金は無料とする。

○ 支払い方法  
クレジットカードによる引き落としまたは当社から発送する払込票によるコンビニエンスストアでの払い込み

## 汎用JPドメイン名登録等に関する規則

株式会社日本レジストリサービス改訂：2003年1月31日  
改訂：2003年9月16日  
改訂：2005年2月1日  
実施：2005年4月1日

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター公開：2000年10月10日  
改訂：2001年12月18日  
改訂：2002年2月1日

## 第1章 総則

汎用JPドメイン名登録等に関する規則

第1条（適用範囲・目的）  
この規則は、株式会社日本レジストリサービス（以下「当社」という）が第3条に定める汎用JPドメイン名の登録等に適用し、ネットワークの利用の促進を図ることを目的とする。

第2条（汎用JPドメイン名登録の目的と意味）  
当社の汎用JPドメイン名の登録は、インターネット上での識別子として用いることを目的として行うもので、当社が管理する汎用JPドメイン名空間におけるドメイン名の一意性を意味し、これ以外のいかなる意味も有さない。

第3条（汎用JPドメイン名・技術細則）  
この規則において汎用JPドメイン名とは、「汎用JPドメイン名登録等に関する技術細則」（以下「汎用JPドメイン名技術細則」という）に定める文字種別および文字列その他の技術的要件にしたがってこの規則に基づいて登録されるJPドメイン名をいう。  
2 前項に定める事項のほか、当社が予約する汎用JPドメイン名、当社が管理するドメインネームサーバの設定（以下「ネームサーバ設定」という）その他の汎用JPドメイン名に関する技術上の要件は、汎用JPドメイン名技術細則をもって定める。

第4条（登録等に関する事項の取り扱い）  
汎用JPドメイン名の登録等に関する事項は、この規則に定めがある場合を除き、当社が取り扱う。  
2 当社は、登録申請その他の申請に関する審査または登録された事項の確認等のために必要がある場合、汎用JPドメイン名の登録等を申請する者（以下「申請者」という）または汎用JPドメイン名の登録をした者（以下「登録者」という）に対し、商業登記簿謄本、印鑑登録証明書その他の必要な書類の提出を求め、または調査事項に対する回答を求めることができる。  
3 前項の請求は、10日以上先の提出期日を定めて電子メールをもって行う。

第5条（申請等の取次・指定事業者）  
申請者または登録者は、当社の認定する事業者（以下「指定事業者」といい、当社において指定事業者と同様の業務を行う部門を含む）を経由して、汎用JPドメイン名ごとに申請・更新・届け出をし、登録料・登録更新料の納付等をする。指定事業者はこれらの手続に関し、登録者または申請者から正当な権限を付与されたものとみなす。  
1の2 申請者または登録者が選定した指定事業者は、次の場合に、その汎用JPドメイン名の管理を行う指定事業者（以下「管理指定事業者」という）となる。  
（1）登録申請により登録原簿の記載が完了した場合  
（2）管理指定事業者を変更する申請（以下「管理指定事業者変更申請」という）が完了した場合  
（3）移転登録申請が完了した場合  
1の3 管理指定事業者は、申請等、登録料・登録更新料および費用の納付等を行い、当社は、管理指定事業者を経由してのみこれを受け付ける。  
2 当社は、指定事業者を経由した申請・更新・届け出について当社が申請者または登録者に行うべき通知または確認等を指定事業者を経由して行う。  
3 指定事業者を経由した前項の申請、納付等の取り扱いは、当社が定める汎用JPドメイン名の取次等に関する規則（以下「取次規則」という）に基づいて指定事業者が定める。  
4 登録者は当社所定の手続により、管理指定事業者を変更することができる。ただし、取次規則第15条の2によって業務委託の一時停止を受けている指定事業者を変更先管理指定事業者として指定することはできない。本項の処理は別に定める。  
5 指定事業者と当社との間の業務委託契約が終了した場合で、汎用JPドメイン名がその指定事業者の管理するものとして残存する場合、その汎用JPドメイン名に関する取次は、当社が指定する指定事業者（当社がやむをえない事由があると認めた場合は、当社自らも含む）が行うことができる。  
6 当該指定事業者の取次にかかる登録者が、当社が定める期間内に、当社の指定する者以外の指定事業者を新たな管理指定事業者として届け出た場合は、その者が管理指定事業者となる。  
7 新たな管理指定事業者は、前項の期間経過または届け出により確定し、その確定するまでの間は当社が取次業務を行う。この場合、当社は別途その定める業務に限って取次業務を行い、この範囲外の

業務については一切の義務および責任を負わない。  
8 前二項の定めは、それぞれの管理指定事業者確定後において、登録者が管理指定事業者の変更を行うことを妨げない。  
9 当社は、前各項の手続の実施に必要な措置および通知を行うことができる。

第6条（申請等の方法・様式）  
この規則に基づく汎用JPドメイン名の登録、移転、廃止その他の申請等・通知等の方法と様式は、この規則に定めるものを除き当社が定める。  
2 汎用JPドメイン名の登録等の申請、届け出等は、別に定めがある場合を除き、日本語で提出するものとする。日本語以外で記述された添付書類については、日本語訳を添付しなければならない。また、当社が申請者または登録者に対して通知または連絡を行う場合も、日本語を用いるものとする。

## 第2章 汎用JPドメイン名登録の通則

第7条（登録申請の正確性・真実性、登録担当者）  
申請者および登録者は、当社に対し、申請者または登録者の本人性および組織代表権を含みかつこれに限定されない登録事項が、正確であること、真実であることおよびその登録が法令に違反しないことを表明し、保証するものとする。  
2 申請者および登録者は、汎用JPドメイン名の登録申請等にあたり、登録組織の代表者名または登録担当者名その他必要な個人情報の提出について、各情報主体の承諾を得た上で提出することを保証するものとする。  
3 登録申請において登録担当者となされた者は、汎用JPドメイン名の登録、維持、移転、廃止の申請および届け出、当社からの通知の受領、この規則に定める登録料・登録更新料その他の費用の支払い、その他この規則に定める事項についてすべての権限および権利を有し義務を負う。

第8条（汎用JPドメイン名の登録資格）  
登録者は、日本国内において、この規則に基づいて当社が行う通知を受領すべき住所を有する個人またはこれを受領すべき本店・主たる事務所、支店・支所、営業所その他これに準じる常設の場所を有する法人格を有しまたは法人格を有さない組織とする。  
2 登録者または申請者が法人格を有さない組織である場合、登録担当者は、この規則に基づくすべての通知を受け、義務を履行する責任を負担する。

第9条（先願）  
汎用JPドメイン名の登録は、当社が受け付けた最先の登録申請について検査および審査を行い、承認された申請者が登録者となる。受付の時期等に関する詳細は、当社が定める。  
2 当社が登録しまたは申請受付中の汎用JPドメイン名と同一の汎用JPドメイン名についての登録申請は受け付けられないものとする。

第10条（登録できる汎用JPドメイン名の数）  
登録できる汎用JPドメイン名の数については制限を設けない。

第11条（登録期間および登録期間更新）  
汎用JPドメイン名の登録期間は、第19条による汎用JPドメイン名登録原簿（以下「登録原簿」という）の記載が完了した日の属する月の翌年対応月末日までとする。ただし、第23条第4項による汎用JPドメイン名の廃止の効果が発生するまでの間は、登録を継続するものとする。  
2 当社は、前項の登録期間満了の翌日に登録が継続している汎用JPドメイン名の管理指定事業者に対して、当社所定の時期および方法により登録期間更新通知および登録更新料の請求書を送付する。  
3 前項の規定にかかわらず、当社が登録更新を不相当と判断した場合には、登録期間満了の30日前までにその汎用JPドメイン名の管理指定事業者に対して登録終了通知を行い、登録期間満了日に登録は終了する。  
4 第2項に定める汎用JPドメイン名は、登録期間満了の日の翌日からさらに汎用JPドメイン名の登録を1年間継続することができ、以後も同様とする。  
5 管理指定事業者は、登録者からの汎用JPドメイン名の登録更新方法および登録更新料の支払い方法を、取次規則に基づいて定める。

第12条（登録者番号および認証方法）  
当社は、最初の汎用JPドメイン名の登録手続のとき、その申請者に対して、登録者番号を通知し、かつ、別途、当社に対する電子的手段による申請、届け出等に使用する認証方法を付与する。ただし、この規定は、同一登録者が別の登録者番号および認証方法を取得することを妨げるものではない。  
2 申請者および登録者は、前項の登録者番号および認証方法を厳重に管理し、第三者に対して漏洩、開示してはならない。  
3 登録者は、電子的手段による申請、届け出、通知等について、当社が当社に登録された登録者番号および付与された認証方法による同一性の確認を行った場合には、当該の申請、届け出、通知等は、登録者の真意に基づく有効な申請、届け出、通知等とみなされることに同意し、これについて何らの異議の申し出をしない。  
4 登録者番号および認証方法ならびにその使用の詳細については、この規則に定めるほか、当社が定める。

第13条（指定事業者の取り扱う汎用JPドメイン名の認証方法）  
前条の規定にかかわらず、指定事業者を経由した汎用JPドメイン名の登録者の認証方法は、指定事業者が定める。

第14条（登録申請）  
申請者は、当社が別途定める方法により汎用JPドメイン名の登録申請を行う（以下この申請を「登録申請」という）。

第15条（登録申請の受付および検査）  
当社が受領した登録申請は、当社の指定するシステムで受け付け、記載事項の脱落・重複、技術的要件の充足の有無その他機械的に判定可能な事項の検査を行う。  
2 前項の検査で不受理とされた登録申請は、登録申請がなかったものとみなす。  
3 当社は、指定事業者に対して、前2項による検査の結果を遅滞なく通知する。

## 第3章 登録審査および登録

第16条（登録の承認および不承認）  
当社は、前条により受理された登録申請について下記各号のいずれかの事由がある場合、その登録申請を不承認とすることができる。  
（1）申請に不備がありまたは技術的要件に違反しているとき  
（2）第4条第2項による書類の提出または調査請求に対する回答を行わないとき  
（3）汎用JPドメイン名の登録申請に関する事項について事実と異なる事項があるとき  
（4）当社が、その裁量により、不承認を相当と認めたとき  
2 前項の規定は、当社が第三者に対してこの審査を行う義務を表明するものではない。

## 第7章 紛争処理

第37条（紛争処理）  
登録者は、その登録にかかる汎用JPドメイン名について第三者との間に紛争がある場合には、紛争処理方針に従った処理を行うことができ、当社は認定紛争処理機関の裁定に従った処理を行う。

## 第8章 一般規定

第38条（通知）  
この規則により当社が申請者または登録者に対して通知を行う場合、当社は、指定事業者または管理指定事業者を経由して申請書に記載された申請者、登録原簿に記載された登録者または登録担当者もしくはその指定する者に対する電子メールをもって行う。ただし、当社が必要と認める場合、他の方法をもって通知することを妨げない。  
2 指定事業者または管理指定事業者は、当社からの通知についての所定の期間内に通知がない場合には、当社に対して通知の有無を問い合わせなければならない。

3 登録者が第21条の届け出を怠った場合に、当社が登録者の届け出た最新の登録原簿記載事項に従い登録者等に通知を発したときは、当該通知が登録者等に到達しなくとも、通常到達すべきときに到達したものとみなす。

#### 第39条（削除）

#### 第40条（合意管轄）

この規則もしくはこの規則に付随関連する措置または事項等について訴訟を提起する場合、東京地方裁判所をもって第一審専属合意管轄裁判所とする。

#### 第41条（当社の責任）

当社、当社の役員、従業員その他の関係者の責めに帰すべき事由により登録者、申請者その他の者が汎用JPドメイン名の登録、登録の取消その他の事項により損害を受けた場合、当社のみが、第27条により現実に入納した登録料または登録更新料（ただし過去1年間に収納した登録更新料に限る）の範囲内において、現実が発生した直接の損害についてののみ、その損害を賠償するものとし、他の一切の責任を負担しない。

2 当社、当社の役員、従業員その他の関係者は、登録原簿、またはネームサーバの運用について、何人に対しても、いかなる責任も負担しない。

#### 第42条（細目の制定・変更）

当社は、この規則の実施に必要な細目を定め、これを変更することができる。

#### 第43条（規則の変更）

当社は、当社所定の手続を経てこの規則を変更することができる。この規則の変更は、すべての登録者に適用される。

2 この規則を変更する場合、当社は、2か月以上の期間においてその施行期日を定めるものとし、当社の定める方法により公開する。

3 前項の規定にかかわらず、この規則の実施に必要な汎用JPドメイン名技術細則、「汎用JPドメイン名の登録料・登録更新料および費用の明細と支払い方法」、取次規則および当社所定事項は、当社が必要と認める期間においてその施行期日を定めるものとし、当社の定める方法により公開する。

#### （付則）

- この規則は、2001年2月22日から実施する。
- この規則の定めにかかわらず、2001年2月22日から同年5月6日までの間の汎用JPドメイン名の登録申請は、別紙「汎用JPドメイン名登録経過措置実施要綱」の記載に従う。
- 2001年1月10日公開の改訂は、2001年3月10日から実施する。
- 2001年12月18日公開の改訂は、2002年2月18日から実施する。
- 2002年2月1日公開の改訂は、2002年4月1日から実施する。
- 2003年1月31日公開の改訂は、2003年4月1日から実施する。
- 2003年9月16日公開の改訂は、2003年11月17日から実施する。
- 2005年2月1日公開の改訂は、2005年4月1日から実施する。

## JPドメイン名登録情報等の取り扱いについて

株式会社日本レジストリサービス  
公開:2005年2月1日  
実施:2005年4月1日

### JPドメイン名登録情報等の取り扱いについて

#### 1 この文書の内容

株式会社日本レジストリサービス（以下「当社」という）は、JPドメイン名の申請者・登録者・指定事業者から、JPドメイン名の登録管理業務を行うために必要な情報（以下「JPドメイン名登録情報等」といいます）をいただいています。JPドメイン名登録情報等には、個人の氏名・住所・電話番号・電子メールアドレス等の情報を含む場合があります（以下、これらの情報のうち、生存する個人を識別可能な情報を「個人情報」といいます）。この文書は、個人情報を含むJPドメイン名登録情報等についての取り扱いを定めたものです。なお、当社が行うJPドメイン名の登録管理業務以外の業務、および当社が行う「JPDirect」サービスにおける個人情報の取り扱いについては、別途定めます。

2 JPドメイン名登録情報等の収集・利用目的当社は、次の目的のためにJPドメイン名登録情報等を収集・利用します。

- JPドメイン名の登録等の申請・届け出にあたり、登録資格等を確認するため
- JPドメイン名の登録情報の管理のため
- JPドメイン名のDNS(Domain Name System)の運用に用いるため
- 「4 JPドメイン名登録情報等の第三者提供」に定める第三者提供を行うため
- 当社のサービス改善や新規サービス開発のための調査に用いるため
- JPドメイン名に関する統計データの作成・公表、学術研究に用いるため（統計データは個人を特定できないかたちで利用します）
- 当社の新サービス等をお知らせするため
- 前各号の他、特定のJPドメイン名登録情報等について、当社が予めお知らせし、または公表する目的のため

#### 3 利用目的の変更

当社は、前項各号の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内において、利用目的を変更することがあります。利用目的を変更した場合は、「13 この文書の改訂」に従います。

#### 4 JPドメイン名登録情報等の第三者提供

当社は、JPドメイン名登録情報等の中で、以下の目的を達成するために必要な情報を第三者へ提供します

##### 4.1 情報の公開・開示

- JPドメイン名の申請・届け出のために必要な情報
- ネットワークの運用やJPドメイン名の登録に関するトラブルの自発的な解決のために必要な情報
- 当社によるJPドメイン名の登録が、規則に定められたとおり行われていることを示すために必要な情報

ここで、「公開」とは、WHOIS 検索サービスおよび当社のウェブページを介して、不特定多数のインターネットユーザーに情報を提供することを指し、「開示」とは、別に定める開示請求の手続を経たユーザーに対して情報を提供することをいいます。公開・開示の対象となる情報は「公開・開示対象情報一覧」に定めます。開示請求の手続等、公開・開示に関する事項は、「JPドメイン名登録情報等の公開・開示に関する規則」に定めます。

なお、当該情報の主体（以下「情報主体」といいます）は当社に対し、あらかじめ特定事項について非公開とする旨の請求をすることができます。この請求について公開により情報主体が損害を被るおそれがあると当社が認めた場合には、当社はその事項を公開の対象としません（以下、この非公開とされた情報を「非公開情報」といいます）。ただし、非公開情報であっても開示の対象となり、かつ「4.2 JPドメイン名の運用・管理に関わる情報の提供」から「4.6 法令等の要請に従い提供するもの」に定める情報の提供対象となります。

また、情報主体からの書面による請求があった場合、当社はその情報主体にかかるJPドメイン名登録情報等の開示履歴を通知します。ただし、開示理由の性質上その開示履歴の通知が不適切と認める場合には、その開示履歴の通知を行わないことがございます。

##### 4.2 JPドメイン名の運用・管理に関わる情報の提供

JPドメイン名の指定事業者が、登録データの確認・更新のために必要とする情報は、当社が提供するインターフェース等により提供します。

##### 4.3 紛争処理に関わる情報の提供

「JPドメイン名紛争処理方針」に定める紛争処理手続が発生した場合には、「JPドメイン名紛争処理方

針」に定める紛争処理機関が紛争処理手続を行うために必要な情報は、紛争処理機関に対し、書面または電子メールにより提供します。

##### 4.4 JPドメイン名のDNS運用等に関わる情報の提供

JPドメイン名とそのドメイン名に関連づけられたDNSの資源レコードは、インターネット上でJPドメイン名を参照可能とするために、インターネット上で提供します。

##### 4.5 JPドメイン名登録情報等の預託

当社は、JPドメイン名登録情報等を、JPドメイン名登録管理業務の継続性を確保するために、当社と機密保持条項を含むエスクロー契約を締結した第三者に提供します。

##### 4.6 法令等の要請に従い提供するもの

以下の各号に必要な情報は、適当な手段により提供するものとします。

- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき
- 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき
- 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力が必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

##### 5 JPドメイン名登録情報等の共同利用

当社は、次の組織とJPドメイン名登録情報等の共同利用を行います。

組織名：社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」といいます）

共同利用の目的：JPNICの行うIPアドレスサービスにおける運用責任者、技術連絡担当者の情報として用い、利用者の便宜を図るため

共同利用する情報項目：属性型・地域型JPドメイン名の登録担当者または技術連絡担当者として登録された次の情報

- 個人の氏名
- 電子メールアドレス
- 所属組織名・部署名
- 住所
- 肩書
- 電話番号
- FAX番号

上記情報のデータ管理に関し責任を有する事業者：株式会社日本レジストリサービスおよび社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

##### 6 JPドメイン名登録情報等の取得方法

当社は、JPドメイン名登録情報等を、次の方法により提出いただきます。

- 指定事業者を経由した申請・届け出・書類の提出
- 当社の定める「属性型（組織種別型）・地域型JPドメイン名登録等に関する規則」および「汎用JPドメイン名登録等に関する規則」に定める方法
- その他、当社が予め公表する方法

##### 7 JPドメイン名登録情報等の訂正等および利用停止等

JPドメイン名登録情報等の訂正等および利用停止等は、指定事業者を通じて行うことができます。当社は、法令および登録規則に定めるところにより、その処理を行います。該当するJPドメイン名を管理している指定事業者または当社のお問い合わせ窓口へご連絡ください。

##### 8 JPドメイン名登録情報等の情報主体への開示等

情報主体は当社に対し、当社が別に定める「公開・開示対象情報一覧」に規定する自己の情報すべての開示を、当社所定の方法に従った開示申請に基づいて請求することができます。この請求があった場合、当社は、請求者が情報主体本人であることを確認するために、必要な資料の提出を求めるものとします。開示の請求への回答は、当社所定の方法によります。

JPドメイン名登録情報等の開示請求は、次のWebページに掲載する当社窓口に行うことができます。

JPの登録と情報公開  
<http://jprs.jp/info/service/disclosure/index.html>

##### 9 安全管理措置

当社は、この文書で定める事項に適合するよう、提供されたJPドメイン名登録情報等を安全に取り扱い、不正アクセス・紛失・破壊・改ざんまたは漏洩が生じないよう適切な措置をとります。

##### 10 委託先に関する監督

この文書に定める利用目的に関連して委託先に情報を提供するにあたっては、委託先としての適格性を十分に審査し、当社と同等以上のセキュリティレベルを維持するよう要請していきます。また、これらのセキュリティレベルが適切に維持されていることを確認し、委託先を継続的に見直します。

##### 11 従業員に関する監督

従業員にJPドメイン名登録情報等を取り扱わせるにあたっては、JPドメイン名登録情報等の安全管理が図られるよう、従業員に対する必要かつ適切な監督を行います。

##### 12 お問い合わせ・第三者提供の停止・苦情申し出先

JPドメイン名登録情報等に関するお問い合わせ・苦情申し出先は次のとおりです。

株式会社日本レジストリサービス お問い合わせ窓口  
電子メールアドレス：info@jprs.jp  
電話番号：03-5215-8457

##### 13 この文書の改訂

当社は、JPドメイン名登録情報等の取り扱いについて見直しを行い、この文書の内容を改訂する場合があります。この文書を更新した際には、当社のWebページ上でお知らせします。

## So-net自動口座振替サービスご利用規約

口座振替でお支払いの場合は、必ずこちらをご確認・ご同意の上お申し込みください。

So-net自動口座振替サービス（以下「本サービス」といいます）をご利用頂く個人又は法人（以下「利用者」といいます）は、So-net自動口座振替サービスご利用規約（以下「本規約」といいます）を必ずお読みのうえ、ご同意下さい。

### 第1条（本規約）

1. 利用者は、本規約及び弊社が別途定める本則及び各個別規

定からなるSo-netサービス会員規約、その他本サービスに関する諸規定（以下、併せて「本規約等」といいます）に従って本サービスを利用するものとします。

2. 本規約に定める内容とSo-netサービス会員規約及び本サービスに関する諸規定に定める内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

#### 第2条（本サービスの申し込み及び利用開始）

本サービスの利用契約は、利用希望者が本規約等に同意のうえ、弊社が別途定める手続に従い本サービスへの申し込みをなし、弊社が当該申込者を弊社所定の基準に従い審査し、本サービスの利用者として登録した時点をもって成立するものとします。

#### 第3条（本サービス）

1. 本サービスは、利用者が、本規約等にもとづきインターネット接続サービス等を利用したことにより、弊社に対して支払うこととなる利用代金（以下「利用代金」といいます）を、弊社が利用代金の回収業務等を委託する第三者（以下「代金回収業者」といいます）が、弊社に登録されている利用者名義の金融機関の預金口座（以下「指定口座」といいます。）から、預金口座振替の方法で、徴収するサービスになります。
2. 利用者は本サービスを利用することができない金融機関があることを予め承するものとします。
3. 前項に定める本サービスを利用することができない金融機関の詳細については、別途弊社が定める方法にて利用者に通知するものとします。

#### 第4条（本サービスの利用限度額）

本サービスの利用限度額は、弊社が別途定めるものとします。

#### 第5条（利用代金の支払方法）

利用者は、毎月末日を締切日とし、締切日の属する月の翌々月の27日に指定口座から預金口座振替の方法で、利用代金を弊社または弊社の指定した代金回収業者に支払うものとします。なお、支払日が金融機関休業日にあたるときは、その翌営業日を支払日とします。

#### 第6条（遅延損害金）

利用者は、利用代金の支払いを遅延したときは、遅延した金額について支払期日の翌日から支払日に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を弊社に支払うものとします。

#### 第7条（代金回収手数料の支払い）

1. 弊社は利用者に対して、代金回収業者を通じて利用代金を請求するものとします。なお、利用者は利用代金を記載した書面（以下「請求書」といいます）の要否を選択することができるものとします。
2. 前項の定めに従い、利用者は請求書の要否を選択したうえで、以下各号の定めに従った本サービスの代金回収手数料を弊社に支払うものとします。なお、当該代金回収手数料の支払は利用代金と併せて請求されるものとします。
  - ①利用者が個人の場合
    - (1)請求書が必要な場合：315円（消費税込）
    - (2)請求書が不要な場合：210円（消費税込）
  - ②利用者が法人の場合
    - (1)請求書が必要な場合：420円（消費税込）
    - (2)請求書が不要な場合：210円（消費税込）
3. 前二項に定める請求書の要否にかかわらず、利用者は弊社が別途定める手続に従い、インターネットを通じて利用代金の詳細を閲覧することができるものとします。

#### 第8条（本サービスの解約）

1. 本サービスの利用契約は、弊社が別途定める手続に従い、利用者が本サービスの終了の申し込みをなし、弊社が当該利用者について本サービスの解約の手続きを完了した時点をもって解約されるものとします。

ただし、本規約等にもとづく債務がある場合、利用者は当該債務の完済まで、本規約等の定めに基づき債務を履行するものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、利用者が弊社の提供する各種インターネット接続サービスを解約し、当該接続サービスの利用資格を失った場合、本サービスの利用契約は当該接続サービスの利用資格を失った時点をもって解約されるものとします。

#### 第9条（個人情報の取扱い）

1. 弊社は、利用者から提供された個人情報を以下の目的で取扱うものとします。
  - ①本サービスの申込受付事務手続き
  - ②弊社所定の基準による申込者の審査
  - ③請求書、その他弊社が発行する書面への印字及び利用者への発送
  - ④指定口座からの利用料金の引き落とし
  - ⑤申込内容、利用代金のお支払いに関する弊社からの電話、電子メール、ダイレクトメールによるご連絡
  - ⑥利用者の入金確認及び入金結果の管理
  - ⑦利用者の未納利用代金の管理及び利用者への利用代金の再請求
  - ⑧利用者からの問い合わせに関する対応
  - ⑨市場調査及び弊社のサービス開発・研究
2. 利用者が本サービスの申し込みを行う際に弊社へ提出する弊社指定の申込書に、利用者の個人情報が正しく記載されていない場合、利用者は本サービスを利用することができないものとします。
3. 弊社は、代金回収業者を通じて利用代金の徴収を行うため、代金回収業者に利用者の個人情報を預託する場合があります。この場合、弊社は代金回収業者との間で個人情報保護に関する契約を締結するなどの保護措置を講じるものとします。
4. 弊社は、利用者の同意を得ることなく利用者の個人情報を第三者へ提供しないものとします。ただし、法令等の規定にもとづき、司法機関、行政機関その他の公的機関から要請された場合、弊社に登録された利用者の個人情報および客観的な取引事実に関する情報を当該機関に開示または提供します。この場合、利用者に生じた不利益について弊社は一切の責を負わないものとします。
5. 弊社は、個人情報の取扱いに関する責任者として、個人情報保護管理責任者を設置するものとします。
6. 利用者は、弊社による個人情報の利用または提供の中止、開示、訂正及び削除等の要望がある場合、その他個人情報の保護に関する法律に基づき問い合わせを行う場合は、弊社が定める問い合わせ窓口へ連絡するものとします。

附則：本規約は2009年7月1日から実施します。

2009年8月1日一部改訂

【個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ先】

ソネットエンタテインメント株式会社

サポートデスク

電話番号：0120-80-7761（受付時間 9時～21時）

ビジネスインフォメーションデスク

電話番号：0120-80-7765（受付時間 平日9時～18時）

### So-net 銀行振込サービスご利用規約

銀行振込でお支払いの場合は、必ずこちらをご確認・ご同意の上お申し込みください。

So-net銀行振込サービス（以下「本サービス」といいます）をご利用頂く個人又は法人（以下「利用者」といいます）は、So-net銀行振込サービスご利用規約（以下「本規約」といいます）を必ずお読みのうえ、ご同意下さい。

#### 第1条（本規約）

1. 利用者は、本規約及び弊社が別途定める本則及び各個別規定からなるSo-netサービス会員規約、その他本サービスに関する諸規定（以下、併せて「本規約等」といいます）に従って本サービスを利用す

るものとしします。

2. 本規約に定める内容とSo-netサービス会員規約及び本サービスに関する諸規定に定める内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとしします。

## 第2条（本サービスの申し込み及び利用開始）

本サービスの利用契約は、利用希望者が本規約等に同意のうえ、弊社が別途定める手続に従い本サービスへの申し込みをなし、弊社が当該申込者を弊社所定の基準に従い審査し、本サービスの利用者として登録した時点をもって成立するものとしします。

## 第3条（本サービス）

1. 本サービスは、利用者が、本規約等にもとづきインターネット接続サービス等を利用したことにより、弊社に対して支払うこととなる利用代金債権（以下「債権」といいます）を、当該債権の発生と同時に、弊社が弊社の指定する第三者（以下「譲受業者」といいます）に譲渡し、利用者が当該譲受業者の指定する金融機関口座（以下「指定口座」といいます。）に振り込む方法で、利用代金をお支払いいただくためのサービスになります。
2. 利用者は、弊社が利用者に個別の確認を行うことなく、前項に定める債権を譲受会社に譲渡することを異議なく承諾するものとしします。

## 第4条（本サービスの利用限度額）

本サービスの利用限度額は、弊社が別途定めるものとしします。

## 第5条（利用代金の支払方法）

利用者は、毎月末日を締切日とし、締切日の属する月の翌々月の末日までに指定口座へ振り込む方法で、利用代金を譲受業者に支払うものとしします。なお、支払日が金融機関休業日にあたる場合は、その翌営業日を支払日としします。

## 第6条（遅延損害金）

利用者は、利用代金の支払いを遅延したときは、遅延した金額について支払期日の翌日から支払日に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を弊社に支払うものとしします。

## 第7条（手数料の支払い）

利用者は、本サービスの事務手数料及び利用代金を記載した書面（以下「請求書」といいます）の発行料として、以下各号に定める金額を弊社に支払うものとしします。なお、当該事務手数料及び請求書の発行料の支払いは利用代金と併せて譲受業者から請求されるものとしします。

- ①事務手数料：月額210円（税込）
- ②請求書発行料：月額210円（税込）

## 第8条（本サービスの解約）

1. 本サービスの利用契約は、弊社が別途定める手続に従い、利用者が本サービスの終了の申し込みをなし、弊社が当該利用者について本サービスの解約の手続きを完了した時点をもって解約されるものとしします。  
ただし、本規約等にもとづく債務がある場合、利用者は当該債務の完済まで、本規約等の定めに基づき債務を履行するものとしします。
2. 前項の定めにかかわらず、利用者が弊社の提供する各種インターネット接続サービスを解約し、当該接続サービスの利用資格を失った場合、本サービスの利用契約は当該接続サービスの利用資格を失った時点をもって解約されるものとしします。

## 第9条（個人情報の取扱い）

1. 弊社は、利用者から提供された個人情報を以下の目的で取扱うものとしします。
  - ①本サービスの申込受付事務手続き
  - ②弊社所定の基準による申込者の審査
  - ③本サービスの提供のための譲受業者への利用者情報及び利用代金債権額の提供
  - ④弊社及び譲受業者間での利用者からのお問い合わせに関する情報共有

- ⑤申込内容、利用代金のお支払いに関する弊社からの電話、電子メール、ダイレクトメールによるご連絡
- ⑥利用者の入金確認及び入金結果の管理
- ⑦利用者の利用代金の与信管理
- ⑧利用者からの問い合わせに関する対応
- ⑨市場調査及び弊社のサービス開発・研究

2. 弊社は、本項第2号の目的により下記譲受業者へ利用者情報を提供するものとしします。

### ①譲受業者の会社名及び組織情報

譲受業者：株式会社セディナ

事業内容：カード事業、信販事業、ソリューション事業

お問い合わせ窓口：ソリューション事務センター

03-3346-3771

受付時間：午前9時30分～午後5時30分

（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

### ②譲受業者の個人情報の利用目的

・請求書、その他譲受業者が発行する書面への印字及び利用者への発送

・利用者の入金確認及び入金結果の管理

・申込内容、利用代金のお支払いに関する譲受業者からの電話、電子メール、ダイレクトメールによるご連絡

・利用者の利用代金の与信管理

・利用者からの問い合わせに関する対応

### ③弊社から譲受業者へ提供する利用者情報

法人名、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、お客様番号、ユーザーID、利用代金、利用者が利用するサービス名称

### ④弊社から譲受業者へ提供する手段

電話回線及び全国銀行協会が推奨する通信プロトコルを使用し、電子データ形式にて安全に情報提供を行います。

3. 利用者が本サービスの申し込みを行う際に弊社へ提出する弊社指定の申込書に、利用者の個人情報が正しく記載されていない場合、利用者は本サービスを利用することができないものとしします。

4. 弊社は、譲受業者から利用代金債権の返還があった場合、代金回収業者を通じて利用代金の徴収を行うため、代金回収業者に利用者の個人情報を預託する場合があります。この場合、弊社は代金回収業者との間で個人情報保護に関する契約を締結するなどの保護措置を講じるものとしします。

5. 弊社及び譲受業者は、利用者の同意を得ることなく利用者の個人情報を第三者へ提供しないものとしします。ただし、法令等の規定にもとづき、司法機関、行政機関その他の公的機関から要請された場合、弊社に登録された利用者の個人情報および客観的な取引事実に関する情報を当該機関に開示または提供します。この場合、利用者に生じた不利益について弊社は一切の責を負わないものとしします。

6. 弊社及び譲受業者は、個人情報の取扱いに関する責任者として、個人情報保護管理責任者を設置するものとしします。

7. 利用者は、弊社による個人情報の利用または提供の中止、開示、訂正及び削除等の要望がある場合、その他個人情報の保護に関する法律に基づき問い合わせを行う場合は、下記の問い合わせ窓口へ連絡するものとしします。

### 【個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ先】

ソネットエンタテインメント株式会社

サポートデスク（個人のお客様）

電話番号：0120-80-7761（受付時間 9時～21時）

ビジネスインフォメーションデスク（個人事業主及び法人のお客様）

電話番号：0120-80-7765（受付時間 平日9時～18時）

附則：本規約は2010年2月1日から実施します。

# MEMO

---

---

【お問い合わせ先】

**So-netビジネスインフォメーションデスク**

9:00～18:00（土・日・祝日及び弊社指定のメンテナンス日を除く）

■ フリーダイヤル※携帯電話、PHSからもご利用いただけます。

**0120-80-7765**

■ So-netフォン及びその他のIPフォンから（通話料金有料）  
**03-6700-6232（東京）**

■ メール・FAX・その他お問い合わせ先

**<http://www.so-net.ne.jp/support/navi5/>**

※お問い合わせの際は、番号をよくお確かめください。

※お客さまのご要望に正確かつ迅速に対応するため、通話内容を録音させていただいております。対応終了後、消去いたします。